

衆議院 第百八十回国会

社会保障と税の一体改革に関する特別委員会公聴会議録 第二号

平成二十四年六月十三日(水曜日)

午前九時一分開議

出席委員

委員長 中野 寛成君

理事 武正 公一君

理事 古本伸一郎君

理事 和田 隆志君

理事 伊吹 文明君

理事 石井登志郎君

理事 稲富 修二君

理事 江端 貴子君

理事 勝又恒一郎君

理事 金子 健一君

理事 柳 万里君

理事 近藤 和也君

理事 篠原 孝君

理事 田嶋 要君

理事 高井 崇志君

理事 長尾 敬君

理事 早川久美子君

理事 三村 和也君

理事 宮島 大典君

理事 矢崎 公二君

理事 山本 剛正君

理事 柚木 道義君

理事 赤澤 亮正君

理事 加藤 勝信君

理事 鴨下 一郎君

理事 竹下 亘君

理事 野田 毅君

理事 町村 信孝君

理事 佐々木憲昭君

理事 豊田潤多郎君

理事 中島 隆利君

山内 康一君 中島 正純君

公述人

(株式会社日本総合研究所 理事長) 高橋 進君

(全国商工会連合会会長) 石澤 義文君

(中央大学法科大学院教授) 森信 茂樹君

(公述人) 上念 司君

(デフレ脱却国民会議事務局長・経済評論家) 田淵 隆明君

(公述人) 井上 裕之君

(公認システム監査人・IFRSコンサルタント) 公述人

(日本商工会議所特別顧問・税制委員長) 公述人

(全国商店街振興組合連合会理事長) 公述人

(東京大学大学院法学政治学研究科教授) 公述人

(暮らしと経済研究室主宰) 公述人

(嘉悦大学ビジネス創造学部教授) 公述人

(衆議院調査局社会保障と税の一体改革に関する特別調査室長) 公述人

委員の異動

六月十三日 辞任

補欠選任

石井登志郎君

白石 洋一君

田嶋 要君

田村 謙治君

永江 孝子君

金森 正君

高井 崇志君

磯谷香代子君

三宅 雪子君

濱本 宏君

佐藤 治君

高橋 洋一君

山家悠紀夫君

加藤 淳子君

坪井 明治君

早川久美子君

湯原 俊二君

山本 剛正君

桑原 功君

稲見 哲男君

徳田 毅君

赤澤 亮正君

佐々木憲昭君

斎藤やすのり君

阿部 知子君

中島 隆利君

山内 康一君

磯谷香代子君

哲男君

徳田 毅君

赤澤 亮正君

佐々木憲昭君

斎藤やすのり君

阿部 知子君

中島 隆利君

山内 康一君

磯谷香代子君

哲男君

徳田 毅君

赤澤 亮正君

佐々木憲昭君

斎藤やすのり君

阿部 知子君

中島 隆利君

山内 康一君

磯谷香代子君

哲男君

徳田 毅君

赤澤 亮正君

佐々木憲昭君

斎藤やすのり君

阿部 知子君

中島 隆利君

山内 康一君

磯谷香代子君

哲男君

徳田 毅君

赤澤 亮正君

佐々木憲昭君

斎藤やすのり君

阿部 知子君

中島 隆利君

山内 康一君

磯谷香代子君

哲男君

徳田 毅君

赤澤 亮正君

佐々木憲昭君

斎藤やすのり君

阿部 知子君

中島 隆利君

山内 康一君

磯谷香代子君

哲男君

徳田 毅君

赤澤 亮正君

佐々木憲昭君

斎藤やすのり君

阿部 知子君

中島 隆利君

山内 康一君

磯谷香代子君

哲男君

徳田 毅君

赤澤 亮正君

佐々木憲昭君

斎藤やすのり君

阿部 知子君

中島 隆利君

山内 康一君

磯谷香代子君

哲男君

徳田 毅君

赤澤 亮正君

佐々木憲昭君

斎藤やすのり君

阿部 知子君

中島 隆利君

山内 康一君

磯谷香代子君

哲男君

徳田 毅君

赤澤 亮正君

佐々木憲昭君

斎藤やすのり君

阿部 知子君

中島 隆利君

山内 康一君

磯谷香代子君

哲男君

徳田 毅君

赤澤 亮正君

佐々木憲昭君

斎藤やすのり君

阿部 知子君

中島 隆利君

山内 康一君

磯谷香代子君

哲男君

徳田 毅君

赤澤 亮正君

佐々木憲昭君

斎藤やすのり君

阿部 知子君

中島 隆利君

山内 康一君

磯谷香代子君

哲男君

徳田 毅君

赤澤 亮正君

佐々木憲昭君

斎藤やすのり君

阿部 知子君

中島 隆利君

山内 康一君

磯谷香代子君

哲男君

徳田 毅君

赤澤 亮正君

佐々木憲昭君

斎藤やすのり君

阿部 知子君

中島 隆利君

山内 康一君

磯谷香代子君

哲男君

徳田 毅君

赤澤 亮正君

佐々木憲昭君

斎藤やすのり君

阿部 知子君

中島 隆利君

山内 康一君

磯谷香代子君

哲男君

徳田 毅君

赤澤 亮正君

佐々木憲昭君

斎藤やすのり君

阿部 知子君

中島 隆利君

山内 康一君

磯谷香代子君

哲男君

徳田 毅君

赤澤 亮正君

佐々木憲昭君

斎藤やすのり君

阿部 知子君

中島 隆利君

山内 康一君

磯谷香代子君

哲男君

徳田 毅君

赤澤 亮正君

佐々木憲昭君

斎藤やすのり君

阿部 知子君

中島 隆利君

山内 康一君

磯谷香代子君

哲男君

徳田 毅君

赤澤 亮正君

佐々木憲昭君

斎藤やすのり君

阿部 知子君

中島 隆利君

山内 康一君

磯谷香代子君

哲男君

徳田 毅君

赤澤 亮正君

佐々木憲昭君

斎藤やすのり君

阿部 知子君

中島 隆利君

山内 康一君

磯谷香代子君

哲男君

徳田 毅君

赤澤 亮正君

佐々木憲昭君

斎藤やすのり君

阿部 知子君

中島 隆利君

山内 康一君

磯谷香代子君

哲男君

徳田 毅君

赤澤 亮正君

佐々木憲昭君

斎藤やすのり君

阿部 知子君

中島 隆利君

山内 康一君

磯谷香代子君

哲男君

徳田 毅君

赤澤 亮正君

佐々木憲昭君

斎藤やすのり君

阿部 知子君

中島 隆利君

山内 康一君

磯谷香代子君

哲男君

徳田 毅君

赤澤 亮正君

佐々木憲昭君

斎藤やすのり君

阿部 知子君

中島 隆利君

山内 康一君

磯谷香代子君

哲男君

徳田 毅君

赤澤 亮正君

佐々木憲昭君

斎藤やすのり君

阿部 知子君

中島 隆利君

山内 康一君

磯谷香代子君

哲男君

徳田 毅君

赤澤 亮正君

佐々木憲昭君

斎藤やすのり君

阿部 知子君

中島 隆利君

山内 康一君

磯谷香代子君

哲男君

徳田 毅君

赤澤 亮正君

佐々木憲昭君

斎藤やすのり君

阿部 知子君

中島 隆利君

山内 康一君

磯谷香代子君

哲男君

徳田 毅君

赤澤 亮正君

佐々木憲昭君

斎藤やすのり君

阿部 知子君

中島 隆利君

山内 康一君

磯谷香代子君

哲男君

徳田 毅君

赤澤 亮正君

いと存じます。よろしくお願いいたします。

次に、議事の順序について申し上げます。

高橋公述人、石澤公述人、森信公述人、上念公述人、田淵公述人の順に、お一人十五分以内で御意見を述べいただき、その後、委員からの質疑に対してお答え願いたいと存じます。

なお、念のため申し上げますが、御発言の際はその都度委員長の許可を受けることとなっております。また、衆議院規則の規定により、公述人は委員に対して質疑することはできないことになっておりますので、あらかじめ御承知おきを願いたいと存じます。

それでは、まず高橋公述人をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○高橋(進)公述人 株式会社日本総合研究所の高橋でございます。

本日は、私は手元に資料を御用意申し上げておりませんので、口述のみで申し上げます。

まず、社会保障と税の一体改革ということでございますけれども、私は、社会保障の持続性と財政の健全性、この二つを確保するために不可欠な取り組みであるというふうに思います。したがって、今国会での審議をいただくことはもとより、個人的に申し上げれば、党派の枠を超えて、継続的で抜本的な検討と取り組みが行われていくことを期待させていただきます。

社会保障制度への取り組みがそれだけおくれれば、財政健全化への取り組みもおくれるだけではなくて、国民の社会保障制度全般への信頼が揺らいで、消費の抑制、こういったことを通じて実体経済に悪影響を与えることになるというふうに考えております。

本日は、一体改革について、社会保障、それから税制改革、成長戦略、この三つの観点からお話をさせていただきますと思います。

まず、社会保障改革については、社会保障制度の持続性を確保するためには、社会保障に関連するさまざまな制度の根幹にまで踏み込んだ改革が

必要というふうに考えます。

もつとも、どこまで踏み込んだ改革が必要なのか、国民的、政治的にはまだコンセンサスはできていないというふうに理解しております。

したがって、まず、現行の年金制度が持続可能なのか否か、この点について十分検証する必要があるというふうに思います。そして、その検証を基礎にして年金制度の重要改革に着手していくべきではないかと思っています。

医療、介護制度についても、高齢化とともに給付額が増加し、これまでの制度を維持することは困難になるというふうに見られますけれども、こ

こでも、必要な改革の程度について十分な検証が必要ではないかというふうに思います。

社会保障制度の持続性の確保にかかわるもう一つの大きな論点があるというふうに思います。それは、高齢者に偏った社会保障給付の是正ということではないかと思っています。

現行制度のままでは、今後、給付と負担の双方で世代間の不公平の状態がさらに悪化し、そのことが現役世代の制度への信認を失わせ、制度自体の持続性を危うくすることになるのではないかと懸念いたします。

世代間の公平な支え合いといった観点から、年金特例水準の見直し、あるいはマクロ経済スライドの見直し、これは必要な措置と考えます。

しかしながら、それだけでは世代間の不公平の是正は不十分であり、年金制度の抜本改革や医療制度の改革に踏み込む必要があるというふうに考えます。

さらに、世代間不公平は正の一環として、若年層や低所得層に対しては、過度の負担を是正するというだけではなくて、支援の強化も必要だと思います。とりわけ、子育て層に対する支援は、日本の人材力を強化し、潜在成長力を引き上げるという観点から極めて重要と考えます。ただし、支援強化に当たっては、ばらまきに陥らぬよう自助努力を促す仕組みとすることが必要だと思います。その際、給付付き税額控除、またはそれに類似

した制度を埋め込むことは一つの選択肢ではないかと思っています。そうした政策を実行するためにも、社会保障・税番号制度の導入は喫緊の課題と考えます。

一方で、高齢者世代の世代内の所得再分配を強化すること、これによって若年世代の負担を軽減することも検討すべきだと思います。消費税の増税を通じて高齢者にも応分の負担を求めることはもちろんですが、高所得者、資産保有者に支給する年金のカット、あるいは後期高齢者医療制度などはこれに当たるものというふうに考えます。

なお、医療制度については、健康保険の保険者機能の見直し、あるいは急性期医療体制の充実、地域医療機関の再編、病院と介護施設の連携強化、あるいは健康保険のカバー範囲の見直し、こういったところもタブーなく見直していくことを検討すべきではないかというふうに思います。

続きまして、財政健全化への取り組みについて申し上げます。財政の健全性の確保については、中期的な時間軸の中で財政を健全化に向けた軌道に乗せていくことが必要と考えます。

現時点で日本はユーロ圏のような債務危機には陥っておりませんが、一たび長期金利が上がり出せば、日本は、GDP比で見た債務残高の大きさが災いして、財政のコントロールが失われてしまうことは必定でございます。

財政健全化への取り組みがおくれればおくれるほど、財政赤字が国内貯蓄を食い潰し、長期金利が上昇するリスクが高まる筋合いと考えます。

そうしたリスクが顕在化するまでに残された時間、そう長くはないというふうに思います。政府部門の赤字が縮まらず、一方で高齢化とともに家計の貯蓄の伸びが鈍化するということになれば、企業部門の一定の貯蓄超過が続いたとしても、日本はいずれ貯蓄超過から投資超過経済に陥り、言いかえれば経常収支が赤字化する。その結果、政府は資金調達を海外に依存するようになる、そうすれば財政のリスクが現実のものになるという危

険があると思います。そうなる前に財政改革を軌道に乗せる必要があるというふうに思います。

財政健全化への取り組みの基本は、歳出改革、歳入改革と成長戦略、この三つの改革をバランスよく進めていくこと、それによって政府の債務残高の増加をできるだけ抑制し、名目成長率の伸び以下に抑えていくこと、これが基本だと思います。具体的には、目標年次を定め、政府が目標を達成していくことにコミットする必要があると思います。

ただし、増税だけで財政健全化目標を達成しようとするれば、大幅な増税が不可避となり、経済に大きな下押し圧力となって、結果的に財政赤字は縮小しないと考えます。増税幅を極力圧縮するためには、歳出の伸びを抑制すること、成長によって税収を伸ばしていくことが不可欠だと思います。三つの改革のうち、歳出改革につきましては、その柱は、行政・政治改革と社会保障改革の二つと考えます。行政・政治改革については、時限的な措置にとどまらず、公務員制度改革や地方分権にまで踏み込んだ恒久的な改革が必要だと思います。社会保障制度改革については先ほど申し上げました。

一方、歳入改革でございますけれども、消費税を引き上げとする税制改革、これが妥当と考えますが、将来的には、フローだけではなくてストック、すなわち資産への課税の強化、これも視野に入れる必要があるというふうに思います。続きまして、成長戦略ということについて申し上げます。

今後、増税のマイナス影響をはね返し、税収を伸ばしていくためにも、言いかえれば、財政健全化をなし遂げ、社会保障の財源を確保するためにも、成長戦略への取り組みが極めて重要だということに考えます。これまで歴代政権のもとで成長戦略がつくられてきましたけれども、継続的な取り組みには至らず、結果的にその成果が乏しかったと言わざるを得ないのではないかと思います。日本は、失われた二十年と言われてきましたたけ

れども、高齢化が進展するもとでさらに企業の空洞化が進めば、日本の潜在成長力は今以上にさらに低下するおそれがあります。したがって、増税に踏み切る前に、実効性のある成長戦略への取り組みが求められるというところだと思えます。

その成長戦略の基本は、日本企業によるグローバル市場の開拓、あるいは国内での新市場、新分野の開拓、これをサポートして、結果的にアジアの需要を取り込み、そして国内の潜在需要を満たしていくことだと思えます。とりわけ、現時点では、環境、エネルギーあるいは医療、介護、農業、こういった分野が潜在需要が大きい有望分野と考えます。

もともと、こうした分野の成長を図る上で、従来の産業政策の有効性は乏しく、成長戦略の基本は、経営環境、ビジネス環境の整備に置くべきと考えます。ビジネス環境の整備の具体策としては、法人税の引き下げ、あるいはTTPの推進、こういったことと並んで、国内での規制改革や既得権益の打破、これを進めるべきというふうに思えます。

こうすることによって企業の成長期待を高め、新市場や新規分野への参入を活性化させること、これが経済活性化の道と考えます。国内で有望市場の開拓が阻まれている状況で、結果的に企業の活力が海外に流れてしまう、これは長期的に見て、日本の経済にとって大きなマイナスと考えます。

今般のユーロの債務危機は、ユーロの導入によって資金調達が可能になった南欧各国が、安易な財政支出や金融緩和に依存した景気拡大を繰り返す、その一方で経済体質を強化するための構造改革を怠ってきたこと、これが原因だということに考えます。日本が同じ轍を踏まないためにも、規制改革を中心とする構造改革に本格的に着手すべきと考えます。

最後に、増税と景気の関係について申し上げたいと思えます。

消費税の引き上げに際しては、そのときの景気動向に細心の注意を払うことは言うまでもないと思えます。日本の潜在成長力が低下している現状では、消費税引き上げによる経済へのマイナス効果、これについて十分に注意を払う必要があると考えます。消費税を引き上げただけで景気後退に陥るということはないと見ますが、他にマイナスマテリアルがあつて、それが重なる場合には、その複合効果に十分な注意が必要だと思えます。

実際、前回の引き下げ時には、消費税の引き上げに加え、不良債権問題やアジア危機、これが重なった結果、マイナス成長に陥りました。今回は、引き上げ時点で、復興需要の減少、あるいは世界景気のスローダウンの持続、あるいはその他の家計負担の増加、企業の空洞化、こういったマイナスマテリアルもございしますので、引き上げのタイミングについては細心の注意が必要ではないかということをお考えください。私から申し上げたいことは以上でございます。

○中野委員長 ありがとうございます。(拍手)

次に、石澤公述人をお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

○石澤公述人 全国商工会連合会長の石澤であります。

私から、消費税に関連いたしまして、現状を率直に申し上げます。中小・小規模企業者の立場から意見を述べさせていただきますと存じます。去る三月末に消費税引き上げ法案、附帯事項等が閣議決定されました。その後、価格転嫁問題等、本委員会でも政府内でも議論が行われているところでございます。しかしながら、現在議論が行われております価格転嫁対策につきましては、価格競争力が弱い、あるいは交渉力の弱い中小・特に小規模企業にとりましては抜本的な対策にはなり得ないのが現状であります。

後ほど詳しく御説明申し上げますけれども、一言で申し上げるならば、規模が小さければ小さいほど価格転嫁が困難であるということ、また、消

費税が引き上がりますと、滞納が急激にふえてくる、必然的に廃業が増加する、こういう状況を前にいたしまして、私といたしましては、反対せざるを得ない立場を御理解いただきたい、こう思っております。

私のところへは、中小・小規模企業から、消費税の引き上げに伴ういろいろな切実な思いが、意見が寄せられております。三つほど御紹介いたします。

一つは、価格転嫁ができないということであります。請求書に消費税を記載いたしますと、大型店やあるいは安売り店の価格が比較になりまして、最終的にはやむを得ず値引きすることになります。五%でも転嫁ができない、自腹を切るわけでありますが、これが一〇%になりますと、さらに苦しくなつて経営が成り立たない。事業主なら我慢のしようもありますけれども、従業員の生活を保障できなくなる。こういう意味から絶対反対であるという声であります。

二つ目は、事務負担が重いということであります。消費税の計算に手間とコストがかかる。これ以上制度が複雑になると、小さな企業では到底対応できない。必然的に税理士さんにお世話になることになってコストが上がる、費用がかかるということでもあります。

もう一つは、このところ、売り上げがどんどん減つておる。これは、かつて消費税が上がったときからこういう流れになってきておる。納税時の負担が大きく、資金繰りに大変苦慮をしておる。消費税はもろに景気に影響を受けますので、これ以上消費税が上がると本気で廃業を考えねばならぬ。このような悲痛な訴えであります。

なお、消費税だけではありません。中小企業を取り巻く、業者にとっては大きな負担が加わつてまいります。

いわゆる協会けんぽ、本年度から全国平均一〇%になります。三年間で一・八%の引き上げが行われるわけでありまして、大企業中心の健保組合やあるいは公務員の共済との格差がだん

だん広がっていく。そして、これらの保険料の半分は事業主が負担をするわけでありまして。上がる率は小さくても、トータルとしては、小さな事業者にとっては耐えられない負担になるということでございます。

さらに、電気料の値上げ等が負担になってまいりますと、この負担に耐えられない、特に小規模企業者の窮状をお察しいただきたいと思っております。この中小・小規模企業者の負担が少しでも軽くなるように、抜本的な改革をしていただきたい、このように思っております。

それでは、本題の消費税について申し上げます。お手元に「消費税の問題点」というタイトルの資料をお配りいたしております。

私どもは、苦しい国の財政状況、また社会保障費が増大をしていること、また国際的にも待たなしの状況であることは十分認識をいたしております。

しかし、先ほどから事業者の声として御紹介をいたしましたがお手元の資料のページにありますように、昨年九月に中小企業四団体で共同で調査をいたしました。消費税分を全額価格に転嫁できないと答えた業者が、年商三千万以下では四九%、一千万以下では六五%に実は上っております。これ以上税率が引き上げられまして、転嫁できないと予想する事業者の割合がさらに高まってくる、増加をする。また、売上規模が小さくなればなるほど転嫁が困難であるという状況でございます。

元来、消費税というのは消費者が負担をすべきものであります。そのとおりの仕組みになっておれば、我々は何も申し上げません。しかし実際には、価格転嫁ができないで、自腹を切つて納税をしているのが現状であります。この価格転嫁の問題をこのままにして消費税を引き上げれば、業績がさらに悪化をして、ひいては滞納の増加、廃業の増加につながることは当然のことであると私は思っております。

お手元の資料の四ページにありますように、平成九年に税率が三%から五%に上がりました。また、平成十七年には免税点が、三千万円が一千万円に切り下げられております。この年から急激に滞納がふえております。

滞納だけではございません。消費税が五%に上がった翌年から、実は商工会の会員が激減しておる。前の年までは、実は年間四千人の会員減でありましたが、消費税が上がった途端に、平成十年には一万二千人の減になっております。また、十七年に免税点が引き下げられますまでは、一年間の会員の減は一万三千人でありました。しかし、引き下げた年から一万九千人に増加をしていることは、消費税の値上げとこれらの滞納あるいは会員の廃業、減少とは無関係ではないということでございます。

消費税の滞納といいますと、消費者から預かっておる消費税を納めないのはおかしいではないか、こうお思いかもしれませんが、先ほど私が申し上げましたように、小規模事業者は価格転嫁ができなくて、みずから自腹を切つて納税をしておるという状況であります。赤字で資金繰りがつかない、やむなく滞納しておるということでもあります。滞納に至った業者は、借金をしたり、個人の預金を崩して、実は何とか納税をしておる状況でございます。

消費税は、御承知のように、赤字であっても納税しなければならぬ国民の義務であります。滞納いたしますと、金融機関からの融資も受けられない状況でございます。したがって、こういう状況の中で今一〇%に税率が上げられますと、廃業を選択せざるを得ないという現状を御理解いただきたいと思います。

以上、中小・小規模企業が消費税分を販売価格に転嫁できない実態を今申し上げます。また、消費税の引き上げが疲弊している中小・小規模企業に大きな打撃を与えることも御理解をいただけたかと思っております。

それでも、やむを得ずどうしても消費税を上げ

なきやならぬ場合には、私は、次の対策を十分議論していただいて、それを実施していただきたいと思っております。

まず第一は、徹底した歳出の削減であります。新聞の世論調査によりますと、まだまだ国民は消費税の値上げに納得をいたしておりません。この国民の理解、納得がなければ、事業者は十分な価格転嫁ができないのであります。消費税の引き上げについても、最終的には消費者である国民の理解がなければなりません。その意味では、皆さんの定数削減やあるいは国家公務員の人件費の削減など、国民の目に見える努力をしていただきたいと思っております。

次に、景気対策の実施であります。

今、デフレの経済下において事業者は過酷な価格競争にさらされております。少しでも事業者が価格転嫁しやすい経営環境をつくるために、デフレを脱却して、特に地方における経済を立て直していただく、そのために緊急の大型景気対策をぜひとも講じていただきたいと思っております。

次に、免税点、簡易課税の適用上限の引き上げについてであります。

現在、価格転嫁対策が検討されておりますが、転嫁カルテル、あるいは公取等の監視制度、あるいはまた価格表示方式の見直しなど検討されているわけでありまして、立場の弱い小規模企業者にとりましては、いずれも抜本的な対策にはならない、これは過去の結果からも明らかでございます。

そこで申し上げたいのは、小規模な事業者はそもそも価格転嫁が極めて困難であるという前提の上に立つて、お手元の資料の三ページにもありますように、本来、中小・小規模企業者の対策として、初めて消費税が導入されたときに優遇措置として設けられた免税点制度を、現在は一千万円に切り下げられておりますが、消費税創設当時の三千万円まで戻してもらいたい。また、簡易課税の適用範囲についても、現在は五千万円でありまして、これを引き上げてもらいたいということがお

願いでございます。

もう一つは、平成元年に消費税が導入をされたときに、それまでの手で計算をしておった事務を、記帳を機械化する必要がある、そのような意味で、その促進のために六十億円の基金を実は頂戴いたしました。その運用益をもつてその促進をしてきたのでありますが、残念ながら、一昨年、事業仕分けで国庫に返納することに相なりました。もしもこの消費税の引き上げを導入するならば、私は、この基金を復活していただくか、またはそれにかわる対策をぜひ立てていただきたい、このように存じておるところであります。

次に、複数税率の問題でございます。

消費税の逆進性対策として、食品などの日用品には軽減税率を適用すべきことが議論をされていくと承知をいたしております。大手スーパーにおいてはこれは容易なことでありますけれども、地方の小規模な小売店では、食料品、雑貨、ギフト商品などさまざまな商品を扱っております。

そして、二ページにもございますように、私どもの調査によりますと、個人事業主の九割が納税事務をみずから行っている、あるいは経理の処理については、個人事業主では五五%、法人では四四%が手計算をしておるという現状でございます。このような業者にとりましては、品目ごとに税率を変更するということは並大抵のことではございません。せっかく小規模事業者に与えられた簡易課税についても、使いにくくなる、意味がなくなってくるわけでありまして、

私も、ぜひとも、このことについて、負担のかかる複数税率は慎重にしていきたい。ただし、低所得者層については、このことを御理解いただきまして別途の対策を講じていただきたい、このように申し上げたいと思っております。

以上、現状を申し上げます。御理解をいただきますようお願い申し上げます。(拍手)

○中野委員長 ありがとうございます。

○森信公述人 中央大学法科大学院の森信でございます。

います。よろしく願います。

私は、今回の法案に基本的に賛成の立場から意見陳述を行いたいというふうに思っております。お手元に資料もございますので、それを参照しながらお話をしたいと思います。

今回のこの一連の議論のメインテーマ、これは、税と社会保障を一体的に見直していくということでございます。そこで、なぜ税と社会保障を一体改革する必要があるのか、もう一度原点に返つて、私の立場から述べさせていただきます。

税制の役割というものを考える場合には、大きく分けて二つあると思います。

一つは、必要な財政サービスの財源を確保する、公共サービスの財源を確保するという機能でございます。

もう一つは、税制というツールを使いながら、今問題になっているいろいろな経済問題あるいは社会問題をどうやって解決していくかという問題でございます。具体的には、所得再分配をどうするのか、それから、経済の活性化をどうするのかという問題でございます。

前者の財源調達機能としての税といえますのは、今、受益と負担のバランスが崩れておりますので、こういった中では、歳出削減を行うとともに、税収の増加を図つて受益と負担のバランスを回復していく、そういうことが必要だと思っております。消費税率を引き上げて社会保障という公共サービスを持続可能なものにし、あわせて財政を再建するということは必要だというふうに考えております。

とりわけ、国際的な投機筋が先進諸国の財政状況を材料にしてさまざまな仕掛けを始めている今日、彼らの材料にされない財政政策をとることの重要性は言うまでもありません。

それから次の点でございますが、冷戦後の世界では、法人税とか所得税の税率を引き下げて、自国に工場や資本を引き入れるという税の引き下げ競争が激化しております。そういう中で、所得税率や法人税率を引き上げますと、企業や資本、あ

るいは貯蓄が海外に逃避する可能性があります。そうすると、大規模な税収確保はどうしても消費税に頼らざるを得ないということがあると思います。

私の資料でいえば、三枚目の資料が、法人税の先進国における引き下げ競争の現状を描いております。

税制の第二の機能、つまり、現在の経済社会情勢に見合う税制をどう構築していくかという問題でございますが、現在の我が国に生じております問題は、何と云っても、一つは格差、貧困問題、それからもう一つは経済活力の喪失だと思えます。これに対して税制をどう構築していくのか、これが問題になります。

冷戦後の世界を見ますと、BRICS等の台頭によりまして、彼らから低価格製品の輸出、日本にとってみれば輸入ですが、これが急増しております。また、人、物、金が自由に移動するようになりまして、経済のグローバル化という事態も生じました。これに対しまして、我が国など先進国の企業は、どうしても、賃金を切り下げたり、非正規雇用化によって対応せざるを得なくなりまして、そこで、若者を中心にした所得格差は世界的にますます拡大をしております、貧困の問題を生じさせてきております。

我が国の所得格差の状況につきましては、四枚目につけてございます。

このような格差、貧困問題に対しては、税制として、所得再分配機能を強化するための所得税増税というのが本来はあるべき姿かもしれません。しかし、勤労者だけが負担する所得税を大きく引き上げれば、勤労意欲の低下を引き起こすとともに、高所得者層の税率の引き上げは、高度に国際的な資金移動が可能な今日、資本の国外への流出を招く可能性も大いにあると思います。

そこで、税制と社会保障を一体的に設計することによって、低所得者層への所得再分配を厚くするという政策が考えられます。実は、欧米では早くからこのような考え方、つまり、一方では経済

の効率性を維持しつつ、他方で経済の公平性を追求するという政策を導入しております。今回の改革でも、消費税率の一分が社会保障の充実に向かうということにつきましては、こういった方向の一つのあらわれではないかというふうに考えております。

これを税制に置きかえますと、まさに所得控除から税額控除へ、さらには給付つき税額控除へ、そして給付へという流れが言えると思います。つまり、高所得者層に有利な所得控除を税額控除に変える、さらにこれを、税金を払っていない方にも対応できるように給付あるいは給付つき税額控除に変えていく、こういうことによって所得の低い人への所得再分配機能を中心に高めていく、こういう政策でございます。これは、今日の我が国においても非常に効果のある政策だというふうに考えております。

実際、民主党政権のもとでは、年少扶養控除や特定扶養控除を削減して子ども手当に振り向ける、あるいは高校の授業料を無償化にするという改革がとられてきました。子ども手当は、その後、児童手当となりましたが、所得控除から手当へという理念は変わっていないと思います。この結果、高所得者層の税負担は増加し、低所得者層は給付を受けることができて、全体として所得再分配機能は高まったわけでございます。

しかし、一体改革をより進めていくためには、この給付つき税額控除というのを本格的に導入することが必要であるというふうに考えております。

今回の法案には、逆進性対策としての給付つき税額控除が書かれておりますが、この制度は本来、勤労税額控除、児童税額控除という、低所得者の勤労インセンティブを高めながら所得再分配を強化するための政策ツールです。ブレア政権やクリントン政権、あるいはほとんどの先進国は、この制度を活用して、勤労所得者の労働インセンティブを高めながら、みずから老後の生活を勤労することによって備えていく、そういうふう

に変わってきておるわけでございます。それから、失業率の低下という観点でも大きな効果を上げた政策でございます。

五ページの図表でございますが、給付つき税額控除というのは、実はいろいろな形があります。非常に簡素な形からもう少し複雑な形まで、あるいは、イギリスが今現在キヤメロン政権のもとで検討しております、ユニバーサルな、本当に全てを統括したような給付つき税額控除もござい

ます。所得の低い人たちに勤労を条件に支援する、フルタイムで働いても相対的貧困に陥っている、いわゆるワーキングプア層の勤労を促進する、あるいは子供の数に応じて子育て家庭に経済支援し少子化を食い止める、こういった対策に向けて、本格的な給付つき税額控除を充実させる必要があるのではないかとこのように思っています。

今回は、まず逆進性対策として簡素な形、この五ページの表でいいますと、カナダのとっているような、一定の所得以下の方には定額の給付をする、こういった簡素な形で給付、簡素な形で給付つき税額控除を導入して、その後、本格的な勤労促進あるいは所得再分配政策としての機能拡大をしていくというふうなことをお願いしたいと思います。

そのためには、財源として、配偶者控除、私には、この配偶者控除というのは究極のばらまきではないかと思いますが、配偶者控除などの縮減あるいは生活保護の効率化、そういったものを行ないながら、その財源をもとに、勤労促進や子育て支援のための制度を構築していくことが考えられると思います。こういった改革こそ、真の社会保障、税の一体改革であるというふうに考えております。

新聞報道によりますと、与野党協議の中で、給付つき税額控除は低所得者の所得の捕捉ができないので反対という意見があるようです。しかし、社会保障というのは、低所得者層の所得を正確に捕捉するところから成り立っているわけで

ございます。この原点をおろそかにしますと、国家としてまともな社会保障制度はできなくなるわけですから。そのために、マイナンバー、番号制度を導入しながら正確な所得の捕捉に向けて努力をしていく、これが私は国家の責務ではないかと思えます。そういう意味では、マイナンバー法も早く成立をさせていただきまして、こういった低所得者層の所得とか資産も的確に把握できるような制度をつくっていく。

したがって、低所得者層の捕捉ができないから給付つき税額控除は無理だという意見は、私は敗北主義ではないかというふうに考えております。いずれにしても、給付つき税額控除というのは、税と社会保障をつなぎますグローバルスタンダードな制度で、我が国では逆進性対策から導入していくとしても、勤労税額控除、児童税額控除といった欧米諸国で大きな成果を上げた政策として発展させていく、そういった気概を持って改革を進めていただきたいというふうに考えております。

最後に一言、消費税引き上げに伴う経済効果について申し上げます。

消費税率の引き上げが経済にマイナスの効果及ぼすことは間違いありません。しかし、あわせて行う社会保障改革や財政再建への筋道が、我々の将来不安を取り除くとともに、金利リスクの軽減という形で経済の大きなリスクを取り除く、こういった効果を持つことを過小評価してはならないと思います。グローバル経済の中で、経済に内在するリスクを最小化することは極めて重要な政策だと思えます。そういう意味で、この法案が一日も早く成立することをお願いしております。

以上です。(拍手)

○中野委員長 ありがとうございます。

次に、上念公述人をお願いいたします。

○上念公述人 皆さん、こんにちは。政治を志すというか、政治家である皆さんは、ぜひ、人間関係を大事にされていると思いますので、もう少し元気に挨拶していただければと思

ます。

皆さん、こんにちは。

ありがとうございます。

経済評論家で、デフレ脱却国民会議の事務局長をやらせていただいております上念と申します。本日は、お時間をいただきまして、ありがとうございます。

私が申し上げたいことは、誤った情報に基づいて誤った判断をすれば、国が大変なことになってしまうということです。この一点に尽きます。

それは、戦前、大本営連絡会議において、誤った情報に基づいて対米開戦を決定したあの近衛内閣末期、そして東条内閣が、日本をとんでもない混乱に陥れて、結果的には一度国を滅ぼしてしまった、大変とんでもない決断をしてしまった、こういう過去の歴史があります。私たちは誤った情報に基づいて政策を決定してはいけない、このことだけをきょうは私は訴えたいと思います。

私がきょう訴えたい点は二つしかありません。一つは、日本は本当に財政危機なのか。これが一つ目です。そして二つ目、消費税増税によって本当に税収がふえるのか。この二点だけを、ぜひ皆さん、もう一度考え直して、この公聴会というのは法案を採決するためにやる儀式ではないと私は信じておりますので、ぜひ議論をしていただきたいというふうに思います。

まず一つ目、日本が本当に財政危機なのかどうか。

これは、私のような一介の経済評論家の意見よりも、もう少し権威のある方の意見を引用した方がいいと思いますので、今、一つちよつと読み上げたいと思います。

まず一つ目、日米など先進国の自国通貨建て国債のデフォルトは考えられない。債務不履行は考えられない。デフォルトとしていかなる事態を想定しているのか。日本国債は現在九五%が国内でかつ低金利で消化されている。

その次、近年自国通貨建ての国債がデフォルト、つまり債務不履行した新興市場国とは異なる

り、日本は変動相場制のもとで、強固な対外バランスもあつて国内金融政策の自由度ははるかに大きい。さらに、ハイパーインフレの懸念はゼロに等しい。

その次です。マクロバランスとの関係では、景気が回復し、銀行の新規融資が増加し、金利が上昇すると、財政赤字の削減は困難になると言っているが、しかし、このような状況では、名目、実質双方の成長率が高まり、税収がふえ、不良債権処理が促進されることから、むしろ財政健全を進める上で歓迎される。金利の上昇のみを強調するのは適切でない。

このようにその権威のある方が述べていらつしゃいます。

では、この権威のある方というのは一体誰でしょう。財務省です。きょう、私は、これを財務省のホームページからダウンロードして印刷してきました。ぜひ、本当かうそか確かめていただきたいので、「外国格付け会社宛意見書要旨」というタイトルで検索してみてください。インターネット上で公開されております。

財務省みずからが、日本は財政危機ではないというふうに過去言っているんです。このときと今と、経済財政のファンダメンタルズは変わったのか変わっていないのかということを確認したいです。

まず、日本は変動相場制から固定相場制に移りましたでしょうか。日本はまだ変動相場制ですよね。それから、外貨準備とか国内で九五%消化されている国債の消化状況とか、何もファンダメンタルズは変わっていません。

ということは、この財務省の、非常に権威ある、財政危機ではないという見解はいまだに生きていると私は考えております。もし、日本が固定相場制に移行していたりとか、国債の半分以上が外国人に買われているというなら、ぜひその証拠を示していただきたいというふうに思っております。詳しくは、ぜひ財務省の方に聞いていただ

ればというふうに考えます。

それから、次です。百歩譲って、日本が財政危機だったとしましょう。では、仮に財政危機機だとすると、消費税の増税が本当にその財政危機を救うのか、つまり、消費税の増税で税収がふえるのかという点について考えてみたいと思います。

お手元の資料をごらんください。

「デフレ下の増税は百害あつて一利なし 増税しても財政再建できない不都合な真実」ということで資料を用意させていただきました。

まず、一ページ目をめくっていただくと、ここにサマリーがあります。これは絶対誰も反対できないと思うんですが、「税収＝名目GDP×税率×税収弾性値」、この式が間違っているというのなら、ぜひ指摘していただきたいと思います。これはもう間違いなくこの式で算出されます。

問題は、消費税の税率を上げることによって名目GDPが一円も減らないのかということです。税率を上げる以上に名目GDPが減ってしまったら、この式を見ればわかるとおり、税収は減ってしまうんですね。そのことを明らかにしていきたい。そのためには、やはり過去の歴史に私たちは学ばなければいけません。それは、最初に申し上げたとおり、近衛内閣末期のような間違つた判断で政策を決定すると、国は本当に減ってしまうかもしれないからです。

では、この次のページをちよつとごらんいただきたいと思ひます。

「税収の源は名目GDPである」というグラフが出ています。私たちが政策を判断する場合に、統計的に、その二つの数値がどれぐらい関係が強いのかということをおぼろげに、関係係数というものがあります。関係係数が〇・三以下の場合、ほとんどその二つの数値には関係がありません。もし税収と税率の間に相関関係があるならそれはいいんですが、圧倒的に税収は名目GDPと相関性がありません。これは、日本だけじゃなくて、外国の例を見ても同じです。

こちらのグラフをごらんいただくと、青い実

線の日本の名目GDPに対して、青い点線の日本一般政府歳入というのはもうほとんど一致した線になっています。緑、オレンジ、これはドイツ、アメリカですけれども、基本的には名目GDPの伸びと税収というのは比例しております。税率を考えると、名目GDPを考えた方が圧倒的に税収をふやすためには効果があるということをこのグラフが示しています。

では、次のページをごらんください。税収だけではなく、プライマリーバランス、歳入歳出のバランスを見たときにどうなるのか。こちらも、プライマリーバランスと名目GDPの推移というのは、グラフが非常に重なりやすい、相関も高いのではないかとことが言えます。これが、次のグラフです。

そして、さらに次のページ。私たちの日本国がなぜ税収が悪化しているかといえ、これはデフレが原因です。デフレが進行すると、企業は売り上げが減って、利益が減って、そしてお給料も払えなくなつて、どんどん所得が減ると、人々はますますお金を使わなくなつて、そしてどんどん経済が縮小していく。経済が縮小すると、先ほどの公式に基づいて、名目GDPが減少します。名目GDPが減れば、税率を上げようが、税率を変えなかつたら当然ですけれども、税率を上げても税収は減つてしまひます。それはこのグラフを見れば明らかだと思います。

そして、次のページをごらんください。では、なぜ今、日本がデフレなのか。これがきょう一番私が訴えたいところです。

デフレというのは、特定の商品の価格ではなくて、世の中全体の物の値段ですね、一般物価が二年以上連続して下がることです。これは、例えばユニクロがたぶんふえたからデフレになったとかばかなことを言っている人がいますが、そういうことでは全く説明ができません。デフレというのは貨幣量が不足することによって発生する貨幣現象なんです。だから、日銀がお金を刷らない

からデフレになっているんです。

そのことが、こちらの「デフレは日銀が招いた人災」というチャートに示してあります。ほかの国がリーマン・ショックのときに二倍、三倍とお金の量を、変化率ですけれども、これだけのお金の量を市場に供給したのに対して、日銀はほとんど何もしていません。この状況が続く限り、幾ら税率を上げたところで、税収はふえません。財政支出をふやせばマンデル・フレミング効果というのが働いて、結局、金利が上がって、円高になって、全ての効果は海外に逃げてしまいます。金融緩和なくして財政政策なし、デフレ脱却なくして財政再建なしなんです。

では、次のページをごらんください。

こういうことを言うと、日本は人口が減っているからデフレなんだよという極めて間違った考えを言う人がいるんですが、人口減少デフレ説は完全なでたらめです。何の根拠もありません。

こちらにIMFが定義する先進国の人口増加率と物価上昇率をプロットしたデータがあります。これは駒沢大学准教授の飯田泰之先生がつくられたグラフです。何の相関性もありません。R<sup>2</sup>というところをごらんください。〇・〇〇〇五、ほとんどランダムですね。これが〇・六以上なければ相関があるとは言えないんです。

人口増加とデフレの間には何の関係もないのに、五月三十日に日本銀行から、人口が減っているからデフレになっていますというような恐ろしいでたらめなレポートが発表されました。このレポートをよく読んでみると、この三十何カ国から二十四カ国を恣意的に選んで、しかも、相関係数のR<sup>2</sup>が書いていないんですよ。非常にインチキなレポートを出しています。これだけでも日銀総裁は首にしていんじゃないかと私は思っています。とんでもない話です。

そして、次です。  
人口と経済成長、これも実は全く関係がありません。残念ですが、相関係数は〇・一八しかありません。彼らの言うことが正しいなら、この相

関係数が〇・六以上にならないといけない。しかし、なっていない。つまり、これは彼らが言っていることがサイエンスでないということです。でたらめであるということが断言できるのではないかと思えます。

最後に、金利が上がって財政破綻するとか、おもしろいことを言う人がたくさんいるんですが、これも大うそでございます。こちらをごらんください。名目成長率が四%以上になると、通常、長期金利よりも成長率の方が高くなりますので、ちよっと難しいんですが、公債のドーマー条件という、財政破綻をするかしないかの条件を財政破綻しない方向で満たすことになって、基本的には日本の財政は健全化します。

これは実は、戦前、高橋是清が行った金融財政政策の中で、彼らは、新たに発行した国債を日銀に買わせて、それで財政政策をどんと行っただけです。こんなことをやったら金利が上がって大変だとみんな言うんですけども、実際に金利が上がったかという、全く上がりませんでした。三年半ぐらい長期金利はずっと横ばいの状態で、その後急激に上がることもありませんでした。

その後、日本経済がおかしくなるのは、二・二六事件が起こって、高橋是清が暗殺されて、馬場鎭一という国賊級の大蔵大臣が死ぬほどお金を刷って増税して軍備拡張をしたわけですね。これは、まさに近衛内閣末期です。これと同じことが今まさに、消費税増税という誤った、対米開戦と同じような決断によって行われようとしていると私は懸念しております。

では、最後のページです。  
ということ、私も財政再建はせひした方がいいと思います。それから、税収がふえるならぜひ消費税を上げてください。  
ところが、今、日本銀行という大変問題のある団体がデフレを続けていることによって、税率を上げても税収はふえません。増税したいのであれば、まず最初に日銀法を改正して日銀総裁を首に

する、そして、デフレ政策を改めて、きちんと二%から四%程度のマイルドなインフレに持っていき、そういう状態にして、景気が物すごくよくなって、このままじゃ過熱して大変だとなったらぜひ増税してください。

私は増税そのものには反対していません。税収が上がるなら増税してください。でも、今、日銀がこういう状況で幾ら増税しても全く税収は上がりません。

ですから、増税したい議員の皆さんも、増税を妨げているのは日本銀行だということをぜひ頭の中に入れていただいて、日銀法改正なくしてデフレ脱却なし、日銀法改正なくして財政再建なしということをきょうはぜひ肝に銘じていただいて、あと、私はうそを言っているかもしれないから、調べてください、ぜひ皆さん自身の頭で考えていただければと思っております。

最後に、私は実は中央大学辞達学会という弁論部の出身でして、衆議院でこのようにスピーチさせていただくことは本当に名誉なことでございます。早稲田大学雄弁会の大先輩の渡部恒三先生の前でこんなお話をさせていただくのは大変恐縮でしたが、長い時間おつき合いただきまして、ありがとうございます。

これにて、私からのアピールを終わらせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

○中野委員長 ありがとうございます。

次に、田淵公述人にお願いたしました。

○田淵公述人 公認システム監査人、そしてIFRSコンサルタントの田淵と申します。

あとは、多分この中にも読者の方はおられると思うんですが、ある有名なIT企業のコラムニストをしております。大体一人一人の方がごらんになっていると聞いています。

さて、それでは、きょうのタイトルなんです。が、こちら、お手元の資料で「弱者に優しい消費税」、こういうタイトルのものをつくりました。それで、まず、一番最初に、賛成か反対かとい

うことからしますと、大変申しわけないんですが、この増税案は明確なる公約違反でございます。したがって、これは公約違反ですから、やはり撤回して、解散・総選挙をして国民に信を問うというのが本来の民主主義でありまして、ここでうそをついたら民主主義は崩壊してしまうと思います。

しかも、申しわけありませんが、実は、後で申し上げるように、この消費税は非常にずたばらの、ぼろぼろの法律でありまして、そうなるってしまつたのは、売上税のときに公約違反まがいのことがあったということも大きく作用いたしておるわけでございます。そういうことも考えると、ここは、野田総理、申しわけありませんが、撤回の上、解散・総選挙をしてやり直すのが正しいと思います。

さて、その上で、まさしく、資料の五ページにあるように、増税法案を可決してから解散というのは、これはもう詭弁でありまして、国民に対する詐欺行為でありますので、絶対に撤回していただきたいと思えます。

それで、その後、多分、増税の前にやるべきことがあるということで、約百人の国会議員の先生方がのぼり上げておられるようでありまして、一応やるべきことというのを書いたんですが、時間が十五分しかありません。例えば、N・T・T等の通信会社に送配電をやってもらうとか、あるいはシステム監査を法制化するとか、いろいろな提案もセクション二とか三とか補足のBに書いておきました。

ただし、TPPは絶対にやってはいけません。なぜいけないかというと、ISD条項が非常に危険です。特に、例えばISD条項によって再販価格維持制度が壊されてしまったら、日本のマスコミはおしまいですよね。そういうこともありまして、その話は資料を見ていただくことにして、本編に入りたいと思います。

お手元資料十九ページをごらんください。  
実はきょう、いろいろ先生方のお話を聞いてい

て、あるいは国会議員の先生方の話を聞いていて、重大な論点が抜けていると思うんです。それは、低所得者対策と言われるんですが、日本の場合は中間層が多いので、中所得者という概念が全く抜けていると思うんですね。

それで、ぜひ皆さん方に聞いていただきたいのは、こういうふうな財政改革あるいは税制改革、社会保障改革を考えると、絶対的な条件が私は二つあると思うんです。それは何かと申しますと、一つには、我が日本国が国連の常任理事国も考えられるようなG8の先進国であるという、この国際的地位であります。そしてもう一つは、世界に輝くG8先進国の国民として我々が享受している生活水準、この二つは絶対に維持されることが前提になるというのが議論の初めだと思えます。これに異論のある国会議員の先生方はまずおられないと思います。

そこで、いろいろ最近の税制改革論議を見てみると、本当に噴飯物の話がありまして、こういう議論をするときには、こちらの表にありますように、G8先進国と比較することだけが意味を持つのでありまして、やはり、どこかの発展途上国とか新興国とか人口の少ない国のもんを持ってきてこうだあだという議論をすることは全くのナンセンスであります。このことについてわかっておられないとすると、非常にこの国の国会議員のレベルが疑われることになります。特に我が国の場合は中流層という概念が全く欠落いたしております。

さて、それでは次のページ、二十ページの方で。こちらにございますように、よく新聞各紙等では、日本の消費税率が非常に安いというような議論がなされております。しかし、こちらを見ていただいたらわかりますように、フランスは標準税率一九・五%ですが、食料品は五・五%、医薬品は二・一%であります。イタリアも食料品は四%です。イギリスに至っては、生活必需品は五%で、食料品は〇%であります。ちなみに、アメリカ

カは連邦レベルの消費税はありません。そして、州税は四十五の州とワシントンDCであります。が、実は、調べてみますと、ほとんどの州で多段階税率になっております。さらに申しますと、欧州では標準税率よりさらに割り増しの税率のあるところもありますし、逆に、イギリス、アイルランド、マルタ、キプロス、カナダ、メキシコ、オーストラリアにおいては、食料品は非課税となっております。

次のページをよろしくお願いします。きょう皆様方にもどうしてもお伝えしたい最大のメッセージはこちらでございます。我が日本国、つまり、世界に輝く先進工業国である日本が所属するG8先進国の中で、均一税率で一〇%以上の国は皆無であるという事実であります。このことは非常に重要な事実であります。

もう一つ、G8先進国で、逆進性対策として還付を行っている国はゼロでございます。所得税と組み合わせた給付つき控除の話は先ほどの先生にありましたが、消費税という観点でやっている国は実はカナダとシンガポールのみであります。それから、レシートでの還付は韓国だけあります。カナダは一時期やっていただけですけども、いろいろ問題がやってやめました。

そしてもう一つ、こちらです。実は、税収を、税率を上げなくてもすぐできるのはここです。税額票方式に移行すれば、いわゆるクロヨン、トーゴサンピンの問題がなくなります。伊吹先生よく御存じのように、自民党さんが昔やろうとした売上税でこれがあつたわけですね。税額票はあつたわけですが、ところが、なぜか知りませんが、税額票、インボイスという言葉が貿易用語であることが何か災いして、いかにも難しい制度だという誤解が広まってしまいました。大変なことになってしまいました。これは、税額票方式に移行するだけで脱税防止効果があります。

さらに、実は皆さん気をつけていただきたいのは、私が言う先進国はG8先進国であつて、日本

がこの地位を守ることは絶対条件だと思えます。が、少し範囲を広げて、OECD加盟国というふうに範囲を広げましょう。OECD加盟国の中で一〇%以上の均一税率の国は、何とニュージーランドと韓国だけでございます。

ちよつとがった見方かもしれませんが、今回の政府案は、残念ながら、韓国の制度を日本に持ち込もうとしていると言つても過言ではないぐらゐ韓国の制度に似ています。この分野でも韓流かもしれません。とにかくこの問題があります。しかも、韓国はFTAではばるばるになつていだけじゃなくて、非常に格差社会であつて、五%がワーキングプアと言われておりますし、ニュージーランドは大規模土地所有制で、あとは小作人というような状態で、非常に格差社会であります。

つまり、中流階級がいらないんですよ。中流階級のないところなら低所得者層という言葉の対策の意味があるんですが、我が国の場合は全く国情が異なるわけがあります。したがつて、その辺は国会議員の先生方によくわかつていただかなければならないところであります。

さらに、よく報道で、IMFの偉い人が日本は一五%にするべきだと言つたというようなことをリクする人がいるんですが、IMFのトップといふのはみんなヨーロッパの人がなつていて、これもよく調べたら、ヨーロッパの一五%というのは均一じゃないんですね、デンマーク以外は。つまり、均一で一五%とは一言も言っていないんです。そういうところも正しく情報を伝えていただかなきゃ困るわけがあります。

さて、時間がなくなつてまいりました。では、私は、どうしたらいいかということについて具体的な提案を申し上げます。まず、こちらにありますように、非課税を維持するべきものとして、個人の住宅の家賃、医療、学校教育、そして身体障害者用物品は非課税を維持するべきであると思ひます。次に、軽減税率として、八%均一も先進国では

ありません。ここでありますように、五%を維持するべきものとして、食料品及び外食産業、医薬品、公共交通機関及び高速料金、ライフライン、電気、ガス、水道、電話、そして住宅の取得、新聞及び書籍、学用品、塾、日常消耗品、育児用品、子供用品、介護用品、そして灯油、ガソリン、これは五%を維持するべきであります。寒冷地の北海道などで灯油を上げてしまつたら、もうこれは凍死者が出ます。

逆に、日本は、何と世界で唯一、食料品に課税しながら土地と株が非課税というところでもない金持ち優遇国であります。これについてもぜひちよつと、これは非課税を維持することに疑問が残る部分であります。

もう一つ。逆に、鉄道のグリーン車、グランクラス及び個室、あと私鉄の三社ですね、そういう特別なクラス及び航空機のファーストクラス、宝石、毛皮、高級時計、高級外車、書画骨とう等はむしろ、標準税率と言わずに、特別に税を課してもいいと思ひられます。

次に、税額票方式への移行をせよというのは先ほど申し上げたところですが、特に、先ほどの先生から出ましたように、転嫁の確実性という問題、そして病院とか学校における損税の問題があります。これだけで二、三兆円税収がふえるという話もあるぐらいであります。

二十五ページにもありますように、国民の四割しか増税は賛成じゃありません。しかも、容認している四割の半分は軽減税率を要求しておるということを忘れないでいただきたいと思ひます。

さて、それでは、時間が減つてきましたので、二十七ページに飛びます。では、複数税率を否定する人の誤解ということについて一つずつやります。まず一つ。帳簿方式だから複数税率はできない、これはうそであります。消費税は導入当初、自動車は六%でありました。したがつて、複数税率は経験いたしております。

それと、簡易課税は、やっているところが複数税率では大変だ、小規模業者は大変だとおっしゃいましたが、これももうそであります。なぜならば、コンピュータの立場から考えたり作業の点から見て、簡易課税の場合は五種類の、第一種事業から第五種事業まで分けなければいけませんから、まさに複数税率と同じことを実はもう既にやっているわけであります。

それから、誤解の二。複数税率は手間がかかる、これも全くのうそでございます。なぜかという、先ほどから申し上げているように、G8先進国で、均一税率で一〇%以上は皆無であります。さらに、財政危機に揺れるスペイン、ギリシャでも複数税率であります。さらに、ロシア、中国、スイス、インド、ベトナム、インドネシア、トルコにおいても複数税率が実施されておりまして、我が国にできないわけはありません。

さらに、スーパーとか行きますと、昔はレジをこうやって押していましたよね。でも、今はバーコードでピツという時代でございますので、こんなことは問題ありません。

それから次、二十八ページをお願いします。

税額票方式は煩雑だというのは、先ほど申し上げましたように、韓国のように指定書式を使用したら当然煩雑ですが、E.U.指令では記載要件のみが定められておりまして、さらに電子化もやっています。それに、今、税額を書く欄のない請求書など売っておりませんので、これも全くの誤解でございます。

それから、税額票方式による計算は煩雑であるというのは、これは間違いでございます。税額票方式ならば、仮払い消費税と仮受け消費税の差額のみで納税額が決まります。むしろ、帳簿方式の方が実は大変な問題が起こっております。昨年六月、ほとんど審議されずに通ってしまった、課税売上割合九五%ルールがなくなつたために、非常に複雑な問題が起こっております。

特に、消費税法第三十条第五項の規定によつて、損税が発生する一括比例配分方式を選択させ

られた場合はこれが二年間継続することということで、株主代表訴訟のリスクがあるのではないかと、私のところにも複数の会社さんから相談が来ているような状態であります。

ファストフードにおけるテークアウト問題は、これは制度設計が下手な国で起こっていることでありまして、外食産業と同じ税率にすればいいであります。

次に、三十一ページ。

軽減税率の場合、高所得者ほどメリットが大きいと、きのう野田総理がおっしゃいましたが、これも誤解であります。これはなぜかという、高級食材も軽減税率にした場合でありまして、どうすればいいか。日本は前例踏襲主義であります。前例踏襲主義の日本にできることとしては、飲食税を復活して、一人三千円以上食べたら一〇%課税すれば解決します。

さらに、スーパーとかでも、単価三千円以上のものを一〇%上乗せ課税すればオーケーです。まさか、マスクメロンを半分に切つて売ろうなどころはないと思います。

さあ、時間が来ました。

ここを見てください。これ、ちょっと本当に見落とされて大変な問題なんです。今、消費税法第三十条第二項の改正によりまして、課税売り上げ九五%問題というのが大変な問題になっていきます。

特に、今、こちらを見てください、実は、この赤と黄色と緑のところ、つまり、課税仕入れを三分割しないと損税が発生するようになっておりまして、グローバル企業の場合は、損税額は十億単位になることがわかっております。これは緊急に消費税法第三十条五項を改正して緩和していただきたいと思うんですが、どう緩和するかについては、私は、先輩方のいろいろ教えがおりますので、全て後ろの方に具体的な法律改正条文案をつけてありますので、資料をごらんください。

とにかく、この三つを自動的に分けることができないうために、大変な混乱が起こっております。

時間がなくなりましたので、さあ、まとめましょう。

このように、繰り返し述べますように、G8先進国において、均一で一〇%以上の国はございません。そして、私どもは、どんなことがあつても日本はG8から転げ落ちてはいけなないと思います。そして、G8先進国の国民として享受している生活水準も絶対守られなければいけません。ですから、G8先進国でやっていないようなことをやることはナンセンスであります。

繰り返し述べますように、本来の消費税の趣旨に戻つて、所得再分配と福祉という観点からすると、生活必需品は軽減税率または非課税とし、ゼいたく品は重課税とするべきであります。

繰り返し述べますように、食料品、医薬品、公共交通機関、高速料金、ライフライン、住宅の取得、新聞及び書籍、学用品、塾、日常消耗品、育児用品、子供用品、介護用品、灯油、ガソリンは五%維持であることを強く要求いたします。

及び、税の公平性、いわゆるクロヨン、トーゴサンピンの問題から、帳簿方式から税額票に移行していただきたい。

そして、もう一つ、国際会計基準のIFRSのコンサルタントの立場からいうと、滞納を防ぐ意味でも、税込み経理は禁止していただきたい。表示じやないですよ、表示は内税でいいですけども、経理としては税込み経理は禁止していただきたい。

最後、簡易課税については、逆の立場の方がおられると思いますが、やはり一種事業の九〇%と八〇%のみなし仕入れ率は高過ぎるので、これを縮小するとともに、税の透明性を高めていただきたいと思ひます。

繰り返し述べますように、普通の市民感覚からいうと、お米やパンと、宝石、毛皮が同じ税率というのがやはりおかしいんだというのが私の意見でございます。

どうもありがとうございます。(拍手)  
○中野委員長 ありがとうございます。

これにて公述人の方々の意見の開陳は終わりました。

○中野委員長 これより公述人に対する質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。江端貴子さん。

○江端委員 民主党の江端貴子でございます。本日は、公述人の方々におかれましては、お忙しいところ、朝早くから貴重な御意見を賜りまして、本当にありがとうございます。

時間も限られておりますので、早速質問に入りたいと思ひます。

今それぞれの公述人の方々の御意見をお聞きいたしました。対策はいろいろと御意見があるかと思ひますけれども、今のこの日本の社会保障制度をどう存続させていかなければならないのか、これはもう喫緊の課題であるということとは皆さんもお認めになつていらっしゃると思ひます。

もし仮に今回この消費税を見送らなくてはいいけないというようなことになった場合に、社会保障制度の持続性ということに関して、どのような対策を、そして残された時間というものをどのようにつ、簡単に御意見をいただければというふうに思ひます。

○高橋(進)公述人 私の陳述の中でも申し上げましたけれども、現時点では財政危機は表面化しておりません。しかし、今、政府が日本の貯蓄をどんどんどんどん食い潰している状況ですので、このままだと、十年以内に日本は投資超過、経常赤字の国になる、私は、そのときにいろいろな問題が一挙に表面化するのではないかとこのように考えております。

○石澤公述人 大変難しい問題でございますけれども、今の財政状況からいいますと、増税はやはり避けて通れない。その場合には、消費税が最も適当だと思つております。

しかし、例えば年金あるいは社会保険等、事業

者が半分は負担をしなきゃならない状況がございますので、その辺を十分考えて、効率のある考え方を与野党合めて御検討いただきたいと思っております。

○森信公述人 お答え申し上げます。

私の考え方は、やはり団塊世代が、実は私も団塊世代の最後の方なんです、この団塊世代が後期高齢者になります二〇二五年というのが一つの大きなピークだと思いますので、ここに向けてきちんと財源を手当てしなければ持続的な社会保障は構築できないと。

ただ、私は、もう一方で、社会保障の制度の効率化ということも絶対必要だと思います。とりわけ年金問題につきましては、もう少し効率化の余地があるのではないかとこのように考えております。

以上です。

○上念公述人 まず、日銀法を改正して、日銀にインフレターゲットの目標を設定します。当初の三年ぐらいは、日銀に財政ファイナンスをさせて、例えば、復興増税は廃止して、財源は全て財政ファイナンスによって日銀に国債を引き受けさせて賄う。こういうことでデフレを脱却すれば、失業率が減ります。

失業率と物価上昇率の間には明確な相関関係がありますので、物価が上がれば失業が減ります。失業が減ると、社会保障に対する対策費も当然減ることになります。逆に、景気がよくなるので税金がふえます。

ということで、税金をふやしていくために、女性とか高齢者がもっと働けるような制度改革を別途サポートでやっていただくというのが、法整備の面でのいろいろな努力の目標になるんじゃないかと思えます。

まずは、デフレを脱却することが大事です。以上です。

○田淵公述人 お答えいたします。

まず、今先生のおっしゃられたことで、僕もインフレターゲットをやるべきだと思います。それ

と、こちらのセクション二とか三で書いてある、いろいろな具体的ないわゆる成長戦略もやるべきだと思います。

それと、もう一つぜひお考えいただきたいのは、税額票方式への移行により、クロヨン、トীগーサンピンの解消によって二兆円ぐらい出てくるという話もありますので、まずこれをしっかりとやっていただくということ、その結果として、公益法人に対する課税強化にもなりますので、これでだけ出てくるかということです。先ほど申し上げた消費税法第三十条二項の改正による九五%ルールの廃止でも約八千億円増収が見込まれておりますので、まずそれを見ているべきであろうと思います。

それと、ぜひ多くの品の重課税は、やっていいと考えております。

以上です。

○江端委員 それぞれの公述人の方々、ありがとうございます。今、社会保障の存続のためにさまざまな手当てをしないといけない、それは税制に限らずいろいろな手当てはあるだろうというお話でございしたけれども、今こういった形で、社会保障と税の一体改革ということで、まずは税制で一体的に改革を進めようということをやっております。

そういつた中で、税をどういうふうに考えていくのか。いわゆる課税原則といったものを考えたときに、今、複雑な経済状況といったこともありまして、さまざまなファクターでトレードオフを起こしているということがあるかと思えます。例えば、公平性をなるべく求めようと思えば、事務手続が複雑になる、あるいは税そのものが、制度そのものが複雑になるというようなこともあるかと思うんです。

これは森信公述人にお聞きしたいんですが、今回の税制改正に当たって、こういったいわゆる課税原則、一番どこに重きを置いてやるべきだとお考えでしょうか。

○森信公述人 お答え申し上げます。

私は、今おっしゃいましたように、まさに現代の世の中では政策のトレードオフが起きている、とりわけ公平性と効率性の間にトレードオフが起きているというふうに思います。

それは、先ほども申しましたが、世の中は、やはり、税率を引き下げて、ほかの国から、外国から資本とか設備投資を招こうというふうな状況にあります。その中で社会保障も、特に所得再分配の問題が出てきている。そういうことで、私は、公平と効率、この両立を考えていく必要があるのではないかと思います。

そのためには、税と社会保障を一体的に設計することによって、一方で効率性を維持しながら、他方で公平性を上げていく、こういうことが必要ではないかというふうに思います。

以上です。

○江端委員 済みません、続けて、森信公述人にお伺いいたします。

先ほど、税と社会保障を一体化することに意味がある、そこにおいて、公平性と簡素性、効率性を、両方を求めていくんだというふうなお話がありました。

今回の税制の中で一番問題として上がっているのは、いわゆる軽減税率、複数税率の問題、それから逆進性の問題でございます。

森信公述人は、こういつた中で、いわゆる給付つき税額控除を将来的に入れるべきではないかというお考えをお持ちです。最初、逆進性として捉えたとしても、最終的には、雇用の促進あるいは子育ての促進、そういったものと結びつけるべきだというお考えをお持ちですけれども、これは、今後どういったタイミングで、どういった条件のもとに展開をしていくべきかというふうにお考えでしょうか。

○森信公述人 お答え申し上げます。

私が考えておりますのは、二〇一五年に消費税率の引き上げがあるというふうになっておりますので、その二〇一五年の消費税率の引き上げ分を、所得を見ながら、二〇一六年にはそれを低所

得者層の人に還付あるいは給付ができるような制度が望ましいのではないかと。

そうしますと、マイナンバー法が、今、たしか二〇一五年から施行されるというふうにと何っておりますので、まだこれは国会で通っておりますが、そういうことを踏まえまして、まずは二〇一五年の消費税率引き上げ、その分を返すという形で、二〇一六年ぐらいから、逆進性対策として、とりあえず簡素な給付つき税額控除として導入をしまして、それから、もっと社会保障財源全体を見直しながら、生活保護の水準の問題もありませんし、いろいろな問題もあると思いますが、そういう問題を見ながら、勤労促進とか、それから子育てとか、そういった形で入れていくのが適当ではないかというふうに考えております。

○江端委員 それでは、次に、石澤公述人にお伺いします。

先ほど、消費税、やむを得ない場合は仕方がないが、しかし、転嫁の問題がかなり難しいという公述がございました。

そういつた中で、先ほど田淵公述人からは、いわゆる税額票方式にすれば転嫁もたやすくなるのではないかとというような御意見もありましたが、この点に関して石澤公述人に御意見がございましたら、いわゆるインボイス方式というものがどの程度中小企業の経営等で可能なかどうか、そういったことをお聞かせいただければと思います。

○石澤公述人 インボイスの点についてですが、日本ではまだこれが実施されておりません。海外では当然のことだと思えますけれども、それは、それなりの消費税等に対する国民的な理解が、長い歴史があるんだろうと思えますけれども、そういう意味では理解が進んでおると思えます。

我が国では、特に田舎の方へ行きますと、インボイスといっても何のことかわからない。私自身も、見たこともございせんので、よくわかりません。しかし、初めて導入するとすれば、大混乱が起きるのではないかと。しかも、インボイスを導

入しても、私は、今の日本の消費者の国民感情からいって、なかなかこれが価格転嫁に結びつくとも思っておりません。

いたずらに混乱を招くということであれば、慎重に考えるべきでないかと思っております。

○江端委員 それでは、次に、高橋公述人にお伺いしたいと思います。

先ほどのお話の中で、歳出改革、歳入改革、そして成長戦略、これをバランスよくやらなくてはいけないということで、今回の法案の中には、具体的に七法案の中に入っておりますけれども、行政改革や政治改革、あるいは社会保障も、いわゆる効率化というメニューの中で政策としては打ち出しているところではあります。

ただ、一方で、やはり成長戦略という目で見たとときに、社会保障の中にもかわっている医療や介護の分野というのは、私ども一つの大きな柱だとは思っているんですが、なかなか、政策がうまくかみ合っていくところまでまだいいないというのが現状ではないかと思えます。その点について、御意見がありましたら、どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋(進)公述人 私は、個人的には、御指摘のとおりだと思います。

医療と介護の分野というのは、行政の規制が非常に厳しい分野です。一方で、この分野というのは、大変な将来の成長分野だと考えられております。ところが、規制分野が成長分野に変わっていないという背景には、私は、民間のあり余る資本がこの分野に入っていないというところに原因があると思います。

したがって、例えば、増税を通じて医療や介護の部分にお金を流して、そしてその分野が雇用をふやすというような発想ではなくて、やはり、規制改革等々を通じて民間の資本がこの分野に十分に入っていくことによって投資やいろいろな改革が生まれて、その結果、この分野が産業として伸びていく、サービスも多様化していく、そういったことが必要だと思います。

では、どうすればいいか。私は、今余りにも、公的なカバレッジが、大変低い価格で、広過ぎるのではないかとふいに思っています。ですから、国民皆保険は断固守るとしても、公的なカバレッジの範囲を狭めるとか、あるいは保険料率を変えとかといった形で、サービスの質に応じて保険のカバーを変えていくというようなことを通じて、そして、そこに今度は民間の参入の道を広げていくといったような考え方もあり得るのではないかと思います。

これは私のあくまでも個人的な考えでございますけれども、そうやって規制分野を成長分野に変えていくということはできるのではないかとふいに考えております。

○江端委員 もうそろそろ時間だと思えます。大変参考になる御意見を賜り、ありがとうございます。また、やはり、今回、社会保障と税を一体で改革するということの意義、そしてまた、社会保障制度の中でも、めり張りをつけて、効率化と、それから、さらに成長させていく分野と、そして、本当に弱者を守るということで持続性ということを中心とやっていかなくてはいけないというのが私たちの責務だと思えますので、また、公述人の方々の御意見を参考に、頑張っていきたいと思えます。

ありがとうございます。

○中野委員長 これにて江端さんの質疑は終了いたしました。

次に、徳田毅君。

○徳田委員 おはようございます。自由民主党の徳田でございます。

本日は、大変参考になる貴重な御意見をお聞かせいただきまして、まことにありがとうございます。時間も限られておりますので、早速私も質問に入っております。

社会保障制度を強化する、また、この危機的な財政状況を健全化するためには、やはり安定的な

財源が必要であり、そして将来的に消費税を増税する、これは不可避だというふうに考えております。

消費税増税については国民の皆様の理解も随分深まっているように思われますが、しかしながら、今回の社会保障と税の一体改革については、大変消極的または否定的な御意見も私の地元でも多く聞かれます。その原因になっている懸念というのは何かといいますと、やはり、一番大きいのは、この消費税が経済にどのような影響を与えるかという部分だろうと思えます。

これまで、我が国においても諸外国においても、経済対策として減税をやってきました。裏を返せば、増税をすれば経済に対して悪影響が出る、これは否定できないんだと思っております。消費税が導入された平成元年とは違い、今回は、二十年も続く長期のデフレ下にある。また、消費税の、十二兆から十三兆という大幅な戦後最大の増税であります。

これまで、この委員会の議論の中で竹下先生が御指摘をされたこととありますが、平成元年に消費税が導入されたとき、このときは、所得税、法人税、相続税が減税され、そして既存の間接税も廃止、それに伴い導入した。トータルでいえば、マイナス二・六兆円の減税であったということでした。平成九年、こちらは三兆から五%に上げた。しかしながら、このときも、先行的に所得税を減税して、トータルでいえばプラマイ・ゼロだった。しかし、今回は、消費税を倍にする、戦後最大の増税であります。

国民負担という視点から考えると、実は、この消費税だけではありません。来年から復興増税が本格化してまいります。法人税はことしから三年間、所得税は二十五年間、地方税、住民税が十年間ですから、合計で十・四二兆円の復興増税です。

さらには、厚生年金の保険料、こちらも上がっているように、これからの少子高齢化という人口構造を考えれば、各種保険料、全て上がっていく

のではないかと。

経済に対する影響を考えれば、やはり、東電の値上げ、これも無視できないんだと思えます。これが値上げされると、内閣府の試算では、〇・四から〇・六のGDPの押し下げ効果があるということが出ている。

こうなると、今の経済は耐え得るのか、中小企業はどうなってしまうのか。一歩間違えば、倒産、失業、自殺といった社会的悲劇が増加するということになります。ここは、私は、国民の皆様が一番懸念の大きいところだと思います。

それでは、これからの経済の見通し、実際に消費税をこれだけ導入したときに耐え得るのか。消費税増税は必要ではありますが、では、それができる環境にするためには今から何をしなければならぬのか、お一人ずつお答えいただきたいと思えます。

○高橋(進)公述人 お答え申し上げます。

ラフに申し上げて、消費税を1%引き上げることによるGDP押し下げ効果は〇・三ポイントから〇・三五ポイントぐらいあるのではないかと思えます。したがって、三ポイントの消費税の引き上げというのは、それだけで、実質成長率を一ポイントぐらい押し下げる要因になると思えます。

一方で、日本の潜在成長力は今1%を切っているような状況だと思えますので、経済環境にもよりますけれども、もし日本経済が実質で1%ぐらいの成長ができていないような状況で消費税を引き上げれば、マイナス成長に陥る危険性もあるわけでございます。

したがって、私は、二つのことが必要だと思います。一つは、できるだけ早く成長戦略に着手して、とにかく潜在成長力を引き上げること、ことに取り組むということ。もう一つは、やはり、引き上げるときの、前後の経済環境でございますね、ここに十分注意することだと思えます。

御指摘のとおり、いろいろなマイナス要因が重なっていきましますと思わぬ大きなマイナスになると

思いますので、消費税引き上げ以外にいろいろなマイナスイメージが出てこないかどうか、景気の現状を非常に注意深く見ていく必要があるというふう

○石澤公述人 先ほども申し上げましたように、やはり、日本の財政状況を考えますと、増税はある意味でやむを得ないと思っております。その意味では、国民にくまなく平等に課税される消費税も、私は、必要性は十分認めております。

しかし、その前に何かやる必要があるのでは。さつき申し上げましたように、やはり徹底した歳出削減でありますけれども、もう一つは、私は、税収の基本は、景気が上昇して、その税収でもって求めることが本筋だ、このように思っております。したがって、そういう努力をして、ある程度国民に明るい実感ができたときでないといいけない。そのためには、一四年に計画をされておりますそのときまで、ぜひ中小企業のために景気対策をとって、国民の理解を求めているのだという、こう思っております。

今、東京はどうか知りませんが、地方でいったら、もう大変な状況で、仕事がなく、中小企業の状況は極めて厳しいものがございます。したがって、景気対策を第一に考えて、国民がその実感を少しでも得たとき、一四年には、もしおやりになるならば、そういう時期にやってほしい、こう思っております。

○森信公述人 お答え申し上げます。

私も、消費税というのは、価格の引き上げを通じて取引の相手方に負担を求めていく、そういう税でございますから、デフレが非常に深刻なときには、この消費税というものが大変重荷になることは事実だと思います。

他方で、我が国は社会保障の持続性の問題とか大きな財政リスクの問題を抱えておりまして、それと比較すると、やはり、消費税率を引き上げていく方向については、しっかりと行っていたべきだということふうに思っております。

以上深刻にならないような経済政策、これをしっかりと行っていた方がいいと思います。

若干のコメントを申し上げます。今の政権には、経済全体を見る司令塔というのがもう一つはつきりしないような印象を受けます。かつては、経済財政諮問会議というものがあつて、そこで毎週いろいろな経済の問題が議論されておりました。必ずしも現在はそういうふうになつていないと思ひますので、社会保険料負担も含めてこれから国民負担が上がる中で、経済をしっかりとウオッチしていただくような司令塔みたいなものができて、その判断のもとに消費税率を引き上げていくということが望ましいのではないかと

○上念公述人 増税のタイミングを考える際に、世界的な経済情勢を絶対に考えないといけません。

これまた財務省の公式見解ですが、橋本内閣のときの消費税増税によって税収が減つたのはアジア通貨危機のせいだというふうにおっしゃっております。ということは、欧州債務危機がこれだけリスクが顕在化しようとしている今、消費税を増税しても、やはりこれは税収が減つてしまう可能性が

あります。欧州債務危機が顕在化すると何が起るかという、金融機関が資本不足に陥るので、恐らくユーロ圏中央銀行はお金を刷って資本注入をす

ると思います。そうすると、お金をたくさん刷りますので、ユーロの価格がまた下がっていきま

す。ユーロ安だけは容認しませんが、カウンターで、QE3といつて、量的緩和の第三弾を打つてきます。アメリカとユーロ圏でお金をじゃんじゃん刷りまくるのに、日銀が何もしない。今の日銀法の枠組みのままでは、またまた日本はデフレになつて、増税しても税収が上がらないという非常に困難な状況に陥りますので、今は絶対に増税する時期ではないと思ひます。まさに、対米開戦しては

いけないのと同じぐらい、増税は絶対にやっては

いけないと思ひます。

○田淵公述人 お答えいたします。

まず最初にやるべきことは、解散・総選挙であります。

具体的政策についてちよつと述べますが、こちら、お手元の資料の十ページをらんく

簡単に回答しなさいけれども、やはり、今、民主党政権としては、公約どおり、特殊法人の見直しとか、一般会計と特別会計のマージをす

るとかいうのも、約束どおりやっていたか

それと、余り報道されていないんですが、けれども、お金が足りないといひながら、貴重な年金財源を流用してウォン建てで韓国の国債を買うとい

うとんでもないことが今進もうとしていま

これはやめるべきであります。

を改めていただきたいと思ひます。

○徳田委員 やはり、消費税を増税する場合は、それまでにしっかりと成長戦略、経済対策を行つていくということが不可欠な

す。

もう時間がないんですが、もう一点だけお聞かせいただきたい。これは森信さんにお聞かせいた

今、消費税の増税に当たつて、逆進性であつたり、低所得者対策というの

先日の参考人質疑の中でこういうことがありま

した。逆進性については、消費税よりも、むしろ保険料の方が問題なのではないかといひことがあ

りました。確かに、考えてみると、累進のものも

ありますが、これも、所得税の累進性に比べると極めて小さいですね。定額のものであれば、間違

二〇二五年、高齢化率の節目を迎えます。今と比べても、公費負担といひのは二十兆必要になつてくる。保険料は二十五兆必要になつてくる。そうすると、消費税も保険料も、さらに負担がふえてくるということになります。

○森信公述人 お答え申し上げます。

私は、今の認識は、全く先生と同じでございます。

ただ、問題は、税と社会保険料、今、例えば、医療でも半分ずつとか、保険でも基礎年金の半分が税とか、そういうふうな財源がミックスされておりますので、本来は、やはり税は所得再分配に使う、保険は、なるべく自分が払ったものがそのまま返ってくるような形で設計する、そういうふうな、もともとこの原理に基づく考え方が必要だと思います。

だから、今のいろいろな議論を見ておりますと、所得が低い人には社会保険料を軽減しようとか、また、所得の高い人には年金給付を減らしていくとか、そういう社会保険料の中での所得再分配が行われているような感じがしますが、社会保険料は、あくまで保険としてきちっと構築した上で、低所得者層とか、そういった必要などころは税財源でやるというふうに分けて考えれば、より効率的な制度ができるのではないかとこのように思っております。

でも、基本的な認識は、全く同じでございます。

○徳田委員 ありがとうございます。

○中野委員長 これにて徳田君の質疑は終了いたしました。

次に、西博義君。

○西委員 公明党の西博義でございます。

きょうは、五人の先生方、公述人の皆さん、本当にお忙しいところ、貴重な御提言をいただきましたので、心より感謝を申し上げます。

早速お伺いをしていきたいと思っております。初めに、高橋先生にお伺いをしたいと思います。

先ほどから、今回のこの一体改革の中で、先生は三つおっしゃられました。社会保障の面、財政健全化の面、それから最後に成長戦略、この三つをミックスさせて総合的に解決する必要があるという論旨であったと思っております。

実は私も、この特別委員会が始まりまして、少なくとも、社会保障と税の一体改革ということで

あれば、今は年金それから子育てが中心になっておりますけれども、やはり、それ以外の、医療それから介護、こういうものも全て包含した政策を提示し、その中で消費税をどうするかということをやるときは、こういうふうな主張をまいりましていただいても、まず先生のお考えをお伺いしたいと思います。

○高橋（進）公述人 私も、御指摘のとおりだと思います。

年金の持続性のことが問題になっていますが、一方で、医療と介護についても、年々、高齢化とともに負担がふえていく。そういう中で、国民の医療や介護に対する不安が高まっている状況ですから、私は、医療、介護についても、どこまで抜本的な改革が必要なのかという観点で踏み込む必要があるというふうに考えております。

〔委員長退席、和田委員長代理着席〕

○西委員 この議論、今やっておりますけれども、今高橋公述人のおっしゃられたように、この議論だけで消費税5%アップということになりますと、介護と医療、この二つがまた議論になると、またさらに消費税が上がるのではないかとこのように誤解を生む可能性も十分あるし、また、事実、出てくる法案によつてはさらに消費税アップということが要求される、こんなこともやはり国民の間では心配なのではないかというふうに思っております。

同じ質問を、せっかくですから森信参考人にもお願いいたしますようか。一体改革の考え方についてです。

○森信公述人 お答えします。

私も、これからの社会保障を考えていく場合に、年金よりもむしろ医療が社会保障の費目の拡大につながっていく。したがって、これを、しっかり機能を、強化するところは強化して、効率化すべきところは効率化すべきだというふうに思っております。

特に、私、専門家ではありませんが、例えば保険者機能の強化のようなどころは日本でも必要で

はないかというふうに考えております。

○西委員 高橋公述人に話を戻したいと思っております。

今、政府提出は給付つき税額控除ということが基本になっておりますが、先ほどのお話のよう、複数税率という考え方も、これは大きな話題として一方では上っております。

この二つ、それぞれの長所、短所、あると思うんですが、公述人はどちらの方がいいというふうにお考えでしょうか。

○高橋（進）公述人 まず、低所得層、若年対策については、私は、給付つき税額控除ということと制度として組み込むことを考えるべきではないかというふうに思います。

一方で、消費税の引き上げに伴う逆進性という点、この対策についてもいわずれば必要になると思いますが、ただ、そこは、例えば今5%から8%、あるいは10%に引き上げる段階ですの

で、この時点でどこまでそれが必要なのかということについては慎重に検討する必要があるのではないかなというふうに思います。もっと上がっていった場合には、私は、いろいろな措置が必要になってくるというふうに思います。

○西委員 続いて、森信参考人にお伺いをしたいと思います。

先ほどからお伺いをしました給付つき税額控除のさまざまな各国における例、私は非常に共感をしております。実は、あしたこのことについて質問しようと思っております。

日本の、特に低所得者の皆さんに対する保障、それを補填するためにさまざまな方式がありますが、一つは、生活保護というレベル、全世代にわたつて最低限の生活保障があります。その上で、今回、年金についても、与党案では、若干ですが、年金の部分から低所得者に対する、六千円プラスアルファですが、配慮をしようとする。

もう一つ、大きな課題として、まさに先生がおっしゃられているこの給付つき税額控除、ややもすると消費税見合いの返還のような感じの捉え

方をされておりますけれども、今御説明いただきましたように、さまざまな狙いでもって各国はやっております。子育てにも使う。また、いわゆる消費税見合いもある。さらに、低所得者に対する補填という側面もある。

こういうものを、税の、給付ですね、逆の、給付という形で補っていくというこの考え方というのは、私は、一つの、今回の議論の重大なアイデアではないかというふうに思っております。

このことについて、先生のお考え、それから、逆に、複数税率の考え方についても、どうお考えなのかということも含めてお願いしたいと思います。

○森信公述人 お答え申し上げます。

忘れないために、先に軽減税率の方のお答えをしたと思います。

軽減税率の一番大きな問題は、例えば食料支出、食料品を軽減税率にいたしますと、食料支出というのは家計の消費支出の大体二割を占めているんですが、そうしますと、二割を5%にしますと、5%掛ける二割で1%分の税収が失われる。これが今回の、いろいろな全体のスキームを崩壊させるといいますか、またゼロから考え直さないといいなくなるといふ点において、税収が大きく失われるという点が一つ大きな問題だと思います。

税収が大きく失われるのはなぜかと申しますと、結局、高額所得者も含めて、あるいは中所得者も含めて対策をしようとするために、つまり、お金持ちの人も食料支出をしますから、その人の消費税負担も軽減される。それは、政策としては無駄ではないか。したがって、的を絞って、そこに簡素な、例えば給付つき税額控除とか、そういったものを導入していくということが必要ではないかというふうに考えておる次第でございます。

それで、なぜ今逆進性対策としてということなのかというのは、実は、私は、私はちよつと自分の考え方を持っておりまして、これは、平時に、勤労税

額控除を入れます、児童税額控除を入れますとい  
いても、財源がないんですね。厚生労働省の中  
でシリングもあります。そういう中で、ゼロか  
ら、将来的には兆単位になるかもしれないよう  
な大きな制度を入れることは非常に難しいと  
思います。

さらに、縦割りの行政もありまして、これは財  
務省だ、これは厚生労働省だというふうな、そ  
ういった縛りの中に今まであったわけですね。

ところが、逆進性対策ということになります  
と、そういう縛りも解けて、それから財源も、消  
費税率を引き上げるための軽減税率よりもっと  
効率的に財源が使えるではないかということで、  
非常にプラクティカルな理由で、この際、まず小  
さく入れて、将来的には大きくしていったらどう  
かというふうに思っております。

それから、先ほど先生がおっしゃいました、ま  
さに第一のセーフティネットである生活保護、  
それから失業保険、その間をつなぐいわゆる第二  
のセーフティネット。つまり、一生懸命働いて  
いるけれども、年収が二百万にしかならない、そ  
ういった人に対する国家の手当てというのは今な  
いわけですね。そこを、勤労を条件に、そういう  
方々にも給付をしていく、それによって勤労も  
促進されていくというふうな制度が、これは、そ  
こだけではなくて、積極的労働政策としていろ  
んな政策をあわせてやっていく必要があると思  
いますけれども、その一つのツールとして、勤労税  
額控除というものが必要ではないかというふう  
に考えております。

○西委員 ありがとうございます。

続いて、田淵参考人をお願いいたします。

先ほど全国商工会連合会会長の石澤さんから、  
なかなか転嫁をするのが難しい、実際、現場で  
は、この税率がどんどん変わっていく、八%、一  
〇%と変わっていく、しかも軽減税率なんかが入  
るとさらに難しい、こういうお話がございました  
けれども、公述人は、そうじゃないんだ、簡単  
なんだ、こういうふうにおっしゃられたように聞こ

えたんですが。

石澤公述人に、自信を持って、もし上がっても  
大丈夫だよと、上がるかどうかは今回の議論次第  
ですが、そういうもう少しわかりやすい具体的  
なお話をいただければと思います。必要なこと  
は何かということも含めて、お願いをしたいと思  
います。

○田淵公述人 まず、軽減税率の問題と、今おっ  
しゃった税額票方式の話からさせていただきます  
です。

実は、先ほどちょっと御指摘しましたように、  
税額票方式という言葉は、インボイスという言葉  
が貿易用語であることからすくい誤解が広まっ  
ておりまして、実際には、請求書の税額欄を用いた  
控除を行います。ですから、中小企業の方も既に  
使っておられる請求書でございます。さらに、現  
在、請求書で税額欄のないものは売っていません  
ので、全く問題はありません。

さらに、税額票方式の最大のメリットとして、  
売った段階ですぐに納税額が確定いたします。

ところが、我が国の帳簿方式というのは、こち  
らの資料の三十三ページに書いてありますよう  
に、課税売上割合という非常に複雑な計算があり  
まして、例えば、受取配当金は不課税、受取利息  
は非課税というように、非常に複雑怪奇な計算を  
いたしております。

実は、納税の手間を考えると、中小企業の方に  
申し上げたいのは、エクセルで、あるいはその他  
の表計算ソフトで、掛ける〇・何とかとやるだけ  
で自動計算ができるので、極めて簡単でありま  
す。したがって、心配は要らないと思います。

さらに、軽減税率について申し上げますと、今先生  
のおっしゃっているのは、簡易課税の適用業者の  
ことを言われていると思うんですが、実は、簡易  
課税というのは、第一種事業から第五種事業ま  
で、五種類に分ける必要があります。ですから、  
システム的にはもう既に、複数税率と同様に、品  
目、サービス別の区分をしなければならぬとい  
うことになっていて、さらに、有利選択のために

複雑な計算式を使っておりますので、実は実務上  
はむしろ簡単になるので、何の問題もないと考  
えております。

耐えてきました。もしも本当に、今おっしゃって  
いただいたような価格転嫁ができる仕組み、ある  
いは免税点の引き上げ等をやっていたければ、  
私は、大企業だけでなしに、小さな企業にも国が  
目をかけていただいております、そういう励みにな  
って乗り切れる、こう思っております。

○西委員 時間が少なくなってきました。

最後になってしまいました、お一人残ります  
が、実は石澤参考人にお伺いをしたいと思うん  
です。

○西委員 公述人のリーダーシップを期待して、  
終わりにいたします。

○和田委員長代理 これにて西君の質疑は終了  
いたしました。

○佐々木(憲)委員 日本共産党の佐々木憲昭で  
ございます。

きょうは、公述人の皆さん、大変貴重な御意  
見をお聞かせいただきました、本当にありがとうございます。

私どもは、この消費税増税には反対でございま  
して、それはさまざまな理由がありますけれど  
も、国民の生活あるいは中小企業の営業、そう  
いう点で非常に深刻な事態をもたらすことにな  
るということであります。それに頼らない別な道  
があるということで、新しい提言を私どもさせて  
いただいております。

地方における小さなお店というのは、ミニス  
ーパー、いわゆるよろず屋というお店あります  
から、いろいろな品物がたくさんございます。そ  
れが複雑になってまいりますので、九割の事業主  
が今自分で納税事務をやっておつて、それはと  
ても手にも負えなくなつてくるということであ  
ります。したがって、我々は、透明性も高める  
ために機械化を進めたい、そういうことで、実  
は、基金を取り上げられてしまつては、私は、  
何にもならぬのではないかなと。

私は商人でありますから、今まで苦しい時代  
を

今自分でも納税事務をやつておつて、それはと  
ても手にも負えなくなつてくるということであ  
ります。したがって、我々は、透明性も高める  
ために機械化を進めたい、そういうことで、実  
は、基金を取り上げられてしまつては、私は、  
何にもならぬのではないかなと。

私どもは、この消費税増税には反対でございま  
して、それはさまざまな理由がありますけれど  
も、国民の生活あるいは中小企業の営業、そう  
いう点で非常に深刻な事態をもたらすことにな  
るということであります。それに頼らない別な道  
があるということで、新しい提言を私どもさせて  
いただいております。

地方における小さなお店というのは、ミニス  
ーパー、いわゆるよろず屋というお店あります  
から、いろいろな品物がたくさんございます。そ  
れが複雑になってまいりますので、九割の事業主  
が今自分で納税事務をやつておつて、それはと  
ても手にも負えなくなつてくるということであ  
ります。したがって、我々は、透明性も高める  
ために機械化を進めたい、そういうことで、実  
は、基金を取り上げられてしまつては、私は、  
何にもならぬのではないかなと。

私どもは、この消費税増税には反対でございま  
して、それはさまざまな理由がありますけれど  
も、国民の生活あるいは中小企業の営業、そう  
いう点で非常に深刻な事態をもたらすことにな  
るということであります。それに頼らない別な道  
があるということで、新しい提言を私どもさせて  
いただいております。

地方における小さなお店というのは、ミニス  
ーパー、いわゆるよろず屋というお店あります  
から、いろいろな品物がたくさんございます。そ  
れが複雑になってまいりますので、九割の事業主  
が今自分で納税事務をやつておつて、それはと  
ても手にも負えなくなつてくるということであ  
ります。したがって、我々は、透明性も高める  
ために機械化を進めたい、そういうことで、実  
は、基金を取り上げられてしまつては、私は、  
何にもならぬのではないかなと。

私どもは、この消費税増税には反対でございま  
して、それはさまざまな理由がありますけれど  
も、国民の生活あるいは中小企業の営業、そう  
いう点で非常に深刻な事態をもたらすことにな  
るということであります。それに頼らない別な道  
があるということで、新しい提言を私どもさせて  
いただいております。

地方における小さなお店というのは、ミニス  
ーパー、いわゆるよろず屋というお店あります  
から、いろいろな品物がたくさんございます。そ  
れが複雑になってまいりますので、九割の事業主  
が今自分で納税事務をやつておつて、それはと  
ても手にも負えなくなつてくるということであ  
ります。したがって、我々は、透明性も高める  
ために機械化を進めたい、そういうことで、実  
は、基金を取り上げられてしまつては、私は、  
何にもならぬのではないかなと。

私どもは、この消費税増税には反対でございま  
して、それはさまざまな理由がありますけれど  
も、国民の生活あるいは中小企業の営業、そう  
いう点で非常に深刻な事態をもたらすことにな  
るということであります。それに頼らない別な道  
があるということで、新しい提言を私どもさせて  
いただいております。

地方における小さなお店というのは、ミニス  
ーパー、いわゆるよろず屋というお店あります  
から、いろいろな品物がたくさんございます。そ  
れが複雑になってまいりますので、九割の事業主  
が今自分で納税事務をやつておつて、それはと  
ても手にも負えなくなつてくるということであ  
ります。したがって、我々は、透明性も高める  
ために機械化を進めたい、そういうことで、実  
は、基金を取り上げられてしまつては、私は、  
何にもならぬのではないかなと。

私どもは、この消費税増税には反対でございま  
して、それはさまざまな理由がありますけれど  
も、国民の生活あるいは中小企業の営業、そう  
いう点で非常に深刻な事態をもたらすことにな  
るということであります。それに頼らない別な道  
があるということで、新しい提言を私どもさせて  
いただいております。

以下には課税をしない。それから、法人税の場合は、赤字の法人には課税をしない。

しかし、これに対して消費税は、性格が根本的に違ふと思つております。それは、所得がなくても、赤字の家計でもこれを負担せざるを得ない。消費をする限りは負担をするということになりますので、増税ということになりますと、非常に影響が低所得の家計に大きく及んでくるというふうな我々は捉えております。

お二人の御意見、消費税の場合、性格をどのように捉えておられるか、まずお聞きをしたいと思ひます。

〔和田委員長代理退席、委員長着席〕

○高橋(進)公述人 消費税につきましても、最終的には家計が負担するということになりはしないと思ひます。ですから、所得税であっても消費税であっても家計に負担が来ることに変わりはないというふうに思ひます。

その上で、所得がなければ税を払うべきではないということではないと思ひます。日本国民としてさまざまなサービスを受けているわけですし、あるいは、社会保障を支えるための分ち合ひということもありますので、そういう意味では、税負担ということは所得のあるなしにかかわらず一定限必要だというふうに思ひます。

そういう所得の再配分、あるいは社会の支え合ひという観点から私は消費税というものを捉えてみたいというふうに思ひます。

○森信公述人 お答え申し上げます。

私は、実は、消費税の本質というのは余り理解されていなく思ひます。消費税というのは、基本的には貯蓄に課税しないという税なんです。つまり、所得イコール消費プラス貯蓄なんです。したがって、消費に課税するということは、貯蓄には課税しない。所得税というのは貯蓄にも課税するわけです。だから、貯蓄をしていて、ふえて利子所得が生まれると二〇%の税金が課せられるというふうになっているわけですね。

一番問題は、そうしますと、消費税というの

は、貯蓄している限りは課税されない。これが、実は貯蓄促進にもつながるし、資本促進にもつながる。つまり、貯蓄イコール投資ですから、投資をした場合には課税されないですね。したがって、今の消費税、例えば、設備投資をいたしますと、それは仕入れ税額控除で全額控除されるわけです。でも、所得税の世界では、設備投資をしましたら、耐用年数に応じてしか毎年経費にならないわけですね。

そういう意味において、消費税というのは、経済活動において大きな、つまり、貯蓄を優遇する、資本を優遇する、そういうことで設備投資を進め、経済成長を促進する、そういう効果のある税だと私は思ひます。

したがって、この九〇年代以降、世界の税制改革の流れを見ますと、所得税を小さくして消費課税にシフトしようという大きな流れがあるのではないかとこのようにふうに考えております。

以上です。

○佐々木(憲)委員 消費税の特徴については、私どもは、逆進性のある税ですから、今の格差社会の中では低所得者層に非常に重くかかつて、その税で法人税の減税を今回行つたわけでありまして、なぜ利益の上がつている黒字企業に減税をするのかという根本的な考え方を持っております。この議論を今ここでやる必要はありませんので、それにとどめておきたいと思ひます。

さて、そこで、現実的な問題ですけれども、石澤参考人にお伺いをいたしたいと思ひます。

先ほど、交渉力の弱い中小企業にとっては、価格転嫁ができない、大変弱い立場にある、廃業も出てくる可能性がある、こういうふうにおっしゃいました。私もそう思つております。しかも、価格転嫁できない場合には自腹を切ってしまうふうにおっしゃいました。自己負担になってしまうわけですね。そういう意味で、中小企業にとっては非常に過酷な税金ではないか、その税を上げるとなると非常に深刻な事態になる、こう思ふわけ

です。そこで、具体的な価格転嫁のことについてお伺いしますが、これは、商店の場合と、それから下請企業の場合と、分けて考えた方がいいと私は思つております。

商店の場合は、転嫁をしようとして品物の値段を上げますと、当然お客さんはもとと安いところに行きますので、簡単に言いますと、お客さんが逃げていく、そういう事態になるわけでありまして。その場合に、環境を整備すれば何とかなるんですという政府の説明でございます。しかし、消費税は消費者が負担するんですよというポスターを幾ら張つたって、その現象は変わらないと私は思ひます。

この点について、商店のこの転嫁というのが、私は、競争の中で、あるいはデフレという状況の中で非常に厳しいのではないかと思ひますが、どのようにお考えでしょうか。

○石澤公述人 おっしゃるとおりでありまして、ヨーロッパ、海外へ行きますと、皆さん、消費税の長い歴史もあつて理解をしておられますから、全く異論なく受けとめていただけています。

しかし、日本の国民性、制度、政策というものでしょうか、事業者同士、あるいは消費者と事業者との間に値引きの駆け引きがあるという長い日本流の歴史がございます。スーパーはそんなことはありませんが、小さなお店ですと、顔見知りの方がおいでになります。これ少しまけてくれぬかと言われたら、やはり情が移つて、まけてしまふ。それは自腹を切ることになるという状況。

したがいまして、私は、諸外国のように、消費税というものは国民的な義務であるという、国家政策としても国民に理解を求める努力をしていただきたいと思ひます。

私も、個人的には消費税には反対であります。ただ、社会保障の増大がありますから、ある程度はこれはやむを得ぬと思つております。実際、そのような状況ではあります。率直に言つて、流れは値上げの方に動いております。

今までは、消費税ありきで、上げることだけの議論で、実態、どういふ影響が出ているかという議論が十分行われておりません。したがいまして、その議論が十分ないから国民的な理解もないのではないかと。

限られた時間でありましても、いつ実施されるかわかりませんが、その間、徹底して、どういふ状況が生まれてくるか、どういふ弊害が出てくるか、それを国会議員の皆さんも十分議論をしていただいて、ある程度見通し、こういうことでやる、そういう確約が出てくれば、私は、ある程度の理解をすべきではないか、こう思つております。そのように考えております。

都会と違つて、スーパーとは違つて、小さなお店には価格転嫁が非常に難しい。しかも、やろうと思つても時間がかかる。そのためには、先ほど申し上げました免税点等の対策をその間やつていただきたい、こう思つております。

○佐々木(憲)委員 わかりました。大変切実な心情が伝わつてまいります。

それで、転嫁をするという場合は、下請企業の場合はもとと大変ではないかと思ひます。といひますのは、政府の答弁を聞いていますと、いや、不当なことがあれば、言つていただければ直ちに対応します、こういうふうに言われるわけですから、そう簡単ではないんじゃないか。

例えば、中小下請業者が単価の価格に消費税を上乗せして請求する、そうすると親会社の方が、消費税はそのままにしておいて単価の方を下げなさい、こうくるわけなんです。そうすると、形式の上では消費税を払つてもらつた形はとつておりますけれども、実態は、事実上、消費税は転嫁できない、採算割れになる、こういうことが多いのではないかと。

ですから、調査をしますと転嫁できているといふのがそれなりにあるんですけれども、それは、親会社の意向を考えて、余りはつきり言う仕事がなくならないこともあつて、非常にづらい立場にあるのではないかと私は思ひますが、その辺

の実態はいかがでしょうか。

○石澤公述人 御指摘のように、納入している小さな業者の方が深刻だと思えます。

親会社から徹底的にたたかれて、そういう厳しい状況でありますから、今廃業がふえている多くはそういうグループの人たちじゃないか、私は、こう思っておりますので、率直に申し上げて、小さい規模、弱い者が消費税が転嫁できない実情は非常に惨めなものだと思っております。

○佐々木憲委員 ありがとうございます。

それでは、もう時間がありますので、上念公述人に。

デフレの原因が通貨政策、日銀にあるとおっしゃいましたが、デフレというのは、需要面から考えると、非常に市場が縮小して、生産した物が売れない、こういう現象が実体経済としてはあるのではないかと。したがって、金融政策、通貨政策だけでデフレの克服というのは、それだけではいけないので、私は、最終的な市場の拡大というのが必要だと、しかも、家計消費が約六割ということを考えますと、国民の暮らし、そういう面に着目した政策の展開が必要だと思いますけれども、その点はいかがでしょう。

○上念公述人 御質問ありがとうございます。

経済学の知見によれば、ワルラスの法則というのが基本的には成り立っております。ワルラスの法則というのは、お金と物のバランスで基本的に物価とか需要とか供給というのは決まっております。

現在、デフレの状況というのは、お金の過少供給によって物が過剰供給になる現象ですね。供給能力はそんなに日本は変わっていません。実質成長率は二%ずつくらいずっとキープしておりますし、潜在成長率が低下しているとかいろいろ言いますけれども、そんなに傷んでおりません。

ところが、貨幣供給量は明らかに生産性の増加に比べて少な過ぎる。そのことが、先ほど私が示した他国との通貨供給量の差、ああいうものとか、それからGDPデフレレーターが十四年間連続

でマイナスになっているという状況から考えても明らかです。

確かに、通貨減少以外の部分もあるかもしれませんが、主要な要因は、ワルラスの法則に従えば、やはりお金の供給不足によって物に対する過剰供給が生じていると。ということは、お金を大量に供給してこれに逆ショックを与えると、物が逆に貴重になって、お金がそんなに価値がなくなつて、デフレが解消していくということです。問題は、どれぐらいのスピードでこれを解消するのか。一気に解消するのであれば、金融政策でお金を刷ると同時に財政政策も行った方がいいと思います。

今、幾つかの党で出ているみたいですが、けれども、老朽化したインフラを多額の公共事業で復旧させようというようなプランが出ていますが、あれは、まさに戦前に行われた高橋是清の財政金融政策に近いものでして、当初の三年間、二十兆掛ける三ぐらいの期間、日銀の財政ファイナンス、つまり、国債を日銀に直接引き受けさせることでやったら、これは非常に、一石三鳥の効果が出てくると思います。

このような政策転換によって、今後お金は十分に供給されますという予想を形成することが大事なんです。通貨供給以外の部分があるとしたらここがとても大きくて、お金はもうけけけけ刷りませんというメッセージを日銀は出し続けるわけです。

ちょっと刷りますよとあのバレンタインデーのときに言ったら、あれだけ株が上がったんですね。ちょっと刷りますよと言ったにもかかわらず、その後、ニューヨークに行つて、いや、やはり刷りませんとか否定したり、実際には、しよはい緩和しかやらなかったということ……

○中野委員長 時間が参っておりますので、おまとめください。

○上念公述人 はい。

結局、お金の価値が上がってしまいました。そういうことでございます。

○佐々木憲委員 時間が参りまして、田淵公述人には質問できなくて申しわけございません。

以上で終わります。ありがとうございます。

○中野委員長 これにて佐々木君の質疑は終了いたしました。

次に、豊田潤多郎君。

○豊田委員 新党きづなの豊田潤多郎でございます。きょうは、公述人の五人の皆様、本当にありがとうございます。

私の方からは、持ち時間十五分ですので、皆様に私どもの基本的な党の考え方を申し上げ、各公述人の方々からそれぞれにそれについてのコメントをいただき、さらに時間があれば私の方からまた質問させていただくことにいたします。

そもそも、私も新党きづなは、ずっと申し上げておりますが、増税の前にはやるべきことがあると。消費税の増税そのものは我々は否定していません。共産党さんとは違っていて、私どもは否定しておりません。むしろ、近い将来、そう遠くない、恐らく五年、十年はかからないと思っております。ここ数年のうちに消費税というものをやはり上げていかなきゃならないという認識では私どもは一致というか、その点においては増税には賛成はしておりますが、今このタイミングで、しかもやるべきことをせずに増税をするということはおかしいということで、増税をする前にやるべきことがあると。

それは、また後で御説明しますが、三つ大きなことがあるんです。一つは、行財政改革なくして増税なし、二番目が、社会保障のビジョンなくして増税なし、三番目が、景気の回復なくして増税なし、こういうことです。

なぜこういうことを申し上げるかという点、そもそも、社会保障と税の一体改革という問題の提起の仕方、アプローチはおかしいと私どもは言っております。なぜなら、社会保障と税というのは、いかにも二者択一で選択肢があるようなんです、社会保障を受けたければ増税やむなしだ、逆

に、増税が嫌だというんだつたら、社会保障の給付とか、あるいは、場合によってはほとんど社会保障を受けられませんかという、言ってみればおどしみたいなもので、社会保障と税をてんびんにかけて、そして、二者択一といいたって、実際は選択肢のない、唯一増税ありきの議論。こういう形で、前の菅総理が、前総理がそういう提案をし、それを引き継いで野田総理がやってきています。これは全くおかしいと我々は言っているんです。

原点に戻って、そもそも、二年八カ月前に民主党が政権交代した、あのときの国民の皆さんの期待は、要するに歳出と歳入を一体改革する。歳出の無駄をできるだけ削る、そして、その足らず前がどうしてもというのなら歳入の方で増税もやむなしということですが、まず歳入と歳入の一体改革。社会保障と税という、すごく物事を矮小化して狭い範囲で考えるんじゃないわけですね。社会保障といえども聖域ではないわけですね。社会保障だつていっぱいメスを入れなきゃならない、一番メスを入れるべき大きな歳出項目なんです。

歳入を、まず徹底的に行財政改革を行って無駄をなくし、そして、予算の効率化を図って歳入の大幅な削減を行う。どうしてもそれだけでは、これだけの少子化、高齢化の進む日本の財政を支えていくということはできない、僕はそれはわかっています。だから、歳出で目いっぱい歳入削減を行ってもできない、そのときに、できないというのはそれでも足りないときに、歳入の一体改革、歳入の見直しを行う。

歳入も三つあるんですよ。皆さん御存じのように、税と税外収入と国債。国債というのは借金ですから、それにできるだけ頼らないという形で財政規律を守るとすれば、税収と税外収入、これに頼らざるを得ない。税外収入というのは一回こっきりで、なかなか恒常的財源にはなりにくいものですが、まず税外収入をできるだけ捻出する。例えば、政府の保有しているJ-1株とかそういうのだって、もっともっと売却していくというやり方

はあるはずなんです。

そういうことをやって、そのもとで最終的に税の問題になる。その税も、何も消費税だけが税じゃない。今まで議論に出ています、ほかのいろいろな税目がある。その税目の中で最終的に消費税のあり方を議論していく、こういうことなんです。

これを我々は主張してきて、そこで振り返ってみると、先ほど申し上げた三つの問題点がある。一つは、二年八カ月前に政権交代で民主党が約束した行財政改革は一体どうなっているんだ。ほとんどできていない。それをまずやってから国民の皆さんに、国民の皆さんも、それだけのことをやれば、ああ、ある程度、それはやはり増税もやむまいかな。国民の七、八割方の方は増税の前にやるべきことがあるということを、そういうふうに世論調査が出ているわけです。

二番目に、社会保障と税の一体改革というふうな問題を矮小化しても、今回の社会保障と税の一体改革と言いながら、社会保障のビジョンなんか全くないじゃないですか。年金の話はもうすつ飛んでいる。ましてや三党間修正協議とか何かで、ほとんど社会保障の話なんてぐちゃぐちゃになりつつある。それでいて増税だけが、なぜか増税だけはもう絶対やります、これはやはりおかしいんだ。(発言する者あり)はい、わかっています。

社会保障と税の一体改革というふうな問題を絞ったとしても、社会保障に、ビジョンが明確でない、それからメスも入れていない、そういうことで果たして国民の皆さんが納得できるか。

最後に、三番目に、景気の問題ですね。景気の回復なくして増税なし。これは、簡単に言いますが、まさに長期のデフレとそれから円高が続いている、この中で消費税を上げれば、当然もう危機的な経済的な状況に陥る。そうすれば、企業も家計も所得が大幅に減収する。そうすれば、税収といつても想定以上のものは出てこない。それ以下、大幅に税収も減収する。ましてや、それだけじゃなくて、企業の倒産とかリストラ、そういう

ことによって雇用不安という大きな社会的不安も、社会問題も起きてくる。

こういう中で増税をすることはおかしいということをおかしいと言っているんですが、それぞれ皆さん、五人の先生方、どうぞ、私どもの政党の主張にどのようにお考えか、御意見を聞かせたいと思います。

○中野委員長 お一人多分一分三十秒ぐらいずつしかないと思います。

○豊田委員 簡単に、一分ぐらいでお願いします。

○田淵公述人 どうもありがとうございます。実は、いつも豊田先生のウェブサイトを拝見させていただいて、なかなか、おっしゃるとおりだなと思います。

二〇〇九年の選挙のことから見てわかりますように、私はこう思います。確かに二〇〇九年のマニフェストは、実現するのは難しい項目も幾つもあったと思うんです。しかし、国民と約束したことを一つでも多くやるというその努力、一つでも命がけでやるというその姿勢がとうとうのでありまして、簡単に公約を破ってしまうというのは話にならぬと思います。

それから、一つ、景気対策という話がありましたが、先ほどから申し上げているように……(発言する者あり)ちよつと静かにしてください、済みません。我が国はG8先進国であります。中間層の多いG8先進国である以上、ここにありませんように、中流階級への配慮が必要であります。つまり、低所得者、低所得者といいますが、そのこの層にお金を配つても意味がないんです。なぜかという、耐久消費財を購入できる経済層に対して恩恵のない今の政府案では、景気がもろに下がってしまうんです。

ところが、諸外国の例を見てわかるように、ぜいたく品の重課税と生活必需品の据え置きを組み合わせたら、これは大丈夫であります。ですから、とにかく、ここに述べているような、私がここに述べていることですね、何度も申

上げますように、お米やパンと宝石、毛皮が同じ税率だということがそもそも間違っているのではありません。ぜひこの点について考えていただきたい。とにかく、G8先進国でやっていることをやっていただきたいということでありまして、最後に一言。均一税率で一〇%以上というのは発展途上国の制度でありまして、こういう制度を持ち込むこと自身がナンセンスであると考えております。

以上です。

○上念公述人 短くお答えいたします。三番目の、やはり景気回復なくして増税なしというのが一番の正論ではないか。財政危機だから増税するというところでこの議論はそもそも行われていると思うんですが、デフレで幾ら税率を上げても税収はふえません。デフレを脱却しなければ増税の意味がないんです。だから、増税しても結構なので、税収がふえるような増税をしてください。

そのためには、まずは日銀法を改正すること、白川明さんにやめていただくこと、任期満了させないこと、これをまず皆さん、最優先で取り組んでいただければと思います。

以上です。

○森信公述人 短くお答えいたします。受益と負担のバランスが崩れていることが問題なのであって、先ほど税と社会保障を矮小化しているというふうにおっしゃいましたが、私は、広く、受益と負担のバランスをどう考えたいのかということ、国民にやはりきちっと問いかけるのが政治家の役目ではないかというふうに考えております。

以上です。

○石澤公述人 全く同感であります。異論を挟む余地はございません。

社会保障制度の充実には必要ですが、国民全体で負担すべきものを、中小企業にしわ寄せがないようにしていただきたい、こう思っています。

○高橋(進)公述人 増税の前にやるべきことが三つある、賛成でございます。

ただ、それがあるからといって、結果的に何もしなければ、全てが先送りになって大変なことになると思います。したがって、私は、少し修正させていただければ、同時にやるべきではないかというふうに思います。

特に三番目ですが、景気と成長は少し分けて考えてみたいと思います。景気の腰折れの危険があるときに増税をやるべきではない、これは当然だと思えます。一方で、低成長だからといって増税を回避してはいけないというふうに思っています。日本経済はこれから、相当低成長がずっと続くと思います。こういう中で全てを先送りすれば問題は解決しないというふうに思いますので、私は、低成長のもとでもやらざるを得ないというふうに思います。

以上でございます。

○豊田委員 五人の方々、本当にありがとうございます。

やはり手順というか、物事は順序よくやらないと、ボタンを掛け違えとおかしくなるし、逆に角を矯めて牛を殺すというようなことも起こり得るわけでありまして、その辺を、私どもは、あくまで消費税の増税は将来必要であるということはずっと言ってきたわけですが、そのやり方、手順が間違っている、これが是正されずにこのまま突っ込むと大変なことになるんじゃないかと申し上げているんです。

最後に、まだ三分ほど時間があります。私は、今、日本の将来を考えると、やるべきことをやるということとは大事ですが、最後の、経済の問題というのは非常に大きいウエートを占めると思っています。

それで、私は、上念さんの考え方は非常に、ちよつと極端に走り過ぎている面もないわけではないと思いますが、基本的にお考えは大変正しいと共鳴いたしますので、もう一度、時間の許す限り、思うところを述べていただければと思います。

ます。

○上念公述人 御指名ありがとうございます。

先ほど説明したデフレの問題について、ワルラスの法則をもう少し詳しく解説したいんですが、世の中には物とお金が存在しています。お金の量が少な過ぎると、お金の希少価値が上がりますね。そうすると、みんながお金を求めて、お金を使わなくなるんです。これがデフレなんです。

では、お金の量がふえたり減ったりするのを人々はどこで判断しているかというと、例えば、日銀がいろいろと打っているいろいろなオペレーションですね。たくさん国債を買ってくれるのか、市場に資金を供給してくれるのか、そういうものがあるいろいろな金融取引を通じて人々の期待として要請されていきます。

一番大きいのは、実は円高、円安です。日銀がお金を刷らなければ、今アメリカはQE2をやったたくさんお金を刷りましたので、今までの三倍ぐらい刷りましたので、物すごい円高になってしまいました。日銀は全くとお金を刷らないので、この円高を放置しています。もしヨーロッパで危機が起こって、ヨーロッパ中央銀行が大量にお金を刷って金融機関を救済すれば、またまたユーロがふえて、日本円はふえないですから、物すごい円高が進みます。これは中小企業いじめでもありまして、それから我々の雇用、輸出企業もそうですし、国外の、外国製品と競合している産業の皆さんも、とんでもないダメージを受けます。特に輸出だけではなくて、国内全体に悪い影響が及びます。

この円高を何とかするためには、やはり他国並みにお金を刷る。変化率ですね、もともと刷っているか刷っていないかじゃなくて、他国は二倍、三倍にしていますから、せめて二倍ぐらいお金を刷る。そうすると、例えば、具体的に、六十兆マネタリーベースを拡大する、こういう措置が必要なんです。そうすることによって、大体、物価上昇率は、三%程度にしか上がりません。よく世の中では、何か一円でもお金を刷ったらもうすぐにハ

イパーインフレになるとか、おもしろいことを言う人がいるんですが、こんなことはあり得ないです。

学習院大学の岩田規久男先生、経済学者ですけれども、推計によると、六十兆のマネタリーベースの拡張で大体三%のインフレが実現します。この状態になって二年、三年やって、税収が回復して、赤字だった企業が黒字になり、失業していた人が働き始めて税収がふえたところで、ここで初めて増税してもいいかなという議論が出てくるべきだと私は思うんです。今この時点で増税しても、せっかく我々の経済というのがうまく回っているところを、むしろ台なしにしてしまうような効果が大いにあるですね。

確かに税収が多いにこしたことはないですが、どうせ増税するのなら、税収がきちんと上がる形で増税していただきたい。それは高橋は清大蔵大臣がかつてこの日本でやったことなので、ぜひ歴史に学びましょうということを訴えたいと思います。

以上です。

○豊田委員 時間が参りましたので、私はこれで終わります。公述人の皆様方、本場にありがとうございます。

○中野委員長

これにて豊田君の質疑は終了いたしました。

次に、阿部知子さん。

○阿部委員 社会民主党の阿部知子です。

冒頭、今、自公民の三党で消費税の引き上げ率だけ先に決めるようなお話もありますが、やはりそれは、国民の信頼を失うやり方だと私は思います。今の上念さんのお話でもそうですが、消費税を上げて本当に税収が上がるかどうかの見通しもありません。社会保障に至っては、全く中身が見えません。また、今ちょうどお手洗いです、地方の疲弊は小売商店の減少に反映されております。

この国は、三月十一日の震災以降、大きな転換

点に立っていると私は思うので、本当に奥深い、例えば社会のあり方と税のあり方ということで考えて、皆さんの御意見を伺いたいと思います。

冒頭、高橋進委員にお願いいたします。

一九九七年、消費税が三から五%に引き上げられてから、実はこれは私どもの前身の社会党、村山政権で決めたことですが、残念ながら、税収は一貫して上がっておりません。リーマン・ショックがあった、あるいはサブプライムローン問題があった、そうした外的要因も無視はできませんが、しかし、実際として一切上がっていないどころか、各県の平均所得というのを見ますと、ちなみに、平成八年、一九九六年が三百二十二万で、平成二十一年が二百七十九万。すなわち、勤労層の所得が四十五万も下がるといような実態の中にあります。

高橋参考人は、きょうの御意見の中で、当然ながら、経済が大変に高成長をするということと景気が腰折れするということが違うというふうにおっしゃって、引き上げが腰折れを起こしてはいけなことはおっしゃいましたが、私は、この二十年、日本の姿を見ておりましたが、やはり、確実に成長、それも持続可能な構造転換の成長をしないと、消費増税はとんでもない道に行くのではないかと思います。

私自身は、実は、チャンス逃した日本は、一九九〇年代の後半、いわゆる再生可能エネルギーの法案が出たとき、これを大胆に取り入れませんでした。十年おくれ、ドイツに抜かれました。また、地方の税収が下がるような政策をとりました。この二つが大きく響いたと思いますが、足腰の強い本場の景気回復、このために何が必要とお

思いでしょう。

○高橋(進)公述人 済みません、直接のお答えにならないかもしれませんが、今のヨーロッパを見ていると、やはり、通貨を統合して以降、財政、金融にばかり頼ってきて経済体質を強くする政策を怠ってきたこと、このことが今の欧州の債務危機を招いている一つの大きな原因だと思います。

したがって、私は、経済体質を強化していくための成長戦略と申し上げるべきかもしれません。短期的なことは別に、やはり成長戦略にきちっと取り組んでいかなければ、おっしゃる通りに、いずれ、増税をしても税収が伸びなくなるどころか、財政悪化と経済悪化のわなにはまり込んでしまうと思います。

そういう意味で、何としても成長戦略をきちっと実行していくということが間違いない必要だというふうに思います。

○阿部委員 私は、成長戦略の場合に、もちろん輸出もそうでしょうが、もつと地方のおのおのが分権化していきけるような、足腰の強いとは、地方自治体がしっかりと生きていきけるような、そこで住民がしっかりと生きていきけるような経済体質にすることだと思っています。

そこで、石澤参考人にお伺いいたしますが、きょういただいた資料、大変参考になりました。それは、日本全体に商工会が占める割合ということと、商工会が頑張っておられるところは高齢化率が高く、過疎とまでは言いませんが、人口密度が少ないところであると。そこで本場に必死に踏ん張っていただいていることに感謝いたしますし、でも、おつらい中、消費増税も全体から見ればやむを得ないかとおっしゃるときには、本場に胸が詰まります。

今、いわゆる買い物難民の問題がございます。御高齢者で足の便がなく、生活必需品すら買いに行けない。当然、御商売で売る方も、お客さんが来なければ、両方とまってしまうと思います。

私は、税制の問題以外にも、実は、町村合併で小さな自治体がどんどん統合されていって、結果的に商店等も立ち行かなくなっているということを経験というか、地方へ出たときには感じております。かといって、行政規模が余りに小さくはやれないということもありますが、今お考えの、本場に住民が生きて暮らしていけるための支えである商店街、商工会議所の皆さんの活動は、

一番何を必要としておられるでしょうか。もし御意見があれば、教えてください。

○石澤公述人 商工会に激励いただきまして、ありがとうございます。

おっしゃるとおりでありまして、実は、町村合併、農協合併、あるいは郵便局の民営化等によりまして、今まで地域のコミュニティを支えてきた公共的な機関がなくなりました。ただ一つ、地域コミュニティを、最後のとりでと申しますか、守っているのが我々商工会だと思っております。

商工会会員というのは小さな民営の商売でありますから、例えば、そのおやじであつても従業員であつても、消防団員とか、あるいはお祭りの、あるいはイベントの担い手になるとか、最近では、実は高齢者の福祉、宅配等もやって、地域を守る役割を果たしております。したがって、最近農村へ行きますと、限界集落等ができて店もなくなつてしまつておる。そういう中で地域のコミュニティを支える役割が、特に我々商工会の使命であり役割ではないかと。

商工会には二つ使命があります。やはり地域の経済発展を支えるということ、もう一つは、今申し上げました、一番大事な、きずなとか、そういうコミュニティを守つておる役割がこれから商工会の使命だ。そのことが地域住民や行政に理解をされて、信頼をされて、温かい支援も受けられるのではないかと、こう思っております。

○阿部委員 今御指摘のようなことは、東日本の震災の後、復興の中で、何か大きなお金を投入して箱物だけをつくれればいいのではなくて、そこに人のネットワーク、その本当中核に商工会がおられると思ひます。

私は、そのさなかに、今なぜ消費税増税なんだろうと。本当中、先ほど高橋参考人にもお伺ひいたしました、もう少し景気の体温を見た方が、結局は、目先じゃなくて、この国が再生するように思ひます。

森信参考人に伺ひます。

きょうのお話には出てまいりませんでしたけれども、先日いただいた資料を読んでおりました、私が目をとめたのは、実は、今回の税制改革は、地方消費税のあり方にもつと切り込みを入れて、地方に自立した財源を持たせることにあつたのではないかと。それを妨げたのは、消費税を福祉目的という形で最初に困り込んだ、その福祉の中身も、医療、年金、介護、子育てであつて、本当は地方が自由に自分をデザインして、商工会議所の皆さんにお願いすべきこと、住宅政策、交通政策、いろいろあつたと思ひます。

私は、今、日本が世界に例のない少子高齢社会を迎えていますから、この段の税制の見直しというのは、地方との本当の役割分担。今回の税制改革では、残念なことに、国がまずとつて、あなたの分これですよ、こういう配分は、本来の今の我が国の困難を解決しないと思ひますが、いかがでしょう。

○森信公述人 お答えします。

私も、今先生がおっしゃるとおり、本来の地方分権のあり方としては、地方消費税を地方で、地方の人たちが協議して税率を決めていく、地方の財政需要に応じて、その税率を、今一％ですが、それを二に上つて、今度一・七に上がります。それを二に引き上げるとどうかというのを地方の人たちが判断できるようにする、これが本来の姿ではないかというふうに思ひます。今おっしゃいましたように、確かに、国の方で全部、徴収もしまして、いろいろな配分で、基準で配つていくというのは本来の姿とは少し違ふ。

そういう意味では、将来的には、地方消費税は、地方の人たちが税率を含めて決められる、そのかわり、地方の行政の方たちはやはり地方の住民にその使い方の説明をして納得を求めていく、そういう姿が望ましいのではないかと、今おっしゃいます。

○阿部委員 税は民主主義の基本でありますから、今おっしゃつたような方向に、私も、ぜひ、本当の改革であれば向けていく、今しかチャンス

はないと思ひます。

実は、一九九七年、橋本政権下に消費税のときに、それを決めた村山政権下で、地方消費税の一％というのを初めて導入しました。しかし、以降、そこから一切上がらず、今、税率の引き上げだけが八、一〇と進んでいくということは、かつて硬直性を増すと思つて、その点からも現状の出されている案には賛成しかねているわけなんです。

最後に、時間の関係で、上念参考人には元氣をいただきましたので、次に田淵参考人をお願いいたします。

私も、その村山政権下の消費税引き上げの後、地方も元氣になれない、まだ足りないんだと思ひます。そして所得も下がっていく。何とか中間層を支えたいと思つて、実は、例えば四百万円の年収の方に四万円、食品にかかる分をゼロ税率と同じにして還付するというのをしております。カナダのことを勉強いたしますと、そういうものも一部あつたので使つたわけですが、まさに参考人がおっしゃつたように、今日日本に大事なことは、中間所得者層をどう守っていくか。野田政権の看板でもあるはずなのに、実は、所得控除から税額控除という政策も中間層には厳しいものであります。これは子ども手当のことも実証されたと思ひます。

本当中間層を手厚くするために、もう一度お考えをお願い申し上げます。

○田淵公述人 お答えいたします。

今、阿部委員がおっしゃつたとおりでありまして、繰り返しますように、我が国は世界に誇るG8先進国でございます。そして、中間層が厚いというのが非常に特徴でございます。先ほどから申しましたように、今、例えば家電とかそういうものの、いわゆる耐久消費財を購入しようとする、これは中間層以上じゃないとなかなか買えないわけなんです。そして、ここが景気の推進の原動力になつておりますので、中間層に恩恵のないような、いわゆる戻し税方式等は無意味であります。

しかも、この二十一ページにも書きましたように、還付は、還付にかなりコストがかかります。そうすると、税務署の署員をふやすだけで、カナダはこれでやめたんですけれども、そういうことをやっても、結局、行政の肥大化になつて、行革に逆行することになります。

繰り返して、ここに申し述べますように、何度もしよう、最初から言つておる通りに、G8先進国で均一で一〇％以上の国はございません。

そして、ここにありますように、軽減税率として、前から申し上げておる通りに、食料品、医薬品、公共交通機関及び高速道路、ライフライン。特に電気などは、今電氣代が上がるのに、ここで消費税を上げたならもう国民は怒りますよ。それから、住宅の取得、新聞及び書籍、それから学用品、塾。本当は塾も非課税にしてほしいぐらいです。そして、日常消耗品、育児用品、子供用品、介護用品。私も子供を二人育てておりますけれども、本当中子供にはお金がかかります。本当中に少子化対策とおっしゃるんだつたら、子供用品を増税するのは論外であります。さらに、灯油、ガソリンというのも五％のまま据え置きにしたい。

逆に、グリーン車とかそういうのは、一〇％と言わず、さらに一五％でもいいですから、とにかく中間層を守つていただきたいと思ひます。

あと、追加になりますが、フランスのある制度で、バターが一・五％でマーガリンが一・五％だから、こういうふうに使われるからいけないと私が尊敬する藤井先生がおっしゃつていますけれども、これは制度設計の問題と国会議員のモラルの問題でありまして、ここにおられる皆さん方は、そのような不公平なことをする議員の方はおられないと僕は信じております。

食品については、三千元以上食べたら一〇％課税というのを昔、一九八九年までやっておりましたから、これは可能でございます。さらに、スーパーや百貨店などでも、単価三千元を超える部分について一〇％課税をすれば可能でございます。

このような形で、とにかく中間層を守っていただきたい。それが景気回復の根本であるということ、そして、我々はG8先進国であるということ、をぜひ強調したいと思っています。

以上でございます。ありがとうございます。

○阿部委員 野田総理によくお伝えいたします。終わらせていただきます。

○中野委員長 これにて阿部さんの質疑は終了いたしました。

次に、山内康一君。

○山内委員 みんなの党の山内康一と申します。

きょうは、大変貴重な意見をお聞かせいただきまして、ありがとうございます。

最初に、高橋公述人に質問させていただきます。

先ほどのお話の中で、成長戦略も必要である。特に、従来型の成長戦略ではなくて、規制改革、規制緩和、構造改革が不十分である、そういう成長戦略が必要であるとおっしゃっていましたが、今、民主党政権も、最近では新幹線とか高速道路をつくるようになってきて、公共事業がだんだんふえていくような印象があります。それから他の政党も、公共事業をふやせという声がある。いろいろなところで広がっている感じがいたします。せっかく増税しても、そういう公共事業をたくさん使うような成長戦略だと、私は何か九〇年代の再現のような気がしてならないですけれども、そういった公共事業を拡大することによる成長戦略というのをどのように評価されていらっしゃいますでしょうか。

○高橋(進)公述人 公共事業全体が悪ではないと思います。やはり、社会全体の生産性を引き上げ、それから企業の成長期待を高めるような公共事業であれば、私はプラスだと思います。したがって、公共事業の中身を十分に吟味していくということが必要だと思います。

ただ、一方で、地方が疲弊しているから公共事業によって景気を持ち上げるといような発想でもし公共事業を組み立てているとすると、私は、

またものもくあみではないかと思っています。

結局、地方が疲弊した、今のような、成長力をなくしてしまった原因は、やはり公共事業依存、あるいは都会から来る大企業の工場依存、これを続けたからでして、そういったものの体質に戻さないため、自立性を高めるためには、私は、地方に公共事業を持つていくことで地方を回復するということではなくて、本当に各地方地方で必要な公共事業に絞り込んでいくことが必要だと思います。

○山内委員 ありがとうございます。

次に、石澤公述人にお尋ねします。

消費税の転嫁が大変難しい中小零細企業は、大変苦勞しているというお話でした。消費税が上がると、さらに転嫁できなくて、被害がふえて、大変なことになると思います。

そういった意味では、いかにちゃんと転嫁できるようにしていくかというのが大事だと思うんですが、今、政府と民主党では、転嫁Gメンというのを考えていらっしゃるそうです。今の中小企業庁とか公正取引委員会の担当官が、転嫁をちゃんとやっているかどうかを取り締まるということらしいんですが、それで本当に大丈夫かなと。

例えば公正取引委員会は、職員が八百人しかいないんですね。審査官とか、総務部門とかを除くと、多分四百五十人ぐらいしか取り締まりに当たる人がいない。しかも、公取はもつと大物の、企業の談合とかも取り締まっているわけで、中小零細も含めた、消費税になると対象は物すごくふえるわけで、今の体制の中小企業庁なり公取ではとても対応できないんじゃないかと思えます。それを政府に質問したら、人はふやさずにかかるとい回答でした。そんなことが可能かなと。結局、中小企業の方が転嫁できずに泣きを見るということになるんじゃないかと懸念しているんですが、その点、どうお考えでしょうか。

○石澤公述人 私は、ないよりもある方がいい、

こう思っておりますが、本来は、国民が、当然、義務としてこれを支払うべきだという自覚、納得をしなきゃならない。そのためには、さっき私が申し上げましたように、やるべきことがあるのではないかと。

歳出削減をする、身を切って血を出す、それから明るい将来の見通しができる、そういうことになれば国民自体がそういう理解を持つてくるであろう、私はこのように思いますので、ないよりもいいと思いますけれども、抑えて国民が納得できるものではない、もつと国民が本当に消費税に納得できる手だてを考えていただきたい、こう思っております。

○山内委員 次に、森信公述人に質問させていただきます。

先ほど公明党の西委員からも似た趣旨の質問がありました。給付つき税額控除に関して、イギリス等では、勤労インセンティブを高めながら所得の再分配もできる、そういう制度があるというお話がありました。日本でも、菅総理がトランポリン型福祉ということをおっしゃっていたので、議論はあつたんですけれども、余り今、印象としては、日本の政策には反映されていないように思います。これをどういうふうに反映すべきか。あるいは、今修正協議をやられているようなので、もし修正するんだしたら、どこら辺を変えたらそういう勤労インセンティブを生かした制度にできるでしょうか。

○森信公述人 お答え申し上げます。

私の考え方でございますが、勤労という就労の予算、これは今回の消費税率引き上げの、社会保障目的税の使用の対象になっていないわけですね、いわゆる四経費でございます。したがって、ここに大きな新しい制度を入れるというのはこれからはなかなか難しいというのがまず認識としてあるのではないかと思います。

そういう中で、今回、逆進性対策ということで給付つき税額控除、これはカナダとかシンガポールとかがやっておりますので、そういった制度を

少し簡素にして入れていくというふうなことがたしか民主党の中では決まっておったと思いますので、そこでまず風穴をあけて、小さく産みまして、それをだんだん本来の勤労インセンティブを高めるような政策に変えていく。そのために、あわせて就労支援のためのいろいろな制度も、周りの制度もまさにひっくり返して、トランポリン政策として導入していくのがいいのではないかと、うふうに考えております。

○山内委員 働くことにインセンティブを出す制度というのは望ましいと思うんですが、先ほど森信公述人が配偶者控除について述べられていたと思います。ちょっと私もメモをとったんですが、正しく覚えていくかわかりませんが、配偶者控除は究極のばらまきとおっしゃいましたでしょうか。

大変強烈なお言葉ですけれども、こういう制度は世界で例があるんでしょうか。例えばG8だけでも結構ですけれども、こういう働かないことにインセンティブを出す制度、それはあるのか、それから望ましいのか、これについてお答えください。

○森信公述人 私の考え方は、やはり配偶者控除は、専業主婦であるだけで旦那の税金が安くなるということ、それを一律適用しているというのは究極のばらまきに近いというふうに考えてもいいんじゃないかと思えます。したがって、これはやはり、課税ベースを今後少し広げていくという観点から見直していくべきだと思います。もちろん、女性の労働の中立性という観点も重要だと思います。

それで、今おっしゃいましたように、恐らく、私も記憶はつきりしていませんが、たしかアメリカにはあつたと思えますが、ヨーロッパ諸国には配偶者控除というのは一般的には存在していないというふうに思います。

いずれにしても、この辺についてはいろいろな問題があります。ばらまきというと、つまり税制のあり方としても問題だと思いますし、何のイン

センティブもない控除ですから、私は、基本的には見直しをしていくべきじゃないかというふうに思っております。

○山内委員 ありがとうございます。

それと、もう一回、森信公述人に質問させていただきます。

勤労、就労のインセンティブということですが、今、生活保護の方が最低賃金よりも水準が高い、あるいは基礎年金よりも生活保護が高い、こういう問題がありますが、生活保護というのは、そういう就労政策とかと絡めて考えると、大体どれぐらいのレベルが望ましいんでしょうか。今よりも下げた方がいいのか、あるいは下げるかわりに人数をふやすとか、いろいろな形が考えられると思いますが、どういう方向に改革していくべきでしょうか。

○森信公述人 お答えします。

これは、ブレア政権がイギリスで入れましたときに、失業手当とそれから生活保護を効率化した。つまり、非常に財源をそこで出した。生活保護の手当等を少し縮小しまして、財源を出して、それでもって勤労税額控除とかを始めたという経緯があります。

そういうふうに見ていきますと、我が国でも、今の生活保護はやはり水準が少し高過ぎる。それをうまく勤労に結びつけていく。つまり、生活保護が高いがゆえに、勤労をしても、その後、社会保障負担が生じて手取りの額はむしろ生活保護のときの方が高いというふうな状況があるやに聞いておりますので、それは非常におかしな話なので、生活保護の水準をもう少し効率化しながら、うまく低所得者の勤労の方につなげていくようなスムーズな控除が必要です。

先ほど私のお配りしました中に、イギリスのユニバーサル控除というのがちよつと書いてございますが、ユニバーサル控除というのは、極めてその辺を整合的に考えて、少しでも働けば、いずれにしても生活保護よりもより所得の多い世界に移れるというふうな設計でございますので、その辺

を念頭に置いて考えていただければというふうに考えております。

○山内委員 次に、上念公述人に質問しようと思つたんですが、我が党の主張とはほぼ同じでありまして、質問することが余りないので、もし選挙に出られるときがあれば、お考えいただきたいと思ひます。

次に、田淵公述人に質問させていただきます。

先ほど複数税率の話がありました。私も、もちろん必需品に関して軽減税率というのは非常に理解ができるんですけども、ぜいたく品に重課税という発想はちよつと違和感を覚えまして。正直言うと、ぜいたくは敵だみたいな、第二次大戦中の発想がこの二十一世紀に本当に要るのかなと。金持ちが飯にばかな金の使い方をしたところで、それは本人の自由だと思ふんですね、私個人として。あるいは、美術品とか工芸品という職人さんが手作業でつくっているようなものというのは、どうしても高くなってしまう。それをぜいたく品ということで重課税してしまうと、地域の伝統文化のそういう産業が打撃を受けるということもあるんじゃないかなと思ふんです。

それをもつと、今後は、ぜいたく品課税じゃなくてパッド課税というか、エコカーは減税、エコじゃない排気量の大きい車は増税とか、そういう悪いこと、環境に負荷をかけるとかそういうことに対して重課税というのは理解できるんですけども、あえてぜいたく品増税は本当にいいのかなというのと、例えば三千円以上の飲食店に一〇%増となると、やはり飲食店というのは一〇%かけられると困っちゃう零細な飲食店が非常に多いんじゃないかなと思ふんですけれども、その点はどういうふうなマイナスを少なくする方法をお考えでしょうか。

○田淵公述人 御質問ありがとうございます。

まず、零細なところで一人三千円以上食べることはほとんどないと思ひます。零細な飲食店で一人三千円以上食事が発生することはほとんどないと思ひますし、私が言っているのは

超過分に対して一〇%課税ということなので、大きな問題はないと思ひます。

それと、ぜいたく品重課税というこの表現なんですけれども、これは、確かに線引きという問題、また線引きが難しいという話になつちやうたら、思ふところになつちやいけないう思ふところ、つまり、私のこの計画でいくと、確かに全部の消費の、消費税の二二%ぐらいに影響が出てしまふので、そのための財源は何かという議論があるわけですね。それであつても、例えば、グリーン車とファーストクラスとグランクラス、それから東武スペースシアと小田急のロマンスカーと近鉄のスーパーシート、これは増税してもいいと思ふんです。こういうのもやはりあるわけです。

繰り返しますように、骨とう品とかも、確かに今のことはありますけれども、今パッド課税という話が出ましたけれども、確かに、エコカーは五%据え置きで、基準を満たさないような、燃費基準とか排ガス基準の悪いものについては重課税というのは賛成でございます。

それから、食品について今出たんですが、実は、先ほどから申しておりますように、ほとんど審査なく通つてしまつた消費税法第三十条二項の改正による課税売上割合九五%ルールの廃止で今、約八千億円ほど増収が見込まれておりますが、それは、例えば無添加、無着色、そして添加剤のなくて遺伝子組み換えじゃない食品を三%、正確に言うと地方は一%のままで国税は二%にするというふうな使い方も、これはいわゆるグッド減税というふうな形で考えていただいてはいいかがかと思ひます。

パッド課税については基本的に賛成でございます。以上です。

○山内委員 時間が来ましたので、以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○中野委員長 これにて山内君の質疑は終了いたしました。

次に、中島正純君。

○中島(正)委員 国民新党の中島正純でございます。

本日は、公述人の皆様、貴重な御意見をありがとうございます。

早速質問に入らせていただきたいと思ひます。冒頭、全ての公述人の皆様にお伺ひしたいと思ふんですけれども、財政破綻のリスクについてお聞きしたいと思ひます。最初の御意見の中で何名かの方は日本の財政についてお考えをお述べいただきましたけれども、あえてもう一度ちよつとお伺ひしたいと思ひます。

財政破綻のリスクですけれども、増税しなかった場合、増税を考へない場合、現在の状況ではどれだけのリスクがあるとお考へか、諸外国の例を踏まえた場合、日本の財政はあと何年ぐらい持続可能性があるとお考へておられるか、それぞれお考へをお願いいたします。

○高橋(進)公述人 私は、冒頭申し上げました。一つのポイントは、やはり日本の国内で貯蓄がなくなつてくるとき、毎年のフローで見なくなつてきて、外国に依存しなくなつてはいいかなと、そのときがポイントだと思ひます。

そういう意味では、経常収支がいつ赤字になるかということ計算してみると、私どもの研究所の試算では、二〇二〇年から二〇二五年の間ぐらゐに経常収支が赤字になる可能性があるというふうに思ひます。ですから、そこが一つの転機。ただ、マーケットはもつと前倒しで動いていきますから、より前に不測の事態が起きる可能性も十分あるというふうな思ひます。

○石澤公述人 私は、専門家ではありませんから、見通しは全くわかりません。

ただ、現状では増税はやむを得ない面があるかと思ひます。しかし、その前に景氣の回復を何よりも実現して、もしそういう懸念があるならばもつと先に來てほしいな、こういうふうな思ひます。

○森信公述人 お答え申し上げます。私も、一番の転機といひますか、それはやはり

国内の貯蓄でファイナンスできなくなると、あるいは経常収支の赤字基調になっていくときだと思っております。それにはまだ数年余裕があるかもしれませんが、しかし、いつどういふふうになるかわからないというふうに思っております。

それから、もっと重要なことは、今やはり金利が、日本の金利も落ちついておりますのは、日本の税負担が世界の諸国と比べてまだ低いじゃないか、つまり増税余力があるということが一つ大きな信用の担保になっているわけですね。そうしますと、今回のこの議論で、結局、消費税率の引き上げもできない国かということになりますと、大きな信用が失われ、私は一番懸念しておりますのは、国際的な投機マネーの材料にされるといふことだと思ふですね。彼らは別に、日本の財政がどうなるかと構わないわけです。要するに、材料にしてお金をもうける。その材料にするストーリーが今回の税・社会保障一体改革の法案にかかっているのではないかといふふうに私は思っております。

○上念公述人 財務省の公式見解を読み上げます。

日本の債務が未踏の領域に入ると主張しているが、巨額の国内貯蓄の存在という強みを過小評価しており、また、戦後初期のアメリカはGDP一二〇%超の債務を抱えていたし、一九五〇年代のイギリスは同二〇〇%近く債務を抱えていたという事実を無視している、日本政府の債務支払い能力に対する市場の信頼を反映した低い実質金利とどのように整合をとって説明がされるのかということ財務省自身が述べています。

変動相場制の国で、自国通貨建ての債務というのは一〇〇%返済が可能です。これは絶対皆さん目を覚ましてください。日本は変動相場制の国です。このことだけ忘れないでください。

○田淵公述人 お答えします。

済みません、私ちょっとその分野について専門家ではありませんので、具体的な年数を申し上げ

ることは差し控えますが、現在、国債の九五%が国内で消化されているという事実と、金利が下がっているというのを考えると、差し迫ったリスクはないと思います。それよりも、くどいようですが、G8先進国でないような一〇%均一をやることの方が、経済を破綻させてしまつて、国を潰してしまうと思います。

それから、今ちょっと上念先生からありましたけれども、通貨という問題を考えるときに、変動相場制の国ではというだけでは実は正しくなく、ハードカレンシーであればという条件が付きまします。したがって、日本円の場合は、円決済がほとんど可能なので、回収は容易であると考えております。したがって、この国会で増税をしなればだめということはないと思います。

もう一つ、大事なことです。私は、先ほどから、均一一〇パーがいけないと言っているだけであつて、基本的にはもう少し標準税率を上げてよいという立場であります。均一はだめです。

そのときに大事なことは、国民との信用が大事なことです。ですから、公約違反のまゝやつてしまつたらもう絶対に税制改革はできなくなつてしまふので、ここは一回撤回して、解散・総選挙をやつて出直すのが正しいと思います。

以上です。

○中島(正)委員 ありがとうございます。

それでは、高橋公述人にお伺いをいたします。現在の景気状況で、歳出削減、増税、社会保障の効率化といった、デフレを加速させない施策を行うことに反対という有識者も多くおられます。一方で、社会保障改革、財政健全化は待たなしの課題であり、将来不安を解消することで消費を活性化させるといふ効果もあると言われております。

経済の専門家として高橋公述人にお伺いしたいんですが、社会保障と税の一体改革を実施するタイミングについてお聞かせ願えますでしょうか。伊ミニングについてお聞かせ願えますでしょうか。

とところがちょっと聞き取れませんでした。済みません、もう一度お願いできますか。

○中島(正)委員 現在の景気状況で、歳出の削減とか増税、それから社会保障の効率化、こういったデフレを加速させないというような施策を行うことに反対という有識者もおられますけれども、一方で、社会保障改革それから財政の健全化、これはもう待たなしの課題であり、将来の不安を解消することで消費を活性化させるという効果もあると言われております。

そこで、先生のお考えをお聞かせ願えますでしょうか。

○高橋(進)公述人 足元の景気そのものは少し回復に向かつていると思います。

ただ、問題は、これからの景気というのは恐らく復興需要に支えられた景気になると思ひますので、この勢いが落ちてきたときにまた成長率が落ちてしまつて、そのときにマイナスのいろいろな要素が重なれば非常に危ない状態になる可能性もあると思ひます。したがって、そのときに消費税をおつけていくかどうかというのは極めて重要な判断になると思ひますので、そこは慎重にやるべきだと思ひます。

一方で、そういう話とは別に、社会保障改革をきちつとやつていくことで国民の社会保障制度に対する信頼を高め、その結果消費が伸びていくとか、そういうことについては、これは、別に時期の問題ではなくて、早くやるにこしたことはないというふうに思ひます。

○中島(正)委員 ありがとうございます。

それでは引き続き、高橋公述人と石澤公述人にお伺いをしたいと思います。

消費税率の引き上げだけでは財政の健全化は果たせないという統計もございします。財政出動を伴わない成長戦略によつて経済のバイをふやしていく必要があると思ひますが、例えば、規制緩和とかPPPなど、どのような施策が考えられるか、お伺いをいたします。

○高橋(進)公述人 民主党政権になりましたから

新成長戦略が打ち出されて、残念ながらこれはほとんど実行に至つておりませんが、ただ、私は、この考え方は自体は間違つていないと思ひます。すなわち、製造業、今、大分へたつています

が、この製造業の経営環境を改善するための政策を打つ。例えば法人税の引き下げであるとかPPPの推進であるとか、こういうことをやる。一方で、国内については、例えば環境、エネルギーであるとか、あるいは医療、介護の分野、あるいは農業、こういった、ある意味では規制に阻まれ、かつ既得権益に阻まれて成長してこなかつた分野、ここについて規制改革を進めることで民間の金をどんどんその分野に流し込んで、成長分野として、市場として育てていく、これが私は必要だといふふうに思ひます。

○石澤公述人 ヨーロッパでは、特にイタリアにおいてはコンビニエンスストアは認めておりません。これは、小売店にいわゆる影響があるからであります。そして、大型店を規制しております。したがって、日本のように大型店と小さな店が価格を争うようなことがない仕組み。日本は、規制緩和が過ぎたせいとか、そういう関係がございせんので、大変心配になつております。

それと、さつき申しましたように、価格の交渉、値下げ交渉が日本人の慣習になつておる、このことも一つの問題であらうと思つております。したがって、地方における規制緩和等の影響、それから、メリット等が地方に及ぶように、都会だけではなくに地方に配慮した対応を考えてもらいたい、こう思つております。

○中島(正)委員 ありがとうございます。

それでは次に、森信公述人と高橋公述人にお伺いしたいんですが、きょう、ちつと何度か話題に上つておりますけれども、給付つき税額控除についてお伺いいたします。

諸外国の例を見ますと、カナダの付加価値税の負担を軽減する戻し税、そして、アメリカ、イギリスの子育て支援、そしてアメリカの就労支援などがあります。また、税額控除と給付を組み

合わせたもの、それから単なる給付のみを行っているもの、さまざまのがあります。我が国にこれを導入する場合には、どのような制度が参考になると考えておられるか、お考えをお願いいたします。

○森信公述人 お答え申し上げます。

私の考え方は、これはいろいろな今の状況を念頭に置いた上での話ですが、逆進性対策として導入するということが法案に書かれておりますので、そういう観点からは、逆進性対策として入れながら、その後、社会保障全体を見直した上でいろいろな財源を持つてきて、もったいい形に、アメリカ型あるいはイギリス型に変えていくというふうにやるべきじゃないかと思っております。

今のカナダ型というのは非常にシンプルですね。例えば、三百万円以下の方に一人当たりの基礎的な食料支出に係る消費税率を返す。したがって、一人二万円という形ですね。これは、今の児童手当とやり方はほとんど変わりません。それで、二人いれば四万円。そういうふう非常に簡素な、しかも、これは税額控除というよりも、むしろ給付として考えられていますから、そういう意味では社会保障官庁がそれを給付すればいいということなので、私は、こういう制度をまず参考にして取っかかりをつくった上で、それをいろいろ改善していくというアプローチが一番いいのではないかというふうに考えております。

○高橋(進)公述人 済みません、私は、諸外国の制度について十分申し上げられるほど存じ上げておりません。

ただ、申し上げるべきは、働くインセンティブがどんどん強まっていくって所得が向上していくような仕組み、かつシンプルなものがないというふうに思います。

○中島(正)委員 皆様、貴重な意見をありがとうございます。時間が参りましたので、終わります。ありがとうございます。

○中野委員長 これにて中島君の質疑は終了いたしました。

しました。

以上で公述人に対する質疑は終了いたしました。

この際、公述人各位に一言御挨拶を申し上げます。

公述人各位におかれましては、貴重な御意見を

お述べいただきまして、まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。どうもありがとうございます。

(拍手)

午後一時三十分から公聴会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時十四分休憩

午後一時三十分開議

○中野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

税制改革関連二法案について審査を行います。この際、公述人各位に一言御挨拶を申し上げます。

本日は、御多用のところ御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。公述人各位には、それぞれのお立場から忌憚のない御意見をお述べいただき、審査の参考にさせていただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、議事の順序について申し上げます。

井上公述人、坪井公述人、加藤公述人、山家公述人、高橋公述人の順に、お一人十五分以内で御意見を述べいただき、その後、委員からの質疑に対してお答え願いたいと存じます。

なお、念のため申し上げますが、御発言の際は、その都度委員長の許可を受けることとなっております。また、衆議院規則の規定により、公述人は委員に対して質疑することはできないことになっておりますので、あらかじめ御承知おきを願いたいと存じます。

それでは、まず井上公述人をお願いいたします。

す。どうぞよろしく願います。

○井上公述人 日本商工会議所の特別顧問をいたしております。また、税制委員長をしております。会社は愛知産業という、百人足らずの物づくりの中小企業を営んでおります井上でございます。

本日は、このような機会をお与えいただきまして、心より御礼を申し上げます。

社会保障と税の一体改革につきまして、社会保障制度改革、消費税、消費税以外の税制抜本改革について、商工会議所としての考え方を、お手元にございます配付資料に基づきまして申し述べさせていただきます。

お手元の資料のページから六ページまでが発表用の資料、七ページ以降は参考資料として、我々が各地の商工会議所にアンケート調査をした結果を記載しております。

資料のページから二ページ目をごらんいただきたいと思っております。

商工会議所は、社会保障制度改革のあり方として、自助と共助をベースとする社会保険方式を基本として、不足する部分を公費で賄うという考え方に立っております。

そして、何よりも、社会保障制度は持続可能なものでなくてはなりません。社会保障は国民生活や社会の安定化の基盤であり、過去三年間、広く地方を回って会員企業の意見を聞き、真剣に議論をしてまいりました。将来世代に負担を先送りせず、持続可能な社会保障制度の確立のため、今回の一〇%までの消費税引き上げにつきましては、苦渋の決断として、やむを得ないものと考えております。

今回の社会保障改革は、その引き上げの範囲内で、財政バランスを維持し、持続可能性を高められるものでなくてはなりません。そのためには、社会保障給付の重点化、効率化が不可欠であります。当然ながら、徹底的な身を切る行財政改革を断行していただく必要があるかと思っております。そして、消費税引き上げと社会保障制度改革は

あくまでパッケージであり、改革の断行なくして消費税の引き上げだけを容認するものではございません。

こうした前提に立って一体改革を進めていただきたいと考えておりますが、特に社会保障分野の改革という点に関して申し上げますと、国民負担率を明確にし、重点化、効率化の徹底を図っていただくことが何より重要であると考えております。

例えば、医療分野の七十歳から七十四歳の窓口負担、介護分野の利用者負担の引き上げとサービス給付の適正化などの問題は、財政規律を維持する上でも重要な改革項目であり、実現していくべきものと考えております。

また、事業主負担に過度に依存した社会保険料体系は、もはや限界にきております。税、社会保険料、自己負担の三つのバランス、給付と負担のバランスというのを見直し、適正なものにしていく必要があると思っております。

特に、ますます高齢化が進展する中で、社会保険料負担というものは、赤字法人といえども免除されるものではありません。六重苦とも言われる先行きの見えない厳しい経済状況下にあつて、社会保険料の増大は大変深刻な足かせになっていることを御認識いただきたいと思います。

そうした意味で、制度の持続可能性を高め、保険料の上昇に歯どめをかけるためにも、受益者負担、自己負担のあり方を見直す改革を行っていただきたいと考えております。

社会保障制度改革について残された課題についてですが、商工会議所は、社会保障制度改革は自助と共助による社会保険方式を基本とすべき主張をしております。最低保障年金を含む新年金制度などについては、詳細が不明なこともあって、今後、国民的な議論の中で、現行制度と比べてどのようなメリットとデメリットがあるのか、十分議論して結果を得るべきと考えております。続きまして、消費税の考え方について御説明をいたします。

資料の三ページ目をごらんいただきたいと思いますが、

消費税引き上げの際には、今から申し述べる三点について対応が不可欠でありますので、しっかりと対応していただきたいと思っています。

第一に、消費税引き上げの最大の懸念事項は、円滑な価格転嫁でございます。

今回の消費税引き上げでは、デフレ経済下での引き上げの決定であること、また、一年半という短期間で二回の引き上げが行われることが、過去の引き上げ時と全く異なっておりと言えます。中小企業の消費税の価格転嫁は、過去の引き上げ時に比べ、相当深刻な問題であることをしっかりと認識して、万全な価格転嫁対策をとっていただくことが不可欠であります。円滑な価格転嫁を実現するための対策につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

続きまして、二点目は、消費税引き上げ時には、過去の例を見ましても、景気の下振れが発生いたします。デフレ脱却や景気、経済成長、中小企業経営を最大限阻害しないような対策を打っていただく必要があると思います。

デフレ脱却を確実に実現するとともに、消費税引き上げに伴う景気の下振れをカバーできる相当規模の景気経済対策を実現していただく必要があります。例えば、購入価格が高額であり、かつ経済への波及効果の高い住宅などへの配慮は不可欠であるというふうに考えております。

三点目として、消費税引き上げの影響を大きく受ける中小企業の事務負担をこれ以上増加させないためにも、単一税率を堅持し、免税点制度や簡易課税制度についても堅持をしていただくことが絶対必要であると思います。

複数税率は、軽減税率の対象品目の選定や税額計算等で大きな混乱を招きます。複数税率を導入しているEU諸国などは、混乱の大きさから、見直しに向けた動きが出ているというのを聞いております。

我々は、逆進性対策につきましても、社会保障

と税の共通番号制度を早期に導入し、真に救済すべき者を特定して、逆進性対策が必要な場合には、きめ細かな給付支援で対応すべきと考えております。納税番号制度の導入については、商工会議所は賛成でございます。マイナンバーは、可能な限り正確な所得捕捉ができる制度としていただく必要があると思います。

また、免税点制度や簡易課税制度は、中小・小規模事業者の事務負担軽減のために導入されたものでありますので、これは堅持していただきたいと思っております。

四ページ目をごらんいただきたいと思っております。価格転嫁の実態につきましては、昨年、中小企業関係団体が調査を行いました。その結果、小規模零細企業の五割以上の事業者が、前回の消費税引き上げ時、消費税を価格転嫁できなかったというのを回答しております。そして、今後、消費税が引き上げられた場合には、六割を超える事業者が価格に転嫁できないと見込んでいる結果となりました。小規模零細事業者になればなるほど、価格転嫁はますます厳しい状態となっております。

五ページ目をごらんいただきたいと思っております。円滑な価格転嫁の実現のための対策について申し上げます。

価格転嫁対策につきましては、まず政府が、消費税は価格に転嫁すべきものであるということ、を、国民や事業者、特に取引上強い立場にある者に対して、明確なメッセージとして発信する必要があります。例えば、三％引き上げの際には、きちんと三％分の消費税が価格に転嫁されることを広く国民や事業者が理解していただけるよう、過去の引き上げ時を圧倒的に超える徹底した広報をしていただくことが極めて重要であると考えております。その取り組みなくして価格転嫁の問題は解決いたしません。

政府の価格転嫁推進本部におきましても、消費税は価格に転嫁されるものであることを明確に位置づけ、その上で、どういう仕組みを講じればス

ムーズに価格転嫁できるのか、しっかりと考え、実行していただきたいと思っております。当然ながら、過去に行った対策は全て行っていたいただく必要がございます。また、それ以外にも効果的な対策があれば、あらゆる手立てを講じ、万全を期していただきたいと思っております。

価格転嫁問題への対応は、引き上げ時の一過性の対応で終わっては意味がございません。継続的に取り組んでいただくことが不可欠であると思っております。

時間の関係もありますので、後ほど確認いただければと思いますが、参考資料において具体的な中小企業の声を紹介させていただいております。

その中で、一点、よく御認識いただきたい意見がございます。下請の中小企業は、下請法で相手先を訴えるにも、法的に争うことを覚悟しない限り、なかなか第三者に相談しづらいといった声があることであります。下請企業が発注先を訴えた場合には、発注先の企業だけではなくて、その他の企業との取引まで全てがなくなる覚悟をしなくてはならないことをよく御認識いただいた上で、対応を考えていただく必要があるかと思っております。

こういった、なかなか表に出てこない水面下の事例をどうすくい上げて対処していくのかにつきましても、しっかりと検討をしていただきたいと思っております。

資料の六ページ目をごらんいただきたいと思っております。

消費税以外の税制抜本改革について意見を申し上げます。

まず、日本再生のために、経済成長に軸足を置いた対策が必要である。そのためには、企業の活力強化が不可欠であります。そして、成長を確保するためには、超円高の是正、電力問題など、経済や社会基盤の再構築が必要であります。地域経済や雇用を支えている中小企業や中堅企業は、投資や消費などに大きな貢献をしております。地域の再生なくして日本経済の再生は不可能でありま

す。こういった基本的な考えをもとに、それぞれの税目について意見を申し上げます。

まず、法人課税につきましては、法人税は、国際競争力の観点から、競争相手国であるアジア諸国並み、つまり二〇％台に引き下げる必要があります。中小法人の軽減税率は、最大の競争相手国の一つである韓国では既に一一％であり、適用金額も我が国の二倍程度になっております。軽減税率は速やかに一一％以下に引き下げるとともに、適用所得金額八百万円を大幅拡充または撤廃する必要があります。

企業は雇用の源泉であり、企業の数をやすすためにも、創業後五年間は法人税、社会保険料を減免するなど、創業・ベンチャー支援税制を拡充すべきと考えております。

また、地域経済や雇用を大きく支えている中堅企業が疲弊しておりますので、こうした企業の成長を税制面からも後押しすべきであります。留保金課税などは企業の成長を阻害しているため、中小企業と同様に適用除外としていただく必要があらうかと思っております。

続いて、資産課税について申し上げます。

中小企業の事業承継は喫緊の課題であります。事業承継税制が導入されましたが、利用しにくいとの多くの声が寄せられております。三年でたったの三百件しか使われておりません。せっかくの制度ですので、さらなる利用促進のために、平成二十七年の資産課税の抜本的な改革を待たずに、納税猶予制度の適用要件を緩和するなど、不可欠であらうかと考えております。

また、相続税の基礎控除の引き下げについては、事業承継や事業の継続に悪影響を及ぼすとの意見が寄せられておりますので、見直しをぜひともしていただきたいと思っております。

さらに、高齢者の資産を次世代に移転し、内需を喚起する観点からも、贈与税の非課税枠を大幅に、例えば五倍とか十倍に拡充すべきであらうと思っております。

個人所得課税につきましては、課税強化は対日

投資や海外の人材確保の障害となるだけでなく、我が国の人材、資産の海外流出や消費マインドの悪化につながるために、慎重な対応が必要であると考えます。

消費税以外の消費課税は、消費税と二重課税の解消として、印紙税の廃止や、揮発油税、自動車税等、整理していただく必要があると思います。

以上、商工会議所の考え方を申し上げますが、社会保障と税の一体改革として、全体をパッケージとした改革を進めていただく必要があることを重ねて申し上げます。

特に、持続可能な社会保障制度の確立には、先送りになっている社会保障給付の重点化、効率化などが不可欠と考えておりますので、我々の意見も踏まえて改革を進めていただきたいと思います。

今回の一体改革は、中小企業などに極めて影響が大きい改革であります。今後も引き続き商工会議所の意見をお聞きいただき、政策に反映していただきますよう、ぜひお願いを申し上げます。私の説明を終わらせていただきます。

御清聴ありがとうございます。(拍手)

○中野委員長 ありがとうございます。

次に、坪井公述人にお願いたします。

○坪井公述人 ただいま御紹介を賜りました全国商店街振興組合連合会の理事長の坪井明治でございます。

先生方におかれましては、平素より商店街及び中小小売商業者に対して各種御支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、このたびは、私も商店街及び中小小売商業者の声を聞いていただけるこのような機会をいただきました。まことにありがとうございます。

本日は、厳しい運営が続いております商店街及び中小小売商業者の立場より意見を申し上げます。既にご存じのとおり、現在、商店街の状況でございますが、三・一一東日本大震

災以前からの長引くデフレによる不況に加えまして、急激な円高、震災に加えた福島原発事故、ギリシャを発端とする欧州財政不安など、国内外のさまざまな情勢の影響と、大規模企業的大量仕入れによる低価格販売、商店街及び中小小売店においても、後継者不足、多様に変化する消費者志向に対する対応のおくれなどもあり、シャッター通りとやゆされております。

中小企業庁の平成二十一年度商店街実態調査によりますと、全国の商店街数は一万四千四百六十七商店街となっておりますが、その中で、繁栄しているとは回答したのはわずか一割であります。逆に、衰退していると回答したのは四四・二％になっております。約三十五年前の昭和五十年に行われた商店街実態調査では、繁栄していると回答したのは一四・九％でありました。三〇％の商店街が繁栄しているから衰退しているへと移ったことになるわけでございます。これらの調査からも明らかのように、商店街はまさに存続の危機に直面しているわけでございます。

そのような中においても、私も商店街は、公共的な役割、機能を担うべく日々懸命に努めてまいっております。行政、ボランティア等の支援が届かない震災直後の三日か四日でございますが、頭に懐中電灯をくりつけて営業し、我々商店街が地域住民の生活基盤を支え、心のよりどころとして精神的安定に少なからず寄与したことを多くの被災地住民からの声でおわかりいただけたと思うわけでございます。悲しむべき悲惨な震災ではありましたが、憎むべきことではございません。商店街は地域コミュニティの担い手であるとの認識を改めて多くの国民の方々にいただいたと強く感じているわけでございます。

また、我々商店街は、あすの日本を支えるために、歴史、伝統、文化を継承し、次代を担う人々に地域のきずなとしてつないでいくという役目も担っていると思っております。地域のお

祭り、イベントなどの主催者としての実行部隊となつていのが、我々、まさしく商店街であるかと存じます。

さて、全国商店街振興組合連合会といたしましては、そもそも、現在の我が国経済状況を考えれば、消費税率の安易な引き上げはいいものかと考えております。

消費税率のアップということで、消費マインドを冷え込ませ、低所得者層のさらなる購買意欲を抑制するのではないかと、駆け込み需要の後の反動も大きいのではないかと大いに懸念をいたしております。

また一方、中小小売商業者は、競争力の観点から、増税分を価格転嫁できない場合が非常に多く、自己負担せざるを得ない苦しい立場に立たされるケースが大いにあるわけでございます。

例えば、私は商いが花屋でございます。顔をみただけでは花屋とは恐らく気がつかれない、何かこつい商売というふうに思われると思います。が、もう本当に、売っておるものは美しいものでございます。まあ私も心が大変美しい方でございます。ありのままをきょうはお話をしなくちやいけなないというふうに思っております。

私どもの店へ、店頭へお客様がお見えになります。大体、先生方もよく御存じと思いますが、ギフトで、おひ、一万円の花を送っております。これ、こういうようなお話がよくあるわけでございます。その折に、会計のところ、一五五五円になります。が、頂戴したいと存じます。一五五五円です。やっております。こういうようなお話でございます。まして、いや、この五％は要するに消費税のお預かり分でございますからひとつ御理解いただきた。いといつて御説明はさせていただきますが、いやいや、いかぬ、一五五五円、そんなことを言うんだ。九千五百円です。持っています。これ、これが大体常識みたいなものでございまして、それはちよつといかがなものか。

もう少し、政府そのものも、消費税というものの広報をきちっとしていただければありがたいな

なんというふうに思うわけでございまして、九千五百円です。持っています。いけななという話ではない、ちよつとおまえのところ助かるがや、こういうような話でございますけれども、それはいいわけでございまして、そこあたりもきちつと国民に理解をしていただけるように、もし上げるようなことでございしたら、きちつと理解をしていただけるようにしていただければ非常にありがたいなというふうに思っております。

また、大企業による、立場の弱い中小小売商業者に対しては、コスト削減の名目に、値上げを拒む優越的地位の濫用に対する懸念も拭きません。

逆進性対策といたしましては、軽減税率の導入が検討項目に上がっているようでございますが、現況においても、経営規模より、私ども、専属の経理専門の従業員を配置しているわけではございません。中小小売店はほとんどそういう方がおみえにならないというところでございます。仕入れ税額控除の計算や請求書の保存など、納税事務に係る事務的作業はかなりの負担になってきておるわけでございます。軽減税率の導入に伴いまして、インボイス方式の採用等になれば、さらなる事務負担となるわけでございます。

また、軽減対象品目の線引きにつきましては、複雑化することは必須であるわけでございます。対象品目の線引きが複雑化すること、当然、それに比して事務的作業も複雑化することになり、同時に事務的作業も増大するということになるかと考えられるわけでございまして、賛成いたしかねます。よろしくお願いを申し上げます。

消費税導入時に中小零細企業の事務的負担を軽減するために設けられました免税点制度も、適用上限が三千万から一千万に下げられてしまつたというところでございます。また、簡易課税制度も五億円から五千万円以下に下げられておりまして、これ以上の事務的作業の負担が増大することによ

り本来の販売活動に支障が出ないように、適用範囲の引き上げを望みたいと思います。

しかしながら、急速な少子高齢化が進んでいる現状におきまして、充実した社会保障制度を持続するためには、制度自体の効率化と制度を支える財源の問題について、我々商店街といたしまして当然認識をいたしているわけでございます。

地域の子供たちの成長を見守る機会が多い我々商店街は、未来ある我々の子供たち、そしてその子孫のためにも、いつかは財政を健全化し、積み残しのない社会へと進展させなければならぬと真剣に考えているところでございます。

仮に、国民の総意といたしまして消費税率の引き上げがなされるに至った場合、地域コミュニティの担い手であり、地域の雇用、防犯を初め、地域社会として、地域基盤を底支えしている商店街に対する支援が必要であるとお考えいただけるのであれば、先般の消費税率導入時に、商店街活性化を図るべく、支援策といたしまして設置をいただきました商店街振興基金と同様な、国民に対する消費税率の認知、転嫁についての普及及び商店街の活性化にも寄与する新たな基金の創設を検討いただきたいと考えているわけでございます。

平成二十一年、行政刷新会議における事業仕分けにより、全額国庫返納とされてしまいました。これほど残念なことはございませんでした。

また、人口の減少、少子高齢化、行政の財政負担の増加に鑑み、コンパクトなまちづくりが推進される中で、六月七日に行われました各省版仕分けにより、約二十九億円の中心市街地活性化事業が廃止との決定が出されたわけでございます。加えて、大規模小売店舗に対する立地規制の緩和が内閣府及び国土交通省にて検討されていることは大変遺憾であります。

地域コミュニティを担う商店街にとつて、中心市街地の活性化、コンパクトシティの実現を目指すためには、いずれも必要不可欠でありまして、ぜひとも存続を強くお願いを申し上げる次第でございます。

商店街というのは小さな店舗の集合でありまして、小さな規模であるがゆえに短期での効果が出たいものであることを、諸先生方にぜひとも御理解いただきたいをお願い申し上げます。長い期間における商店街及び地域活性化支援ができるような御支援のほどをお願い申し上げます。

最後になりましたが、何とぞ、私どもの、土俵際で何とか踏ん張っている商店街及び中小小売商業者に一層の御理解をいただきたくお願いを申し上げます。本日の説明にかえさせていただきます。

○中野委員長 ありがとうございます。(拍手)  
次に、加藤公述人をお願いいたします。  
○加藤公述人 御紹介ありがとうございます。  
東京大学に加藤淳子です。

私は、税をめぐる、租税政策をめぐる政治の研究者です。今回の法案に関して幾つか大きな問題がありますので、それに関しまして、私の専門の立場から、東京大学出版会から出版されております日本の税制改革の過程を追った研究、そして諸外国の租税制度と福祉国家の関係を分析した研究、これらを中心に意見を述べさせていただきます。たいと思います。こちらが中心なんです。ほかの研究については、資料の最後のページにまとめてあります。

今回の改革におきましても、例えば、増税の前に歳出削減を優先すべきであるとか、消費税には逆進性があるとか、さまざまな問題があります。が、これらの問題というのは、実は、かなり古い問題でもあります。

資料の三ページ目に、表一、二というところで、消費税が導入される前の二回の同様な大型間接税、反対されて失敗した大平政権下の一般消費税提案と中曽根政権下の売上税提案をこのようにまとめてあります。

今回の、歳出削減が先ではないか、そういう考

え方というのは、一九七八年から七九年の大平内閣のもとでの一般消費税の提案を反対でブロックした、そういった理由であります。そのときには、やはり歳出削減が先ということ、これが一九八〇年代前半のいわゆる行財政改革に結びつくわけですが、このときにも、歳出削減のみでは赤字国債の発行がとめられないということで、この後、売上税提案、そして最後に消費税の導入というふうにつながってまいります。

このように消費税が導入されたわけなんです。が、消費税の導入の際にも、やはり、安易に増税をしてしまつと放漫な財政を招くという考え方は非常に強く、当初、五％で税率が提案されたんですが、これが三％に圧縮されます。この経緯を知りませんと、一九九七年に消費税率上げというところで三％から五％になったというふうに考えられるわけですが、この経緯を考えれば、九七年の消費税率上げというのは、当初の提案に戻したということになります。

この過程を見てみますと、増税幅を縮めるといふような考え方というのは、日本の税制改革では非常に強かった。それにもかかわらず、増税も行われないうまま、歳出削減が効果的に行われないうまま、皆様御存じのように、国債を発行し続け、今日のような赤字財政になってしまったわけです。

その理由を政治的に考えてみますと、増税が回避されると同時に歳出削減も回避されてしまったのではない。増税への反対というのは、この間、世論では一貫して強かったもので、まず増税を回避する、そうすると、世論の歳出削減要求といふのも弱まるわけで、歳出削減も先延ばしにされる。この繰り返しで、現在、増税が落ち込んでしまいましたが、多少の歳出削減では財政を安定させられない、こういう状況になってしまっています。

政治過程を見てみますと、やはり、歳出削減にしましても増税にしましても、利害の調整を伴う政治的な問題ですから、どちらかというのではなくて、片方ができなければもう片方もできない、

そういうことになっているのではないかと思います。

今回の改革で、しかしながら、増税が必要だと思つても、逆進性を持つ消費税で増税を行うことに対しては、やはり所得分配の平等の立場から批判があります。これは大変もつとめます。

消費税というのは、皆さんも御存じのように、ほかの国でも付加価値税という類型で多く使われておりますので、それらの国と比較すること、この問題を少し考えていただきたいと思います。

まず、資料の一ページ目、二ページ目を見てください。経済協力開発機構、OECD十八カ国の税収構造と総課税負担をまとめてあります。総課税負担の高い順に並べてあります。税収には少しばらつきがありますが、近年、二〇〇六年の二〇〇九年の、一ページ目、二ページ目ということでお入れしてあります。国の横の括弧の中に書かれているのが、付加価値税の導入年です。

総課税負担の高い北欧諸国が上位に位置して、そして、所得課税に加えて早くから付加価値税を導入し、それが主力になっている、消費課税で多くの税収を上げているということがおわかりになると思います。

一方、下の方を見てください。下位に位置する北米諸国あるいはオーストラリアは、累進的所得課税に依存する度合いが非常に高くなつており、付加価値税の導入年も遅くなつています。米國に至つては、いまだに導入していない。OECDのメンバーでは珍しい国ということになっていま

す。こちらは歳入面なんです。が、歳出面に関して考えますと、北欧諸国というのは、定率的な給付と弱者への手厚い給付をする成熟した福祉国家の典型です。ところが、下の方に位置するアメリカ合衆国、カナダなどは、貧困層に限定した給付で公共支出を抑制している福祉国家の典型というふう

に知られています。これらの諸国の傾向を見る限り、なぜか累進的所得課税が所得分配の平等につながらず、成熟し

た福祉国家が逆進的と言われる消費課税にかなり  
税収を依存している傾向が明らかに見受けられま  
す。

政治学でも、長らく、福祉国家という累進的  
所得課税というふうに税制でも結びつける考え  
が盛んだったのですが、近年になりまして、意外  
にこういった成熟した福祉国家ほど逆進性を持つ課  
税に税収を依存していることが知られるようにな  
りました。これらの国では、実は所得課税も、広  
い課税ベースでなるべく定率的に課す傾向を持っ  
ていることも知られています。

私のこちらの研究は、まず、OECD十八カ国  
の二十七年間のパネルデータによる数量分析を行  
い、そして、ここにリストされている八カ国を訪  
問して行った事例研究に基づいています。そし  
て、これらの傾向を見つけるとともに、それを生  
み出した政治の論理を明らかにしています。

これはどういうことかといえますと、富裕層に  
重く貧困層に軽い累進的課税と限定的給付、これ  
は非常に効率的な所得再分配ですが、これには大  
多数の平均レベルの有権者というのはいかにわ  
りません。そうすると、積極的な支持を与えな  
い。結果として、政策として支持されないの  
で、所得分配の平等も低下してしまふ。

一方で、市民の権利として普遍的な給付を  
行い、そして、平均的な所得層を含む、多数の  
有権者を含むように福祉制度をつくりますと、こ  
れは多数の有権者の関心事になりますから、積極  
的な支持を得られます。そうした給付を行うには、  
どうしても高いレベルの公共支出が必要になりま  
して、その税収を上げるために付加価値税が重要  
な役割を担ってきた、そういうような傾向が見  
られます。

どの国の政治においても、財政が不安定にな  
ると、まず支出が高いところから削りましようとい  
うことになる。真っ先に標的になるのが社会保  
障支出ということになります。そして、財政が安定  
していればその圧力は弱まりますから、結果とし  
て、所得分配の平等が進むということになり

ます。

このやり方は、スウェーデンのように社会民主  
主義政権が長く続いた国ほど意図的にやってい  
る。逆進性を持つ課税でなるべく税収を上げ、歳  
出面で所得の再分配を図る、そういうような傾向  
が見られることが知られています。

実は、この研究をしたときも、私も、なぜ、税  
制も累進的にして、そして歳出でも所得再分配を  
図れないのか、非常に疑問に思いました。そし  
て、わかったことというのは、民主主義におい  
て、ある程度まで支出レベルを上げないと福祉国  
家に対して支持を得られないのであれば、やは  
り、税収を上げる課税でなければいけないわけ  
です。ところが、累進性を持つ課税で税収を上げ  
ることができない課税というのは存在しない。正確に  
言いますと、理論的には存在しませんが、現  
実に用いられるには至っていないということにな  
ります。

そして、もちろん、こういった社会民主主義政  
権が長く続いた西ヨーロッパ諸国と日本は、全く  
違う条件も持っておりませんが、租税政策にかか  
る制約というのは同じですから、北ヨーロッパ諸  
国のようになるかという、そういうわけでもな  
くて、何らかの形で再分配を図ろうというとき  
は、そういった政策の制約がかかっているという  
ことで、これらの国の経験に学べるということに  
なると思います。

この原則から考えますと、付加価値税制度にお  
いても、一定の税率で税収を上げて歳出面で再分  
配をした方がいいということになる。ところが、  
皆さんきつと疑問に思われるのは、では、西ヨー  
ロッパ諸国ではなぜ今議論されているような軽減  
税率が用いられているかということです。

先に簡単に答えを言ってしまうと、これら  
の国では、一旦導入した軽減税率などの例外が、  
政治の論理により、排除したくてもできなくなっ  
てしまったからです。これもまた説明していき  
たいと思います。

の税収を失うということになります。ところ  
が、これは大変な徴税コストも伴います。事業者  
が大変なだけでなく、税務当局がこの徴税をす  
るのにコストが増大します。そして、当然のこと  
ながら、軽減税率などで失われた税収、そして徴  
税コストも全て税収で賄われますから、これをど  
こかで課税して得なければなりません。

スウェーデン、デンマーク、イギリス、フラン  
スなど西ヨーロッパ諸国で、付加価値税の導入後  
十年で標準税率がほぼ一・五倍、そして二十年  
で、ほぼ二倍前後、二倍を超えてしまった、二・  
五倍ぐらいになったスウェーデンのような国もあ  
ります。これは、急速に現在の高い水準まで達し  
たわけですが、ですから、日本で反対があるとき  
も、このように消費税率を上げたなら、どんどん上  
げていってしまうのではないかと、そういうような  
話も出てくるわけですが。

この急速な税率の引き上げは、当時、多くの租  
税の専門家の関心を引きました。私は政治過程に  
注目するので、これは、軽減税率や例外による税  
収の減少や徴税コストの増大で失われた税収を補  
うために標準税率の方が押し上げられていって、  
それが政治的に耐え切れなくなったところで、あ  
る水準に落ちついたのではないかと、そういう可  
能性も考えていました。

これは、そのときには西ヨーロッパ諸国の例し  
かなかつたわけなんです、最近のニュージーラ  
ンドの事例を見ますと、この可能性はやはりある  
のではないかと、いふに私は考えております。

ニュージーランドというのは、皆さん、またこ  
ちらのグラフを見ていただければわかるんです  
が、一九八六年に、ヨーロッパの経験に既に学べ  
るタイミングになっていたの、世界で最も広い  
課税ベースで、軽減税率も持たない、そういった  
GSTと呼ばれる付加価値税を一〇％で導入しま  
した。その三年後に二・五％に税率を引き上げ  
たんですが、その後、二〇一〇年に一五％に引き  
上げるまで、この二・五％の税率を維持しまし  
た。

西ヨーロッパ諸国と非常に単純な比較をしてし  
まいますと、西ヨーロッパ諸国の方は、大体一  
〇％から始めて一五％の水準に達するのにほぼ十  
年ぐらい。ところが、ニュージーランドは二十四  
年です。やはり、いろいろな条件を考えなければ  
いけないと思います。西ヨーロッパの方が成熟し  
た福祉国家で、歳出のレベルも高い。そういうこ  
とを加味しても、やはりこういった課税ベー  
スの広い付加価値税の方が標準税率を抑制でき  
る、そういう可能性はあると私は考えておりま  
す。

ヨーロッパにおいて軽減税率が低所得者への配  
慮というふうに使われているので皆さん軽減税率に  
注目するわけですが、それは、現時点での高い標  
準税率を前提にして、そのもとで全ての商品に標  
準税率をかけた場合と軽減税率がある場合を比較  
した場合、その場合には、それを比較すれば、確  
かに逆進性を緩和している可能性があると思いま  
す。そういうデータも出ています。ところが、こ  
れは当然のことながら、軽減税率を適用しなくて  
標準税率を抑制した場合、さらには、軽減税率や  
その徴税コストによって失われた税収できた歳  
出面での再分配は考慮できないから、これは考慮  
されておられません。

こういうような形で西ヨーロッパ諸国がもとに  
戻せなくなってしまうということを読んで、  
ニュージーランドに倣ってなるべく税率を抑制し  
ていくという道を日本はまずたどっていくのがよ  
いのではないかと、いふに私は考えています。それが低  
所得者にとっても、再分配が実現すれば最も利益  
となります。

最後に、増税のタイミングについていろいろ議  
論がありますが、これは売上税、一九八〇年代の  
半ばにありました提案でも、プラザ合意後の円高  
が理由にされて回避されるなど、過去にも例があ  
ります。

しかしながら、こうして景気を考えながら今日  
まで来て、今日の状況は、過去のどの時点と比較  
しても厳しいものとなっています。そして、日本

の財政状況というのは非常に厳しい状況で、これは所得分配も景気への配慮も日本という器があつてのお話なので、これが壊れてしまいますと全く話にならない。ですから、器が壊れるお話というのは、経済的な、社会的な影響、そして長期的な影響、どれをとっても格段にレベルが違うものになつてしまふわけです。

そして、日本の慢性的な財政赤字というのは四十年の歴史を持つので、私たちもなれつつありますが、今ほど日本の財政赤字に海外から厳しい目を向けられていることはありません。これは、実は、日本が直面する初めての深刻な状況であるというふうに言えると思います。そして、こういうような懸案が起つていくということは、どういうふうな日本、日本政府が見られるかということ市場での評判というのは決まっていますので、国際政治経済的な観点からいいますと非常に危険な状態と言えらると思います。

そして、今まで、歳出削減が先、景気の回復が先、そして所得分配が先というふうないろいろな対立があつたわけなんです、今回のような危機的な状況ですと全てをやらなければならぬということ、こういった対立自体が意味をなさなくなっているということ、やはり改革の非常にいい機会ではないかと思ひます。今回の改革は一回目ということで、これから次へ行つていただきたいというふうに思っています。

このように危機的な状況ということで、国会では危機感を持つて審議を進めていただきたい。政治の立場からいいますと、増税に対して、世論が賛成が反対を上回るということは非常に考えにくい。ですから、民意の尊重は大切なんですが、やはり国会の側からも政治の側からも民意に働きかける、世論に働きかける、そして世論の側も、取られたらおしまいというかなり受け身の論理が強かつたんですが、それを変えていく、そして長い目で政治を監視し、その世論の監視のもとで政治の方も応えていくというふうな、今までの日本のやり方と異なるような違うサイクルが今回

の改革をきつかけに生まれていくことで問題の解決が初めて可能になるのではないかとこのように考えております。

ありがとうございます。(拍手)  
○中野委員長 ありがとうございます。

次に、山家公述人をお願いいたします。

○山家公述人 ただいま御紹介いただきました山家です。

私からは、消費税に絞つてお話しいたします。お手元に縦の三枚の資料があるかと思ひます。それをあらんになりながら聞いていただきたいと思ひます。

私は、消費税の引き上げは行ふべきではないというふうに考えています。

大きな理由が二つありまして、一つは、ただでさえ厳しい生活を強いられている人々の暮らしを一層厳しいものにするということであり、被災地の人々については申すまでもありません。これは、皆さんの方がその厳しい生活の状況をよく御存じかと思ひます。

それから、二つ目に、収入のない人々あるいは低所得の人々がたくさんこの日本にいらつしやるということ、

例えば、数字を挙げましたが、今、失業者はおよそ三百万人です。あるいは、生活保護を受けている世帯は百四十万世帯。さらには、一年間働いても年収二百萬の収入に達しないという人が千万人を超えております。政府のアンケート調査によりまして、生活が苦しいと訴える世帯の比率はおよそ六〇%、母子世帯だけに限つて言いますと八五%が苦しいというふうに答えていらつしやいます。

今の五%の消費税のもとでもそういう生活で、何とか支出をやりくりして生活している、そういう人々に対してさらに五%の負担が加わる、四%近く物価が上がるとのことですから、どうやって生活していったらいいんだらうかと、本当に大変なことになると思ひます。収入の方がそれに応じて上がる保証は全くありません。むしろ、これ

からのことを考えると下がるかもしれない。非常に厳しい状況になると思ひます。

それから、三つ目。苦しい人々の中に、中小零細企業、その経営者があるかと思ひます。

消費税と言ひますが、これはヨーロッパ諸国と同じように、日本の場合も付加価値税です。消費税は、消費者に転嫁して、消費者からお金を預かつて税金を納めるというふうな説明されておりますけれども、先ほどからの話にもありましたように、転嫁ができていないという保証はありません。あるいは転嫁してもしなくても必ずかかる。付加価値にかかるとは、

付加価値というのは、簡単な解説、要点だけ書きましたけれども、売り上げから仕入れその他の経費を差し引いたものであります。付加価値がどう分配されているかを見ますと、大部分は、人件費、雇つてある人の人件費に消えていきます。それから、お金を借りていけば金利の支払い、家とか土地を借りていけばその地代とか家賃の支払い、そして残つたものが、その営業をやっている人の利益になるわけです。

日本の企業の八割近く、七〇%以上は赤字企業です。付加価値は当然あります。そこから人件費を払い、金利を払い、家賃等を払うと何も残らない。利益がゼロないしマイナスという企業が大半を占めているわけです。利益ゼロないしマイナスですと、法人税はかかりません。負担能力がないからからないわけです。しかし、付加価値税である消費税は必ずかかつてくる。どこから払うか。払うお金はどこにもないわけです。その結果、一番延滞の多い税というふうになつていきます。

また、繰り返しますが、五%のもとでもこれですから、一〇%になりますとますます払えない企業が多くなつてくる。大変なことになると思ひます。こういう苦しい立場の人々の立場に立つて、今消費税を上げることがそういう人々の生活にどう影響を及ぼすか、そのことをまず第一に考えて、この税の問題を考えていただきたいと思ひます。

ます。それから、上げるべきではないという二つ目の理由は、非常に景気を悪くしてしまうという税であることです。

九七年の経験で見ますと、消費税が上がりますと、その七割近くが物価に転嫁されています。今回五%、合わせて五%の引き上げですから、三・五%ぐらいは消費者物価あるいは消費支出のデフレーターが上がることになります。そうすると、その分、ほかの条件を一定としますと、実質消費が三・五%マイナス、そういうことになります。これは単純な、計算上の問題です。消費支出が三・五%下がりますと、これも単純な、GDPのウェイト、六割が消費支出ですから、GDPが二・一%マイナスになる。何もしない状態に比べて二・一%GDPが下がるということになります。

二十一世紀に入つてからの日本の経済成長率を振り返つてみますと、二〇〇一年から一一年までの平均成長率は〇・六%です。あるいは小泉内閣の中ころから終わりにかけて、二〇〇三年から七年ですか、史上最長の景気の回復という時期がありました。そのときの五年間の平均成長率を見ますと一・八%です。ですから、二十一世紀において一番景気がよかつた時期の成長率と比べても、今回の消費税引き上げによるマイナス幅の方が大きい。ということは、マイナス成長に陥る可能性が極めて大いなることになりまふ。

そうしますと、先ほど申しました、生活の苦しい人々の生活は一段と厳しくなる。商売は物が売れなくなり、あるいは、所得はさらに減り、失業者もさらにふえるということが予想されるわけです。そういう状況のときに消費税を引き上げていものかどうか、じつくりとお考えいただきたいと思ひます。

それから、二つ目に申し上げたいことは、消費税の引き上げを行わなきゃいけないという必然性はどこにもないということです。よく、消費税の引き上げに関して、財政がこう

いう状態だから引き上げなきゃいけないということが言われます。あるいは、社会保障にお金がかかる、この制度を維持する、あるいはもうちょっといいものにするためには消費税を引き上げなきゃいけないということが言われています。ところが、この二つの理由というのは、そのために財源が必要であるということの説明にはなりません。あるいは、増税が必要であるということの説明にもなるかと思えます。ただし、その増税あるいは財源が消費税でなければならないという説明には少しもなっていないということです。

財源とか増税が必要なときに、先ほど言いましたように、いろいろ問題の多い税である消費税の引き上げをなぜ考えなきゃいけないのか、全く理解に苦しむところです。

財源といいますが、幾つか財源があります。

例えば、景気が本格的によくなれば十兆円ぐらいの税収が上がります。リーマン・ショック前、二〇〇七年でしたか、一般会計の税収は五十一兆円ありました。今年度予算は四十二兆円。要するに、景気が悪くなったために九兆円前後税収が減っているわけです。本格的に景気をよくすればその程度の税収増は見込める。要するに、消費税を四％上げたに等しい、それだけの税収増があるわけでありませう。

消費税を引き上げて景気を悪くして税収を落とすか、あるいは、引き上げないで景気をよくする政策をいろいろと打つことによって税収をふやすか、どっちの選択かということだと、選ぶべきは決まってくると思います。

それから、財源としては、もう一つ、今支出している政府の支出の中で不急不要のものを削って生み出すという方法があります。

全く議論されていないので私は不思議なんです。例えば、五兆円近くの軍事費が今の日本に果たして要るのか、あるいは憲法上そういう軍事費を使っているのかという問題があります。あるいは、もうちょっと譲歩しましても、今、最高級の戦闘機をたくさん買う必要があるのかという問題

があります。

少なくとも、そういう問題の比較で、社会保障に必要なお金、あるいは財政赤字を削減させるために必要なお金、それとどちらが大事かという検討ぐらいは行われていないんじゃないかと思えます。そういう財源調達の方法。

それから、もう一つ、税金という意味では、いろいろな増税の余地があります。

代表的なものは、不公平税制をまずは正すこと。証券投資優遇税制という税制があります。本来は去年の夏に期限が来るはずでした。配当とか株式売買の所得には所得税、住民税合わせて一〇％でよろしいという大変な不公平税制。このために、年収が一億を超えたらとんだ税負担率の下がってくる。百億稼ぐ人は年収二千万ぐらいの人と同じ税負担でよろしいという不公平税制になつています。これを去年の六月でしたか、震災後、お金が必要なときに延長しました。全く不可解なこと、すぐにも廃止して税収を生み出すべきだと思います。

それから二番目に、法人税の増税という道もあります。今回法人税も減税が決まりましたが、これは全く不必要な減税ではないかと思うわけです。

二ページに表をつけたけれども、まず、法人税を減税する理由がありません。日本の法人企業の税負担は高いということが理由とされており、二ページの上に表をつけたのとおり、社会保険料の負担と税の負担を合わせてみますと、日本は、ドイツ、フランスといったヨーロッパ諸国に比べて法人の負担は極めて軽いという実績が出ています。これは財務省の委託調査です。そういう結果があるわけです。それを下げる必要はないだろう。

それから、下げていいことがあるか。国際競争力が強くなるというふうに言われます。しかし、それはほとんど期待できない。

三ページに表をつけたけれども、これは財務省の統計からつくった表です。

一九九七年度、これまで賃金が上がりが続けた最後の年でありましたが、九七年度と二〇一〇年度、最近の年を比べてみますと、大企業の売上高はほとんど変わっていません。国内の景気はずっと悪い状態なので、売り上げはふえない。ところが、企業は、人件費を五十四兆から四十二兆に、十二兆円この間に減らしています。その分が経常利益の増加につながっています。九七年度十五兆であつたのが、二〇一〇年度、二十六兆近くになっています。それにもかかわらず、法人税は、下から二つ目ですが、全く変わっていない。要するに、負担が極めて軽くなっている、まだまだ負担能力はあると見られるわけです。

それから、こういう格好で利益がふえ負担が減りましたので、配当をふやしても企業の内部留保はふえた。その結果がどういうことになっているかというところ、下の表、付表二の一番下であります。利益剰余金、毎年の利益の剰余金を積み立てて合計しますと、百十九兆円から二百三十兆円に、この十三年間で百十兆円もふえています。これだけふえた利益剰余金がどこへ向かっているかといえますと、上の段の一番下、証券等への投資が百四十五兆円ふえています。それだけ企業はゆとりができて、もう設備投資もやめた、研究開発もやめた、それでもお金が残ったらどうするか。株を買ったり外国に投資したりしているわけです。

こういう状況の企業に対して減税しましても、答えは明らかです。どこに向かうか。それが設備投資になって競争力強化に役立つとか、研究開発投資に向けて競争力強化に役立つということとはほとんど期待できないと見るべきかと思えます。ひたすら証券等への投資をふやすだけ。要するに、経済的にプラスのない減税ですから、こういう減税は即刻やめるべきだし、あるいは増税しても大丈夫だろうと私は思います。

それから、もう一つ、最初のページですが、所得税を増税するという手段があります。

消費税と所得税、なぜ消費税を選ぶのか、私に

はさっぱりわかりません。世代間の不公平、サラリーマンばかりに負担をかけるのは気の毒だという説明が間々なされます。

二ページ下段に、政府の全面広告、去年の十二月、全国各紙に載った広告から野田首相の発言を引きましたけれども、なぜ消費税なのか、ほかに税があるじゃないですかという質問に対して、野田首相の答えは、特定の誰かではなく、世代の全て、世代を超えての負担が必要だということを行っています。所得税ではなくて消費税だとおっしゃっているんだと思いますが、これは明らかに所得税に対する誤解があります。

所得税は、サラリーマンだけが負担する税金ではありません。年金世代でも、年金がたくさんあれば所得税は負担する。所得のある人全てが負担しなきゃいけないのが所得税。別に、若い世代、勤労世代だけが負担しなきゃいけないという税ではないわけです。

所得税と消費税の大きな違いを二ページの下にまとめました。

一つは、所得税は、所得のある人が負担する税。消費税は何かというと、所得のある人に比べて所得のない人も負担する税。それが一つの違いです。

それから、二つ目の違いは、所得の多い人ほど負担が重い、高率で負担するのが所得税。所得の多い人ほど負担率が軽い、所得に対する負担が軽いというのが消費税です。

こういう二つの税制を比べた場合、増税がどうしても必要だ、所得税か消費税かという選択を迫られたときに、では消費税だという答えがどこから出てくるのか全くわからない。所得税を選ぶべきではないかというふうには私は思います。

以上で終わります。(拍手)

○中野委員長 ありがとうございます。

次に、高橋公述人をお願いいたします。

○高橋(洋)公述人 今御紹介いただきました嘉悦大学教授の高橋でございます。

本日、このような公聴会で公述人として意見を

言う機会をいただきまして、まことにありがとうございます。

社会保障と税の一体改革ということなんです、一言で言えば、薄皮の社会保障と、中身は消費税、あんたつぶりの薄皮まんじゅうでござい。そんなので、消費税の増税について焦点を絞って、反対の立場で述べたいと思います。

これほど反対理由をつけやすいものは本当にないんじゃないかなと思いますが、まず、資料の二ページ目に全て理由を列記しております。

まず、経済対策として、デフレの解消が先、財政再建の必要性が乏しいこと、欧州危機時にやることではない。第二に、税理論として、不公平税制の是正が先、歳入庁の創設が先、消費税の社会保障目的税化の誤り、それとあと、消費税というのは地方税とすべき。三番目には、政治姿勢として、無駄の削減、行革が先、資産売却、埋蔵金が先、マニフェスト違反。

以上、十個の理由を述べたいと思いますので、それぞれに沿ってお話してみたいと思います。資料の三ページであります。

デフレ解消が先ということなんですけれども、現在のようなデフレでは財政再建はうまくいきません。一九六〇年代からのOECD加盟国の中で、財政再建に成功した事例と失敗した事例を調べますと、名目成長率が高くなった方が成功する確率ははるかに高いです。私は小泉政権と安倍政権のときにいましたけれども、経済成長によって、プライマリー収支というのが二兆八兆円から六兆円の赤字までに大幅に改善しております。

三ページの資料というのは、実は、これまで日本のデフレというのがマネー不足で起こっていることを示しております。一番左側の方に日本がありますけれども、世界で一番デフレ、一番マネーが少くないというので、きれいな相関が出ております。

次の四ページですけれども、これは、左の軸に翌年のプライマリー収支の実額、右の軸に当年の名目成長率をそれぞれとって関係を示したものです。

んですけれども、名目成長率は翌年のプライマリー収支に強い相関があります。これを使いましてちょっと名目成長率を高めると、ほとんど財政再建は簡単にできちゃうということでございます。先ほどちょっと述べました小泉、安倍政権のときの改善というのも、ここであらわれていると思います。

こうした過去の教訓から、増税の前に、デフレから脱却して名目成長率を高くすることが極めて重要です。具体的には、プライマリー収支を改善するためには、名目成長率を、これは先進国並みですけれども、四%から五%にすれば、ほとんど、ほっといても回復します。

ちなみに、一九九七年に消費税を三%から五%に引き上げたんですけれども、それ以来デフレが続き、税収はずっと九七年度の水準を下回っております。

ここで、増税とは、はっきり言葉を使っておきたいと思っております。税率を引き上げることです。これは増収じゃありません。ですから、その意味で、財政再建のために増税が必要であると言っている人はほとんど間違いだというふうに思います。要するに、売上単価を上げて売り上げが伸びるかという話と全く一緒です。

私は、財政再建は非常に熱心にする立場なんですけれども、ややもすると、財政再建のために増税ということを聞くたびにちょっとおかしいなというふうに思います。はつきり言うところ、経済成長なくして財政再建なしです。

次の、資料の五ページに入ります。財政再建の必要性について、日本は、財政状況は財政当局が言うほど実は悪くありません。十年ぐらいで財政再建すべきということについては全くそのとおりでありますけれども、急に行えば、かえって財政再建自体が危うくなると思います。

先進各国の財政状況がどのように深刻なのかというの、五ページのクレジット・デフォルト・スワップの数字が参考になると思います。これ

は、各国政府が破綻したときに国債の損失をカバーするための保険料ですから、その国の国債の危険度に応じた数字になっております。

英語で書いてありますけれども、アメリカは入っていないんですが、アメリカは〇・四です。イギリス〇・七、ドイツ一・一、日本一・〇、フランス二・二、イタリア五・五という形になっております。ポルトガルは一で、ギリシャというの

は、ほとんど一〇〇ですね、事実上デフォルトです。これらの数字を単純化してイメージを与えるとすると、米国というのは二百年間、英国は二百年間、ドイツ、日本は百年間、フランスは四十年間、イタリアは二十年間、ポルトガルは九十年間でそれぞれ一回程度のデフォルトという意味です。

これらの数字を見る限り、日本の財政状況は、日本の潜在成長力とか政府資産の大きさなどから、欧州ほどは深刻になっておりません。欧州で緊縮財政が否定されている中で、日本が増税政策をとるべきでないことは言うまでもありません。

次に、資料の六ページに入ります。欧州危機との関係ですけれども、欧州で危機が迫っているのがわかっていながら日本で増税を行うというのは、とても理解できないところであり

ます。二〇〇八年のリーマン・ショック以降、震源地でもない日本が世界最悪のGDPギャップになってしまった。それは、実は二〇〇六年に、デフレ脱却していないにもかかわらず量的緩和を解除してしまつたのが大きな問題で、その半年後ぐらいから景気が下降局面に入っているときにリーマン・ショックという外的ショックを受けたからなのです。

今回は復興需要が多少あるんですが、まだ東日本大震災の傷も完全に癒えていません。それにもかかわらず消費税増税というのは、経済政策としてはほとんど理解しがたいと思います。

次は、資料七ページの不公平税制です。

税率を上げる前に、税、保険料を含む税ですけれども、この不公平を直しておくというのがセオリーです。税の不公平は穴のあいたバケツのようなもので、それで幾ら水をすくっても効率が悪いんです。しかも、税の不公平の是正というのは、税率を上げるときに国民の納得感にも大きく影響します。

今の不公平のうち私が大きいと思うのは、社会保障料の徴収漏れです。国税庁が把握している法人数と年金機構が把握している法人の数には随分差がありまして、八十万件から百万件くらいあるんですけれども、これは、労働者から天引きされた社会保障料が年金機構に渡っていない可能性が

あります。大体、ざっくり推計しますと十兆円前後というふうに思います。このほか、クロヨンと言われる所得税の捕捉や、インボイスを採用していない消費税の徴収漏れがあつて、税徴収の観点から見ても今は穴のあいたバケツでありまして、税率を上げる前に穴を塞ぐのは常識であると思います。

次は、歳入庁の話です。資料の八ページ。不公平の是正のためには、マイナンバーとともに、民主党が政権交代前に公約していた歳入庁や、消費税に、インボイスという先進国で当たり前のことをやるべきです。これをやると、かなり税収なんか上がってきます。

税と保険料の徴収インフラとは、国税庁と年金機構が一体化する歳入庁でありまして、これは、国民にとつても、一カ所で納税と保険料納付が済むし、行革の観点からも、行政の効率化になります。

海外では、アメリカ、カナダ、アイルランド、イギリス、オランダ、スウェーデン、デンマーク、フィンランド、ハンガリー、アイスランド、ノルウェーが、歳入庁という形で税と社会保障料の徴収の一元化を行っています。東ヨーロッパの国でも傾向は同じでありまして、歳入庁による徴収一元化というのは世界の潮流であると言っていると思います。

しかし、歳入庁の創設というのは、どうも財政当局にとつて都合が悪いらしくて、事実上、国税庁というのが財務省の植民地になっていまして、国税権力というのが財務省が手放さない。私が安倍政権にいたときにも、旧社会保険庁を解体して歳入庁を創設しようと思ったときにも、激しく抵抗を受けた経験があります。今の政権で果たしてこのように歳入庁が創設されるだろうかというのは、多少心配な点があります。

次に、資料の九ページをごらんいただきたいと思いますが、

社会保障の目的税化と当たり前のように言われるんですけども、今回の増税案ではそういうことになっていますが、そうしている国というのは、私は寡聞にして知りません。

社会保障は助け合いの精神による所得の再分配なので国民の理解と納得が必要というわけで、日本を含めて、給付と負担の関係が明確な社会保障方式で運営されているところが多いと思っております。もっとも、保険料を払えない低所得者に対しては税が投入されているというのも事実です。ただし、日本のように、社会保険料方式といながら税が半分近く投入されている国というのも、余り聞いたことがありません。

消費税の社会保障目的税化というのは、このように、社会保障を保険方式で運営するという世界の流れというのとちよつと逆行するんじゃないかなと思います。ちなみに、ドイツのように、一時的に消費税引き上げの増収を特定用途に限ったことはありますけれども、普通は、そういうのはないです。

消費税の社会保障目的税化が間違っているのは、一九九〇年代までは、実は私は大蔵省にいましたけれども、そのときの主張でもありました。しかし、九九年に、これは自公連立のときに、消費税を社会保障に使うと予算総則に書いたという経緯があります。ただ、そのときに、平成十二年度の政府税調の税制改正に関する答申の中でも「諸外国においても消費税等を目的税として

いる例は見当たらない」という記述がございます。次は、消費税を地方税とすることですけれども、それは資料の九ページにあります。

消費税というのは一般財源なんですけど、国がとるか地方がとるかという問題に実はなろうかと思えます。地方分権が進んだ国では、国ではなく地方の財源とみなされるところが多いというのが私の認識であります。これは、国と地方の税金については、国は応能税、これは各人の能力に応じて支払う税でありますけれども、地方は応益税、これは各人の便益に応じて支払う税でありますけれども、というふうな税理論にも合致するところがあります。

ヨーロッパの国というのは、一国の規模が小さくて、GDPで見ますと、日本というのは欧州の国が七、八個ぐらゐ集まった規模であるというふうに思います。欧州の国がサイズが小さく、日本から見れば地方単位であるので、EUというのを一つの単位とすれば、その中に地方があり、それぞれで消費税を導入しているという見方も可能ではないかなと思います。

また、地方分権の進んだ国、例えばオーストラリアなんかでの、国のみが消費税を課税し、地方に税収を分与する方式、ドイツ、オーストリアなどのように、国と地方が消費税を共同税として課税し、税収を国と地方で配分する方式、カナダのように、国が消費税を課税し、その上に地方が課税する方式、アメリカのように、国は消費税を課せず、地方が消費税を課税する方式というのがあります。これらを見ると、世界を見ても、分権度が高いほど国としての消費税のウェイトが低いということが言えると思います。

次に、無駄の話に入ります。資料の十ページに行きます。行革の話なんですけれども、これは無駄の削減というのが不徹底であるというふうに正直思います。

野田総理が、政権交代の前に、ほんの二年前の話ですが、シロアリ退治の街頭演説をしており

ます。

そのシロアリとは、実は国家をむしばむ天下り役人でありまして、シロアリの巣が独立行政法人や特殊法人です。シロアリへのミルクもありまして、このミルクは特別会計の埋蔵金です。

民主党政権になって、シロアリ退治どころか、天下りが水面下でなされるのを放置しながら、その上にさらに現役出向という裏わざを正面から容認するという形になっておりまして、民間企業にまで現役天下りを拡大してしまったというのが実態だと思えます。独立行政法人というシロアリの巣も手をつけず、さらに特別会計というシロアリへのミルクも温存されていると思います。

一九八一年から土光臨調というのが始まって、それをまねて行革をやるというんですけれども、土光臨調は増税なき財政再建でしたけれども、今回の話は、実は、まず増税ありきで、増税のためのアリバイづくりと言われても仕方がないのではないかなというふうに思います。

次に、資料の十一ページをごらんいただきたいと思いますが、

この資産売却と埋蔵金の話など、やっていないと思います。かつて、特別会計のいわゆる埋蔵金を発掘しまして、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律を立案し、特別会計改革の道筋をつけたと自負しております私から見れば、全くやっておりません。

行革推進法は、これは小泉政権のときの話なんですけれども、政策金融改革、独立行政法人改革、総人件費改革、国資産負債改革などをやっておりまして、それぞれその中に、今後五年間を目途にいろいろな数値目標というのが書かれてあります。改革の肝というのは、実は、二〇〇六年度から二〇一〇年度までの五カ年間に財政の健全化に総額二十兆円程度の寄与をすることを目標とすると定めていることであります。要するに、このように数値目標をきちんと出してやっていくわけです。

小泉政権のときに、実は、増税の前にやるべき

ことがあって、埋蔵金を掘り出し、私はその指示を受けてやりましたけれども、それで、結果的には、増税はやりませんでした。増税はやらなければ財政再建を頼みますというふうな指示を受けていますけれども、今はそういう指示がないから、ほとんどこのような、財政再建というか、無駄とか埋蔵金の話とか資産売却の話はやらないというふうに思います。それに比べて、野田政権の特別会計改革そのほかには金額が一切ないので、ほとんどやる気がないのではないかなというふうに思わざるを得ません。

この資料に書いてあるように、日本の資産というのはOECDの中でも極めて突出してたくさん持っています。債務はたくさん持っているのはそのとおりなんですけれども、資産もたくさん持っている。世界一でございます。負債だけが世界一、世界一と言うのは、すごくミスリーディングであると思います。

最後に、十二ページ、公約違反の話です。

最近、消費税については賛成より反対が多いというふうに言われておりますけれども、そもそも民主党というのは、消費税を増税しないと行って政権交代した。ちなみに、二〇〇九年の三党連立合意では、現行の消費税五％は据え置くこととし、今回の選挙において負託された政権担当期間内において、歳出の見直し等の努力を最大限行い、税率引き上げは行わないと明言された。にもかかわらず、今回、消費税増税法案というのは、一四年四月に八％、一五年十月に一〇％という形で引き上げられて、これで政権担当期間内の引き上げに当たらないという、はつきり言えば、詭弁を使っていると思います。小泉政権のときのように、上げないと言って、最後まで上げることも決まなかったという潔さは全くないです。民主党内では、代表選で増税を掲げたので増税は正当化されるという意見があるかもしれませんが、それでも、それはあくまでも民主党の組織内の身内の論理でありまして、マニフェストに書かず、増税しないと言ったのに増税するというのは、国

民に対する背信行為であるというふうに言わざるを得ません。

出てくる数字は、実は、民主党政権になって、自公政権から膨らんだ数字を書いています。大体これで、構造的に十一、二兆円程度膨らんでいます。これは予算の組み方が全く下手だったということになるんですけども。それで、今回の消費税増税が社会保障に行くというんですけれども、ここに消えちゃっているという説明もできると思います。金に色はついておりません。

最後に、最近出ている軽減税率の話をちよつと述べさせていただきます。

軽減税率というのは物品ごとによるんですけども、それは、物品の線引きが非常に難しく、官僚の裁量権を極めて大きくします。はっきり言えば、軽減税率というのは、世の中の物の数だけ租税特別措置法があるようなもので、天下りをふやしたい官僚とか特定業界への影響を持ちたい政治家にとっては極めて好都合な制度です。

欧州では確かに歴史的にあります。ありますけれども、こうした問題があるので、低所得者対策というのは給付つき税額控除に移行するという流れになっております。

歳入庁というのは、税と社会保障料を一体として、さらに、低所得者対策には簡素な給付を行う上で非常に役に立つと思います。しかし、その簡素な給付のかわりに軽減税率を導入すると、簡素な給付は不要になってしまつて、さらに、歳入庁をつくるに及ばないという議論になるということ非常に恐れております。

以上で意見陳述を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○中野委員長 ありがとうございます。

これにて公述人の方々の意見の開陳は終わりました。

○中野委員長 これより公述人に対する質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。稲富修二君。

○稲富委員 民主党の稲富修二でございます。

公述人の皆様、お忙しい中、御指導いただきまして、本当にありがとうございます。

冒頭、井上公述人から、今回の消費税増税法案については苦渋の決断であるというお言葉がありました。そのお言葉をしっかりとかみしめて、私から御質問させていただきますというふうに思います。

まず、消費税が仮に、今五、そして八、一〇になりますと、国の財政の中で、所得税を抜いて消費税が最大の基幹税になります。そこで、やはり消費税が抱えている課題というのが、その解決をしていくことが非常に大事になってくると私は思います。

そこで、それぞれの公述人の皆様に御質問をいたします。

それは、消費税の逆進性対策についてです。それぞれの公述人の皆様から既に言及がありましたけれども、今、単一税率でやるか、あるいは低減税率でやるかという議論が、当委員会でも常に焦点の一つになってまいりました。消費税増税そのものに反対であるという公述人の方もいらっしゃると思いますので、一般論で結構ですので、もし答えられたら御答弁をお願いいたします。

〔委員長退席、松本（大）委員長代理着席〕

○井上公述人 ただいまの先生の御質問でございますが、税制、高額所得者に恩恵が及ぶという問題も一つはあるわけですが、軽減税率の対象範囲の設定やその税額計算では大きな混乱を招くというのが一つの大きな問題だと考えております。

逆進性対策としましては、共通番号制度を早期に導入して、きめ細かな給付支援というもので対応すべきであると考えておるわけでございます。ともかく、複数税率というのは非常に複雑な構造になってしまつてございますので、そういった点、ぜひとも避けていただくということはお願いしたいと思います。

以上です。

○坪井公述人 私も、冒頭でお話をさせていただいたわけでございますが、軽減税率の導入というのは、事務的に大変膨大な作業になるわけでございますし、特にまた、複雑化するということが大変ということでございます。要するに、我々商店街としては、できればそういうものを避けていただければ非常にありがたいというふうに思っています。

特に、軽減対象品目の線引きというのがとても難しいんじゃないかなというふうに、要するに、私どもは仕入れをします。これはまた別のもの、例えば食料品というふうになれば、それはまた仕入れ価格も変わってくる、税金が変わってくるというところで、とにかく事務的な量がすごく多くなつて、商店街、三ちゃん家業ではとてもできないような状況ではないかということだけはひとつ御理解いただければ非常にありがたいというふうに思っています。

○加藤公述人 私は、ほかの国の経験からということでお話いたします。

まず、徴税コストが非常にかさむということに関して余り問題意識がない。というのは、税金を集めるためにお金を使つてしまつて、それがほかの人に回せるかもしれないものを使つてしまう。しかも、軽減税率はお金持ちにも応用されるわけですね。ですから、全てそれが貧しい人に行くならまだしも、お金持ちもその軽減税率の恩恵を受ける。

さらに、私が今一番危惧しているのは、実は、ニュージーランドのお話を先ほどしましたが、ニュージーランドが、一定税率で、しかも、かなり広い課税基盤で導入したときに、私は、これはヨーロッパ諸国よりは、絶対、税率を抑制できるだろうと思つたんです。ところが、私の予想以上に抑制できたという、これは研究者としても非常に驚きました。

ですから、先にヨーロッパ諸国が初めて付加価値税を使って、そのときに、単段階の消費税に前

から例外があつたので、そういった例外や軽減税率を引き継いでしまった。大体、政策を最初にやる国というのは失敗をしまつてしまふですね。知らないでそれをやつてしまつて、政治的に逆戻りできなくなる。

ニュージーランドがそれを習つてここまで抑制できたというのであれば、やはりそれは私たちが参考にした方がいいのではないかと思います。

そうして税率を上げて、そこから何もしなければ、もう再分配になりません。税率を上げて、それを歳出面の再分配に回せば、これは低所得の人たちにとっても最もよい結果になる。やはり、せっかく前の国の経験があるので、その点を生かさないとというのは非常に残念なことではないかなということなんです。

私、軽減税率というと、必ず、経済活動への影響とか、制度の一貫性ということと言われるので、何か国民全体には利益がないように考えられているんですが、実は、軽減税率を入れても、普通の、低所得の人にとっても結果的にはよくない結果をもたらすことがあるということを考えていただきたいと思います。

○山家公述人 低所得者対策ですね。

先ほどからいろいろの方の御意見がありましたけれども、低減税率を設けるということが非常に実務上大変であるとか、あるいは、どこで線切りするかで、官僚機構で何か権力を増すとかいう問題が指摘されました。それから、戻し方式もやはり実務上大変だと思えます。大体、幾ら戻すかという数字が固まらないと、いいかわからないし、どうやって戻すか。本当に必要な人に戻るか。例えば、ホームレスの人だつて物を買うときには消費税がかかるんですけども、その人にどうやって戻すか。住所の把握すらできない人に戻せないという問題があります。

そういう複雑な問題をあれこれ考えますと、なぜそんなことをしなきゃいけないかというと、そもそも消費税という、貧しい人に厳しい税を採用することに問題があるので、私は、そういうこと

を避けて、所得税でやれば何もやらなくていい、そうすると、極めて単純に分配の公平が図れるというふうに思います。

○高橋(洋)公述人 私は、もう意見のときに述べましたけれども、軽減税率というのは個別物品ごとの租税特別措置です。ですから、利権の温床になって、かつ技術的にも難しい。さらに、ぜいたく品といっても、お金持ちも実はその恩恵にあずかってしまうので、非常に政策効率も悪いということです。

ですから、今ないわけですから、それをなぜやるのか、私にはちよつと理解できませんね。ですから、給付つき税額控除の話をしました。

ちよつと皮肉っぽく言えば、軽減税率をもし設けるんだつたら、全ての物品について軽減税率をお願いします。

○稲富委員 ありがとうございます。

次は、井上公述人と坪井公述人に御質問いたします。

この消費税の問題でもう一つ大きな課題は、先ほど来触れていただいたの転嫁の問題でござい

す。今回の法案では、一年半に、五から八、八から一〇と税率を変えるということ、そして、引き上げ幅が、導入時そして引き上げ時よりはるかに大きいということ、そして、何よりも、今回はネットの増税になるということ、いろいろなことを考えましても、非常に厳しい経済状況の中での増税ということになります。

であるがゆえに、やはりこれまでとってきた転嫁対策をより厚くしていかなければいけないと私は思います。これまでも多くの方々から声を聞いてまいりました。例えば、広報の充実であるとか、転嫁カルテルを独禁法の適用除外にするのであるとか等々ありますけれども、やはり決定的ではないのではありませんかと思ひます。

そこで、党としても政府としても、財政的、税制

時にうたっております。特に、先ほどいただきました公述人の資料からすると、転嫁の問題は中小企業の問題であるということでございますので、その点で、財政的、税制の措置、先ほど触れられましたけれども、改めて、どういった措置が必要なのかということとをぜひ御教示願いたいと思ひます。

○井上公述人 今お話がございましたように、現状大変な状況にある、デフレ下にあつて中小企業の現況というのは大変な状況にあるわけでござい

ます。そういうときに、三〇として二〇という二回の消費税の増税というのは、それをいかにして転嫁するかというのが大変なことだと思つております。大体、三〇上げれば五兆円のGDP減という

ようなことになるわけでござい

ます。そういうような状況から考えても、ともかく、広報で知らせる。今までのことは全てやつていただ

だかなきゃならないわけですが、それにも増して、経済対策だとか景気をいかによくするか

ということの手だてもあわせてやつていただかな

いと、これはもう中小企業は参つてしまふ。大手の企業は、デフレそして円高というよう

なことから、海外にどんどん輸出すればいいわけ

ですけれども、残されたのは中小企業でして、その

中小企業が日本の雇用を守つておるわけですから、雇用を守つていくために、何としても、政

府が、先生たちが、本当に一体になつて、我々のために、広報なりなんなりでPRをしながら、転

嫁できるような仕組みというのをぜひとも確保し

ていただきたいと思ひます。

あと、ソフトウエアだとか設備投資とか、そ

ういうようなこともござい

ます。そういうようなケースの場合には、やはり減税をしていただく、またその方に助成をしていただくというよう

なこともぜひともお願いをしたいと思ひます。

以上でござい

ます。

○坪井公述人 失礼します。

先生の先ほどのお話でござい

ますが、平成二十六年の四月に八〇、それから二十七年の十月に一

〇%という消費税の二段階の引き上げということ

で御尋ねがあつたかと思ひます。

私どもの商店街は、値づけのつけかえというん

ですが、それが大変な作業にもなってくるという

ことで、ちよつと御遠慮いただきたいというのが

我々の考えでござい

ます。

要するに、レジだと会計システムの変更等が生

じまして、大変大きな作業にもなるということ

や、それから膨大な経費がかかるということ

でございまして、先ほど申し上げたように、本

当に商店街というのは要するに家族経営者でござ

いまして、それから、今も景気がよくない昨今

であるのに、膨大な経費を投入するということは

なかなか難しい状況であるということだけ、ひ

つ御理解いただければと思ひ

ます。

○稲富委員 加藤公述人に御質問いたします。

これまで、海外等の事例を引いて御説明をいた

だきましたけれども、そもそも、なぜ日本の長期

債務がこれほど大きくなったのか。この十五年間

で倍になったということも書かれておりますし、

なぜこれほど大きな債務になったのか。そして、

なぜ今、これに対する対策をしなければいけない

のかということとを改めてぜひ御教示願いたいと思

ひます。

○加藤公述人 大変よい質問をありがとうございます。

実は、私も租税の政治をやつておりまして、今

までずっと研究してきて、こんなに大変な状況に

日本がなるといふことは全く予想もしておりませ

んでした。その点に関しては、非常に研究者とし

ても力が足りなかつたということで、皆さんに私

の知つている過去の経緯というのをお話ししたい

と思ひます。

まず、日本といひますと、皆さんやはり、増税

している、今回も増税が焦点になつておりま

すが、国際比較をしますと、明らかに総課税負担が

低い国なんです。ただ、増税に対する反対とい

うのは、もちろん額だけではなくて、例えば、この

政府に税金を払いたくないとか、そういう気持ち

もあると思うんですね。そういうようなこともある

と思ひます。しかし、だからといひまして、そ

れを、つまり、政府を不信であるから私たちは税

金を払いたくないというのを続けておきますと、

自分たちの問題として、財政赤字として返つ

てくる。

最後の方で申し上げましたけれども、やはり世

論の方も払つたらおしまいだ、そして反対する側

も払つたものをおしまいだというふうにならずに、

払つたものをどうやって支出で使つていくのかを

監視する。こちらの方が大変なんです。その

大変なことを、政治の側も、増税反対にくみして

いけば支持してもらえ、そして世論の方も、今

の痛みがなくなれば大丈夫である、そういうふう

な形の悪いサイクルが起つてきたのではないかと

思ひます。

一つ御参考に申し上げますと、私が一緒に共著

の論文を書きましたスウェーデンのある政治学者

は、信頼関係というのがあつて初めて税金を払つ

てそれが返ってくるというふうになつてくる。彼ら

に対して、スウェーデンが高福祉・高負担と言いま

したから、その返事が、私たちからは想像ができな

いんですが、負担と言わないでほしい、返つてく

るものだからというんです。やはり、それだけの

ものがないとそういうふうにならない。日本の場

合は、それがちよつと欠如していたのが、今回、

このような状態になつたのではないかと思ひ

ます。

○稲富委員 時間になりましたので、終わります。

ありがとうございます。

○松本(大)委員長代理 これにて稲富君の質疑は

終了いたしました。

次に、赤澤亮正君。

○赤澤委員 鳥取二区選出の衆議院議員で赤澤亮

正と申します。ひとつよろしくお願ひいたしま

す。

きょうは、お忙しい中、公述人の皆様に大変貴

重なお話をいただきました。心から感謝をいたし

ます。いただいている時間が十五分ということな



われまして、そこまで言うんだったら、もう君のところでは買わないよということまで来てしまうということでございますから、我々小売業者というのは非常に弱い立場でございます。それだつたら結構でございます、またの機会にぜひともお買い求めくださいというのが本来でございます、なかなかそこら辺のところは難しいなというふうには思っております。

当初、私は、外税の方がいい、はつきり外税でうたつていただいて、プライスカードが一万円であれば、あとは、要するにこれは消費税でございますからと言って、ただけるような、そういうものの方がいいと言つたら、業種、業態、非常に私ども商店街は多うございまして、けんけんこうこの話になりまして、要するに、どちらでもいい、従来どおりの形にしたいだけはいいいというふうな結果になつてしまつたというふうなことでございます。

小売業者、先生たちよく御存じだと思いますが、いまだ士農工商であるということでございます。要するに、商が一番弱い立場であるということでございますから、そこら辺のところは何とか先生方のお力添えで明るい兆しを見出していただけるような、要するに、施策等も、例えば基金だとかいろいろなるものを支援していただければ非常にありがたいなというふうに思っています。よろしくお願いしたいと存じます。

○赤澤委員　ありがとうございます。

なかなか転嫁対策、決め手がないというお話だつたと思います。

次に、加藤教授にお伺いをしたくて、大変長い間、根気よく、「時期最悪」で逃げるな、さらされて、そのはるかに前から、ずっと税制について提言されてきたんだと思います。結論のところは、私もそのとおりと思うのは、有権者の意識の変化によつてのみ可能となる、使い勝手の方をきちんと監視してくれというのが最後の結論なんです、有権者の意識を変えるために、我々がある

意味国民に納得を得るために、政治の世界でどうもその工夫が足りないのかなと。どういふことを訴えていったらいいのかというのについて御意見があれば一点。

あとは、なかなかこれがお答えがいただけではないので、給付つき税額控除について、所得や資産の把握が必ずしも十分でない場合は、これはなかなか問題が多いんじゃないかという点は認識を共有いただけるかという、二点をお伺いしたいと思います。時間がないので、ちよつと簡潔にお願いいたします。

○加藤公述人　また大変よい質問をありがとうございます。

実は、番号制、皆さんは笑われるんですが、私一人だけ年をとつてしまつたのではないかと、つまり、昔のことを覚えてるのは私だけではないかと、今非常に心細い気持ちです。（赤澤委員）とんでもないです。大変お若いです」と呼ぶありがとうございます。

給付つき税額控除で、確かに、資産、所得が把握できないなら、やらない方がいいです。しかし、そう言わないで、きちんと把握してやってください。つまり、把握するというのを……（赤澤委員）そこができるかどうかです」と呼ぶそうです。でも、政策課題になつて、これがもう既に三十年ぐらいたつていて、言いかえまして、私は随分前に本を出版しております、東京大学出版会の一八九七年で、今回愕然としたのは、私が問題としたことが一つも解決されていない。

ですから、確かに、把握できないければ、やらない方がいいです。いいんですけれども、それでしたら把握してくださいというのが皆さんへのお願ひです。

やはりそういう形に、世論の方にわかるように説明をしないと、非常に国会の議論というのはわかりにくいと思いますので、そういう意識を、本当に国会から危機感を発するぐらいの意識でやっていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○赤澤委員　おつしやることに、私も大分、何と云うんですか、納得できる部分もあつて、ただ、やはり信頼関係という話もさつきからよく出ています。要するに、マニフェストでうたつていなかった消費税を突然やり始めて、取り急ぎ制度設計すれば、給付つき税額控除、いけるんじゃないかというの、私は本当にこれは拙速じゃないかなという感じを強く持っています。感想としてそれは申し上げておきたいと思ひます。

次に、山家先生にお願いをしたいと思ひます。私自身、いただいた資料を見て、やはり一つ問題の部分は、証券投資に消えちゃうからこれは意味がないんだという部分を、むしろ工夫の余地がないかなと。

というのは、企業が余り課税すると外国に逃げるといふ懸念もかなり指摘があるので、一つは、労働分配率を高めるための税制上の工夫の余地といったものを考へて、内部留保についても、働いている人に還元されれば、それはむしろ企業価値が高まるというか、その企業へ優秀な人が来たがるといふようなこともあふるでしょうし、企業にとつても悪くない、それから働いている人にもハッピーだと言われているような形で、今GNI経済みたいなことを言われていますけれども、外国でもうけたものも含めて還元するような税制の仕組みを工夫する余地で乗り越えていくことは難しいのかというのを一点お伺いしたいと思ひます。

○山家公述人　おつしやるとおり、労働分配率を高める政策が必要だと思ひます。そのために必要なことは、例えば、最低賃金を大幅に上げる、民主党さんがかつておつしやつたように、せめて千円にするとか、あるいは非正規労働の規制を強化する。そういうことをやることによって、企業から働く人にお金を払わざるを得ない状況をつくり出すということが必要だと思ひます。あるいは、利益が多いところからはちゃんと税金を取れば、企業としても、そういうことであれば、税金を払うよりは労働者に払つた方がいいという選択も出てきますので、税制でできるのはそれぐらいかな

と。もう少しほかの面で労働分配率を高める政策は必要だと思ひます。

○赤澤委員　済みません。質疑時間が終了したので、高橋先生には本当におわびを申し上げますが、後ほど柿澤未途君が一生懸命質問されると思ひますので、済みません、お許しください。これで終わります。

○中野委員長　これにて赤澤君の質疑は終了いたしました。

次に、竹内議員。

○竹内委員　公明党の竹内議員でございます。

きょうは本当に皆様ありがとうございます。貴重な御意見、それぞれ、なるほどというふうに思つた次第でございます。

そこで、最初に、私の方からは、消費税5%上がるかどうかは全く政治状況にかかつておるんですが、どうなるかわかりません。わからないけれども、仮にこのまま5%のままになつた場合でも、インボイスの話、価格転嫁の話ですね。

最初に高橋先生にお聞きしたいんですが、私は、中小零細企業の配慮としては簡易課税とか免税点制度とかあるんですが、これだけでは現状でもなかなか本当は厳しいんだろつと思ひますね。こういう消費税の価格転嫁を解消するために、5%のままでインボイス制度をよく考え直した方がいいんじゃないかと個人的には思ひまして、要するに、いろいろなイメージがありまして、インボイスというのが何かヨーロッパ的で、導入のときにすごく抵抗感があつたと聞いておるんですが、実際は、請求書に消費税をちゃんと書いてもらつたらいいわけですから、それをきちつとそろえておけば、非常にきちつと簡単に価格転嫁できるんじゃないかというふうに思ひます。

事務は多少手間のように思へるかもしれないけれども、結局これが中小零細企業のためになるのではないかという気がしておるんですが、まず理論的に高橋先生の御意見をちよつとお伺いしたいと思ひます。

○高橋(洋)公述人 インボイスの話ですけれども、多分インボイスを導入していない国は日本ぐらいだと思います。ですから、なぜ導入しないのか私にもよくわからない。

実は、最初に私は、導入するときに公正取引委員会というところについて価格転嫁の話ですつとしていましたけれども、独禁法の適用除外という形で対応しましたが、やはり筋としてはインボイスを導入しておいた方がいいんじゃないか。

それで、あと、そもそも消費税は、インボイスを導入することによって相互牽制が働いて脱税がより少なくなるという税金なんですね。今のパターンでしたら、ほとんど法人税と変わらない。私自身も実は消費税の納税者ですけども、簡易課税は採用していませんけれども、これはただ単にほとんど利益にしかけるだけですから、非常に相互牽制が働かないですね。ですから、いわば今の状態というのは、消費税の脱税というのをかなり許す状況にもなっています。

それで、あと、ゼロ税率という形で非課税の人は、実は、インボイスがないと、消費税が上がると非常に困るんですね。要するに、相変わらず仕入れだけ上がって利益が下がる、そんな形になっちゃうんですね。

ですから、インボイスを入れていない国というのは私はほとんど聞いたことがないし、そもそも、領収書に書いて、レシートに書くことほとんど変わりないですね。レシートに書くことによって、実は相互牽制が働いてみんなが脱税しなくなるとというのが消費税の理論ですから、これを入れたいというのは不思議でしうがないです。

ですから、これはどんな税率のときでも入っているべきものだと思います。消費税の税収がこれで二、三兆は多分上がるような可能性もあると思います。インボイスを入れることで、ですから、今の段階で入っていないこと自体が非常に不思議で、消費税を上げるときに、先ほど不公平の話をしましたが、インボイスが入っていない不公平というのはすごく大きいと私は

思っております。

○竹内委員 そこで、坪井公述人にお伺いしたいんですが、今の先生のお話もありました、確かにいろいろ抵抗感があるかも知れないんですが、消費税が仮に上がらないとした場合、現状五%のままで、価格転嫁のことを考えると、実は、インボイス、特に請求書方式みたいな形をちよつと使った方がいわゆる損税とか益税とかという問題は解消するんじゃないかと思うんですが、その辺はいかがですか。

○坪井公述人 非常に難しいことだと思います。で、売り掛けの場合には、そういう伝票、詳細の請求書が書けるわけですが、店頭で見えになる、現金で買い求めただけの方に限って、まけてちよつと、こういうような話が多うございまして、そこら辺のところはきちつと、要するに、皆さん方が消費税というのはどういものかだということを再度徹底していただければ御理解がいただけるんじゃないかなと私は思っています。

○竹内委員 そうですね、いろいろその辺は知恵をめぐらす必要はあるかも知れませんがね。

私も、私の知人とかで流通関係の仕事をやっている人は、消費税が一〇%に上がったらもうとてもたない、運転資金がショートしてしまつて消費税も払えないというので、もう商売の権利を売却してしまった人もいますけれども、そのぐらい税額アップが非常に中小零細企業の皆さんにとっては大変なことになるというのはよく痛感をいたしております。

その上で、もう一回、高橋先生にお伺いしたいんですが、先生の方も、名目四%を達成すれば、当面、消費税増税は必要ない、こうおっしゃっているわけでありすけれども、名目四%の経済成長の方法、これはどういうふうにお考えですか。

○高橋(洋)公述人 実質経済成長と名目経済成長、二つありまして、実質経済成長の話は多少難しい点があるというのは否定できないと思います。ただ、名目経済成長は、これは結構簡単に上

がりますね。

要するに、資料でお配りしましたけれども、世界の国を二〇〇〇年代で全てプロットしますと、百九十九カ国あるんですけども、日本は一番左にあつて、マネーが一番少なくて、一番名目成長率が低いという話なんです。この関係式がかなり正しければ、大体マネーを一〇%ぐらい平均で伸ばしますと、名目経済成長率というのは五か六にはなります。もちろん、プラスマイナス、幅がありますけれども、そのくらいで、比較的簡単な政策ではないでしょうか。

要するに、技術革新とかいろいろな、そういう側面に着目して実質経済成長率を上げるといふ手もやらないといけないんですけども、実は、名目経済成長率を上げるのは、お金を刷れば結構簡単に上がります。

ですから、これをやるのが一番簡単なやり方であると思います。私は小泉政権と安倍政権のときはこういうことをやって、実は、これを最初にやりますと何がかわるかという、為替はすぐ変わります。それで、為替が変わつた後、実は設備投資もちよつと変わります。それで伸びていきます。そういうことをやると、為替だけ変えることだけでも円安になりますので、そうすると、そこで法人税収はすぐ上がります。

日本は、エクセレントカンパニーというところ、海外で活躍している企業というのは非常に厳しい国際競争力の中で頑張っているわけなんですけれども、為替を上げると法人税収はすぐ上がります。ですから、GDPは、為替を一〇%円安にすると〇・五%ぐらいは上がるということもわかつていますので、そういうのが一番簡単なんじゃないでしょうか。

要するに、明らかにお金が少なくて、量が少な過ぎる、ここでお金が少なくて円高になりますから、物相対的に少なくなるので円高になりますから、物すごく日本経済にはマイナスであります。こんなにお金を絞っている国というのは世界でないですね。

○竹内委員 そこで、引き続き高橋先生にお伺いするんですが、先ほどのお話でも、それでも十年くらいで財政再建は必要だというふうにおっしゃっていました。

今後、お金を刷るだけでいいのかどうか、増税の必要性は全くないのか、その辺についてはいかがでしょうか。

○高橋(洋)公述人 十年間ぐらいでプライマリー収支は均衡させないとまずいと思います。ですから、そのプライマリー収支の均衡のレベルですね。私は小泉政権と安倍政権のときにやっていますけれども、二〇〇〇年代のときに、大体二〇一〇年ぐらいまでにプライマリー収支を均衡させるといふ目標をつくつて、それに大体沿つていつて、先ほどちよつと言いましたが、プライマリー収支は二十八兆円の赤字から、安倍政権のときまでは大体六兆円までいきまして、その次の年、うまいけば、プライマリー収支、もう二〇一〇年前までに回復するんじゃないかと思つたくらいであります。ですから、そのときまたたまりーマン・ショックがあつちやつたんですけれども、そういうくらいの、十年くらいのスパンで回復するというのはそのとおりだと思います。

それで、もし、これができなかったらどうか。できなかったときには実は経済成長がうまくいっていないときなので、財政再建の場合は、実は、経済成長を優先して、経済再生なくして財政再建は難しいです。これはOECDのいろいろな国の研究でも全部あるんですけども、経済成長なくして財政再建なんてほとんど無理です。

ですから、何を指すべきかという、先に増税をやつて財政再建を考えるというのは、これは実は財政再建至上主義という言い方でして、これはちよつと経済理論からはほとんど間違いでして、財政部門というのでも経済の中の一部門なので、はつきり言えば、経済成長すると後からついてきます。

ですから、そのときに本当に足りないかどうかのこのうのいうふうになったら、個別的に、私は増税

は否定するものじゃないですけども、一般的に、一般税収という意味では、経済成長だけ達成すればほとんどはクリアできると思っています。そこで、もしできないときには個別政策で増税政策というのは、別に私は否定するものではない。

○竹内委員 ちよつと高橋先生ばかり続くんですが、イタリアなんかの場合はブライマリーバランスはほとんど黒字なんです。だけれども、国債の評価とか格付は非常に低い。日本も、ブライマリーバランスは黒字になったけれども、企業を初めとする経済の潜在成長力は実はこの十年間全然伸びませんでしたということになれば、全くナセンスだと思ふんですね。

そういう意味では、やはり日本の潜在成長率をどう保っていくのか、あるいは高めていくのか。そういう金融政策だけではなくて、中小企業も含めて、法人の成長力をどうやって高めていくかという工夫が必要なのではないかというふうに思うんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○高橋(洋)公述人 今の経済成長の中で、実質経済成長率に属する分野の話だと思います。おっしゃるとおりだと思います。

ただ、金融政策は何か重要かというと、実は、技術を体化させる設備投資を金融政策で伸ばすことはできます。ですが、どんなに技術があっても、設備投資が体化されなかつたりすると、労働生産性とかは高まりません。

ですから、今の状況ですと、実質金利が高くて設備投資が抑えられている状況になって、これは実は円高というのと全く同じ現象なんですけれども、お金が少ないことによって実質金利が高くなる、円高になるということ、実は企業の設備投資に非常に悪いですね。ですから、企業の設備投資が悪いと、体化すべき技術があっても活用できないという状況になってしまっています。

ですから、これは、金融政策だけで全てができると私は申しているんじゃないんですけれども、金融政策というのは、いわゆる設備投資を促したりするために、お化粧品の中で土台になるような話

なんです。この土台をきちんとつくった上で、それぞれ個別の、技術革新なりの種をまかなきゃいけないと思います。

ですから、私は金融政策だけでと言ったことはないんですけども、金融政策はやった上で、技術革新なりなんりのいろいろな政策を上まいていく、そういうようなイメージを持っておりま

す。

○竹内委員 ありがとうございます。

加藤先生にちよつと一問だけ。

ちよつと書かれたものを拝見しております、今回、消費税率を引き上げて財源の確保を試みて、やり方によっては、財政の安定にも社会保障の維持にも結びつかない可能性は十分あるというふうに述べられている部分があったんですが、これはいかなる事態を想定されているんでしょうか。

○加藤公述人 先ほどから申し上げているように、税収を確保するというのが第一歩なんです。その確保した税収をどう使っていくかということ

を真剣に考えていただきたいというつもりで書きました。

ですから、やはり、私が言うのもおかしいと思うんですが、世論に訴えるときにも、増税をしなす、それは痛みを伴います、だけれども、これをどういうふうに使いますかということをお願いして、くささい。そうでないと、やはり、税収を上げたからといって、それが自動的によい目的に、そして日本を活性化するための、よい方向に向かうように使われるわけではないことを書きまし

た。

○竹内委員 はい、わかりました。

大体時間が参りましたが、最後に感想を一言だけ申し上げますと、私、基本的には歳入庁の発想というのは賛成なんです、個人的には。十六年ぐらいい前に、当時、住専問題がありまして、そのときに、旧大蔵省の権力分立という観点から、歳入庁を設置すべきだということを最初にここで言った覚えがありますので、この辺は高橋先生と一緒に

だなと思っております。

ありがとうございます。

○中野委員長 これにて竹内君の質疑は終了いたしました。

次に、佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。

大変お忙しい中、きょうは私どもの公聴会に御出席いただきまして、また、貴重な御意見をお聞かせいただきまして、ありがとうございます。

私も順番を、高橋先生の方から質問させていただきます。

目的税化の誤りということが指摘をされておりますが、私も、目的税というのは、消費税は目的税ではないと思っておりますから、それなのに、政府は目的税化という言い方をしたり、あるいは福祉目的化というようなわけのわからぬ言い方をしております。

この目的税というのは、税と、それを何に使うかというのはリンクしているものであって、パッケージになっているものであります。そうではないですよ。消費税は、社会保障に全て、四経費に使いますと、一三％程度にしないとつり合いがとれないわけであって、そういう意味では違っているんですが、先生はどういう意味で誤りとおっしゃっているんでしょうか。

○高橋(洋)公述人 財政には一般原則というのがありまして、ゼネラルファンデーションですが、一般財源が当たり前です。何かの特別な目的のとき以外に、特殊な用途以外は実は一般財源です。ですから、消費税は、世界で見ると、国または地方の一般財源ということになっていると思

います。

ですから、その意味で、社会保障にリンクさせるといふのは私にはちよつと理解できないです。社会保障にリンクさせる最も、本当に、目的税をあえて言えといつたら、実は社会保険料です。社会保険料は完全にリンクしていて、実はこれは、保険数理で、リンクさせることによって給付と負

担が非常にクリアになる、そういう側面があります。

ですから、保険料という立派な目的税があるにもかかわらず、さらに社会保障に消費税を充てるというのは、私はちよつと理解できないです。これは、税理論及び社会保障理論からも理解できないことでもあります。

○佐々木(憲)委員 山家先生にお伺いします。

先ほどのお話で、逆進性の問題や転嫁できない実態、あるいは消費を冷やして景気を悪くする、こういう点があるとおっしゃいました。私も全くそのとおりだと思いますし、財源としてなぜ消費税なのかということも大変大きな疑問であります。

その点でもう一つお聞きしたいのは、景気の問題で、今回の消費税増税だけではなくて、このほか別枠として、例えば年金の支給開始年齢を繰り延べて七十歳にするとかそういうことが検討されている、それから負担がふえる、それから給付の減額の計画が実行されていく、こういう点での実質的な負担ですね。それから、窓口負担がふえるという医療の問題もありますし、介護の利用料がふえる、子ども手当が減額になる。つまり、これの負担増というものを我々が計算しますと、大体二十兆になるんですね。

以前は、九七年のときは九兆円負担増ということとで、これは大問題だということでありました。あのときも、その結果、大変な景気の冷え込みがあったんですが、私は、今回これを実行しますと倍以上のマイナス効果になるというふうに考えておりまして、景気に対する今回の社会保障・税一体改革の全体としての影響をどのようにお考えかという点が一つです。

それから、内部留保のお話がありました、二百六十六兆円ぐらいいわ、我々の計算では、つまり、我々の計算といますか政府の統計で、資本剰余金、利益剰余金それから引当金等、合わせてそうなるんですけれども、大体、この三十年ぐらいい間にかなりふえております。八十兆円台が三倍以

上になつてゐることでありませう。

この原因と、それから、これをやはり社会に還元するというのが必要だと思ひますが、先ほど少しお触れになりましたが、還元する方法というのが大事かと思ひます。

政府は、いやいや、これは設備になつたり、いろいろな品物になつてゐるので、現金ではないんだとおつしやいましたけれども、私は、現金がその中に四十六兆あるというふうな統計上なつてゐますが、結構還元できるんじゃないかと思ひていますが、先生のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○山家公述人 今の御質問、私は先ほど消費税の影響だけ申しましたけれども、おつしやるとおり、社会保障関係でいろいろな負担増あるいは給付の減があります。

それから、佐々木先生おつしやらなかつたけれども、地方自治体が結構負担増政策をとつてゐる。地方税制は国税制以上に自由度がないものですから、財政赤字になりそうだと人々に負担を押しつける。ごみの有料化であるとか国民保険料の引き上げとか、あるいは駐輪場料金の値上げとか、いろいろな格好で各自自治体で起つてゐます。そういうものを全部入れると大変な負担増がこれから起つてくることになるかと思ひます。

ちよつと計算しておりませんので、具体的にどれだけの影響というのは申し上げられませんが、さつき計算しました消費税の負担増がおよそ十兆円ですね、五%引き上げて。地方も合わせると十二・五兆円になります。それで、さつき言いましたように、マイナス成長必至という状況ですから、そこにさらにいろいろな負担増が入つてくるともう大変な状況になつてしまふというふうなだけお答えしておきます。

それから、二番目の内部留保の問題ですけれども、おつしやるとおり、これは統計の何と何を足すかによつて金額は多少違うんですけれども、先ほどお示しましたように、私のはじいた数字で

も、この十数年の間に百兆円以上の内部留保がふえてゐる。

そして、それがどこに向かつていくか。資産の方を見ますと、設備投資はほとんどふえてゐないですね。何せ国内経済が成長しない、需要が伸びない経済ですから、設備投資は減価償却分でも十分である、新たに設備投資をしても仕方がないという状況に企業は置かれてゐる。だから、余つたお金はみんな証券等に、商売以外のことに向かつてゐる、向かわざるを得ない状況にあるということなんです。ですから、これは、もちろん子会社の株とかそういうものも入つてゐますから、すぐ現金化できるものではないんですけれども、かなり流動的な状態で企業が持つてゐる。必要とあらばいつでも現金化はできるというふうな捉えをべきだと思ひます。

ただ、残念ながら、政府の方でこれを現金化させる方法はほとんどないだらう。要するに、資本主義で、私有財産、企業の財産ですから、一旦そこのために込まれると、これは富裕税とかそういう格好の、資産に課税する以外はない。その方法は法人に対しては今のところないかなと思ひますので、私がとりあへずの今の法制上で考えますのは、とにかく、内部留保を生み出す前の段階、利益が上がつた段階でそれにきちんと法人税をかけるということが必要だと思ひます。

それ以外に政策的に、それによつて内部留保がふえる、無用な内部留保と言つたら怒られますけれども、万一のときに必要なお金ではあるんですけれども、経済活動にほとんど働かないお金をでるだけ、一つは働く人に賃金という格好で還元する。これはさつきの方にお答えしましたように、いろいろな賃上げをせざるを得ないような状況を政策としてつくり出すことは必要かと思ひます。あと、取引先の中小企業に対してきちんとした対価を払う。もちろん消費税分なんかも含めて払うというふうな取引を改善させる。それから、さらに残つたものについては、きちんと税金でい

という方法があるかと思ひます。

以上です。

○佐々木憲委員 ありがとうございます。

加藤公述人にお伺いしますけれども、先ほどお配りいただいた資料で、大変おもしろいなと思ひましたのは、表三の一と表三の三ですね。自国の税金に対する、収入が少ない人々の認識という点でいうと、高過ぎる、どちらかといえば高過ぎるという比率が日本の場合には非常に大きい。逆進性があるというだけなのか、それとも、もつといういろいろな意味でそうなのか。この読み方をどういうふうに考えたらいいか。

それから次の、収入の高い人々の認識は、税の負担が低過ぎる。これは、もつとかけてほしいというところとかはわかりませんが、ゆとりがあるということだと思ふんですね。

だから、私は、消費税でやるよりも、先生の御意見とはちよつと違ふかもしれませんが、先生の御意見という高い収入の方々には適切な応分の負担をしていただく方がいいのではないかとこのように思ふんです。還元される分というのとはまた別にありますが、それはそれとして別の話なんですけれども、税の問題に限つて言うところ、公平な税ということですが、どうですか。

○加藤公述人 この資料はちよつと説明する時間がなかつたので、本当にどうもありがとうございます。

まず、収入の多い人々の認識なんです、実は、今回これを改めて見まして、一九九六年も二〇〇六年も、日本はまだ意外と少し払う余裕があるということ。私も、先ほどの方は、逆進的な課税であると所得再分配ができないという考え方は必ずしも正しくない、そういう意味で申し上げただけであつて、所得税もこれからよく考えて増税していかなければならないと思ひます。

ただ、過去、所得税で税収を上げていくのが難しかった、累進性を保つのが難しかったのは、上の方の税率を上げると順番に、皆さんも御存じの

ように、真ん中の方も上げていかなければならぬ、そういうような問題であるとか、経済活動、特にインフレが起つた一九七〇年代に所得税制度の限界がわかつたということがありますので、そういう点も踏まえて制度をどうつくるかということ、所得税も増税する方がいいのではないかとこのように考えてゐます。ですから、もう少し富裕な層の負担ということ、慎重に、どういう形でやるかを考えながら、行つてもいいというふうな私にも思ひます。

次に、収入が少ない人々の認識なんです、ここで、もちろん日本も高いんですが、私、皆さんにやはり注目していただきたいのは、スウェーデンも高いんです。私はスウェーデンに行つて非常に驚いたのは、私も最初は貧しい人にはそんなに税金をかけていないと思つてたんですが、周りの認識が、所得の低い人は本当に税金を払うのは大変だと思つてゐる、大変である。でも、返つてくると思うから払つてゐる。だから、そういうような形に日本も持つていけたらいいのではないかと。こちらは、日本の方は、多分、返つてくるものはないけれども高いと思つてゐるのではないかと思ひます。

ですから、本当にこの点もまた気をつけなきゃいけないのは、先ほどもお話が出ましたけれども、個人個人の本当の経済状態を知つた上で、本当に困窮している人にきちんと再分配をするということなので、そういう制度を含めて、きちんと再分配の制度を考えていただきたいと思ひます。

○佐々木憲委員 坪井参考人、井上参考人、ちよつと時間がなくなつてまいりました、坪井参考人にお伺いします。

消費税というのは、負担は最終的には消費者がするということ仕組みで、しかし納税義務は事業者にある、これが分離されてゐるところに、間接税ですからそうなんですけれども、しかし、転嫁できない場合は事業者が必ずから負担するわけで、そういう意味では、名前は間接税だけれども、実態は直接税でありまして、そういうことで、増税と

いうことになりまして非常に深刻な事態になるということだと思ふですね。

○佐々木(憲)委員 どうもありがとうございます。そういう転嫁ができないという状況のもとで引き上げることについては、私はこれはやるべきではない、消費税増税そのものに我々は反対でありまして、財源は別のところに求めるべきだ、こういう主張をしておりますが、いかがでしょうか。

○坪井公述人 先生の言われるとおりでございます。よろしくお見舞い申し上げます。

○佐々木(憲)委員 最後に、井上公述人に。この資料の中で注目をしましたのは、請求書の表面上は消費税の価格転嫁ができたように見えるが、実質的には価格転嫁できていないという製造業の方の声ですね。これが実態だと私は思います。

ですから、転嫁できていないといっても、それは形の上で転嫁できているということなので、なかなか公取が入ってもそう簡単に摘発できないし、声を上げると仕事がなくなくなる、こういう関係があると思うんですけども、いかがでしょうか。

○井上公述人 御指摘のとおりだというふうに思いますけれども、非常に転嫁するということは難しい現状である。

ただ、考えてみますと、やはり世の中の景気をいかによくするか、それが一番大事な施策ではないのか。そうでないと、結局は、安く安く、デフレということで転嫁ができなくなってしまうわけですから。

今、日本はもう戦後六十年を超えておるわけですし、高度成長期に建てたいろいろな設備投資されたものがもう寿命にきているわけですね。そういったものを新しくさせるだとか、いろいろな新しい政策をとっていただくというのがやはり大事だ。そして、景気を刺激していただくということが大事であって、そういう点でもっとも先生たちに御努力をいただきたい、御尽力をいただきたい

たいというふうに思います。よろしくお見舞い申し上げます。

○佐々木(憲)委員 どうもありがとうございます。た。

○中野委員長 これにて佐々木君の質疑は終了いたしました。

次に、斎藤やすのり君。

○斎藤(や)委員 きょうはありがとうございます。大変参考になりました。

この消費税の法案ですけれども、社会保障の改革で財源が必要だから消費税を上げますというのが今回の増税の目的だと思います。しかし、肝心の社会保障政策、後期高齢者医療制度廃止、新年金制度先送り、総合こども園も撤回、これで消費税導入の正当性というのは私は完全に崩れたと感じております。

先ほど高橋先生が、薄皮がなくなっていく話をしました。薄皮だけになっている、あんこの周りに薄皮という話をしていたけれども、もう今は完全にあんこ玉になっていて、あんこ玉をこれからまんじゅうとして売らるんですか、国民に差し出すんですかという話だということに思います。もう社会保障という包み紙がとれちゃって、増税だけがむき出しになっている。

しかも、議員定数の削減はどうなるかわからないわ、低所得者対策は棚上げになっている、これで増税だけ通すというのは、国民は絶対に納得しないはずだ。

井上公述人にお伺いします。

商工会議所は、消費税は社会保障制度改革とパッケージであるなら苦渋の選択で了とすると言っておられますけれども、今回は、これはどう見てももう一体となっていない。しかも、価格の転嫁、インボイスの導入などないわ、名目成長率の達成も前提条件ではない、つまり、デフレ対策は名目成長率が書いていないわけですね。そして、逆進性対策は先送りということになっていきます。

この状況で、商工会議所として、増税法案だけ

成立させることというのは認められるのでしょうか。どうでしょうか。

○井上公述人 とにかく、今回の消費税増税の問題ですけれども、これはやはり国民生活、社会の安定化ということで、その安定化後の基盤に立つて社会保障政策というのがあつて、その社会保障費の増加のために消費税を上げるということで賛同しているということは事実であるわけであって、それが崩れてくるとやはり問題ということとは事実あるかと思ひます。

しかし、やはり今国民が社会保障に信頼ができないというのは困るわけであって、その仕組みというものをやはりしっかりと政治としてつくり上げていただくということが大事ではないのかと思うわけですね。そこで、やはり安心した社会保障、そのために消費税というものが一部使われるということがあるのかと思ひております。

ひとつよろしくお見舞い申し上げます。

○斎藤(や)委員 やはり、仕組みをつくらないで、中身を決めないで消費税だけつくってしまったというのは、今回の正当性というのは私は大変疑問でございます。

別の質問です。

野田総理が、三月十六日に、消費税で経済が活性化する旨の発言をしております。安住財務大臣も、消費税を上げても消費は冷え込まないというふうに言っております。このお二人、そしてここにおられる民主党の多くの増税賛成派の委員の皆さんが、この主張を支持されております。増税で財政健全化が進み、将来の不安がなくなるの、預貯金が消費に回って景気に好影響を与える、いわゆる非ケインズ効果を訴えておられます。

坪井理事長、商店街の皆さんの代表としてぜひお伺いしたいんですが、お客さんは消費税増税で将来の不安がなくなるから財布のひもが緩くなる、消費が活性化される、そういうことを信じておられるのかということ、三から五に上がったとき前後の消費行動についてお伺いしたいと思ひます。

ます。

○坪井公述人 冒頭でお話をさせていただいたわけでございますが、消費税率のアップということは、消費マインドを冷え込ませて、低所得者のさらなる購買意欲を抑制するのではないかと、駆け込み需要の後の反動も大きいのではないかと大いに懸念しているということを申し上げた、そのとおりでございます。

○斎藤(や)委員 現場では恐らく、非ケインズ効果なんて、そんなのは信じられないよ、どう見たって消費は冷え込むよねというのが現場感であると思ひます。

加藤教授にお伺いします。

過去、世界では星の数ほど増税政策がとられてきたわけですが、非ケインズ効果、これが世界であらわれた事例というのはあるのでしょうか。

○加藤公述人 まず、大変申しわけありません、私は政治学者ですので、経済学者ではないので、専門の立場から信頼できるお答えはまずできないということ、それは申し上げます。

御質問の趣旨と少し違いますが、おっしゃっているように、今増税して国民が安心するかというと、日本では安心はしないと思ひます。これは政治状況を見ても、私は安心するということに確信には言えないと思ひます。

しかし、私がここで強調したいのは、そうやって、安心できないから増税しないでください、そして、実は、消費税を導入するときにもそういうことで、つまり支出を少し多くすることで導入しているんですね。そういうことを繰り返してきた結果、現在の非常に悪い財政状況なんです。どこかでこの連鎖を断ち切ってください。

これは政治の役割です。政治学者は、ここは政治で断ち切るしかありませんとしか言えませんが、その知恵や工夫を出していただくのが国会だということに私は思ひますので、何とかその連鎖を断ち切っていただきたいと思ひます。

○斎藤(や)委員 きょう先生がおっしゃられてい

た、赤字が膨らんで税収が減ってしまっているというの、私はそもそも、これは先生の考え方は違うかもしれませんが、デフレを放置してきたこと、これがやはり、税収が減って、放漫財政というのもあったと思いますけれども、そこに私は原因があるのかなというふうに考えております。

それから、第一生命の経済研究所によりますと、スウェーデン、イタリアが過去この非ケインズ効果があつたんじゃないかというふうに言われていることについて、このシンクタンクが定量的な手法を用いて財政赤字と消費の因果関係を調べたところ、明確な因果関係は見られなかった。それから、国会図書館の調査によると、この効果の有無や発生条件については専門家の間の意見が一致しない。つまり、非ケインズ効果はよくわからないということをやっているわけでございます。

高橋先生に二つお聞きします。

よく、非ケインズ効果をうたっている方が、国内でも事例があるよと、一九九七年の前の消費税率引き上げのときの経済動向を例に出してあります。九七年の四月から六月は民間消費がマイナスだった、七月、八月、九月の三カ月はプラスになっている、このことを事例に挙げて、消費税引き上げが景気の足を引っ張ったとは言いがたいと言っています。これについての先生の見解。

それから、私は、非ケインズ効果の出現の有無というのは、そのときの例えば経済状況とか、特に金利というのが大きくポイントになっているのではないかなと思うんですが、先生の見解をお願いします。

○高橋(洋)公述人 経済学者として述べれば、一回こっきりの事例を非常に詳しく分析するのは極めて難しいですね。

九七年のときを仮に分析するとすれば、日本の中だけを見るんじゃないで、例えば、日本と韓国との間はどうだったかというのを見なきゃいけないと思います。

そういうので見ますと、日本の方だけが、本当は韓国でアジア危機というのがあったわけなんですけれども、動きを見てみますと、消費税増税をした日本の方が経済パフォーマンスが悪いですね。ということは、アジア危機の震源地である韓国より悪いということは、実は消費税の増税の効果が、マイナス影響があつたと見ざるを得ないと私自身は思っております。

それと、先ほど、非ケインズ効果の話で意見が違ふというのは全くそのとおりでして、唯一、非ケインズ効果の事例を見てみますと、金利が下がっているのはそのとおりです。そこが、下がっているのについて二つの考え方があつて、最初、財政赤字のプレミアムが発生していて、それが財政健全化することによってプレミアムが低くなつて下がったという話と、一方で、実は、緊縮的な財政をしますから、金融緩和を一方でしているんだですね。金融緩和をしていると、実はそれで金利が下がったという、二つの側面がちよつと混同されて議論になっているんじゃないかと思ひます。

もし前者の話であれば、これは非ケインズ効果というふうに言えると思ひますけれども、後者の話である、これはただ単に金融緩和の効果ということなんです。

それで、今の日本の現状で考えますと、先ほどCDSの例を出しましたけれども、日本でプレミアムは発生していません。ですから、実は、これによって非ケインズ効果が生じる可能性というのはまずないと思ひます。

それよりかは、金融緩和をすれば、先ほどちよつとお話ししましたけれども、実質金利が高いですから、それは下がる可能性はあると思ひます。

ですから、増税をやつて非ケインズ効果があるというときに、そのロジックをきちんと見なきゃいけない、数少ない例の中でも、実は、プレミアムが少なくなる例というのは、なくはないと思ひますけれども、その状況を考えると、それを非ケインズ効果と言うのであれば、今の日本ではそれは発生しないと思ひます。

○斎藤(や)委員 金融緩和をしないで増税をやつてもという話でございました。

今、多くの国民がデフレで大変苦しんでおります。私の宮城県の最低賃金は六百八十五円です。一日働いても五千円にもなりません。

年収二百万円未満しかない方が、今、全国で一千万人を超えております。給与所得者が四千五百五十二万人のうちの一千万人、つまり四分の一が年収二百万円未満。財政健全化がどうか、将来の社会保障がよくなくなるから貯蓄を使おうなんという人は実は少ないんです。あすの生活でいっぱいといっぱいなんです。

貯金なんてできる余裕のある人も少なくなつてきておりまして、貯蓄なし世帯は、九五年には全世帯の八%でしたが、二〇一一年には二九%。たつた十六年間で三倍以上に激増しております。安心して消費する金もないというのが今の家計の事情でございます。

ここにいる国会議員の皆さんは、やはりもつと庶民の現状をわかつた方がいいんじゃないかなというふうに思ひます。特に、民主党は国民の生活が第一と皆さん言つたわけですから、それで勝たせてもらつたわけですから、いかにデフレを脱却して、庶民の給与を上げるか、可処分所得を上げるか、永田町と霞が関のグレートリセットを進めるか、ここに全力を尽くさないで、苦しんでいる庶民の懐から取ろうというのは、私は愚策中の愚策であるというふうに言わざるを得ません。

加藤公述人に聞きます。

国際社会から日本の財政に厳しい目が向けられていると述べられましたけれども、どの部分に厳しい目が向けられているのか、これをお願いいたします。

○加藤公述人 そこも、実は、最後のところで時間がなくなりました、舌足らずで、本当に御質問いただいてありがとうございます。

今、私が一番危惧しておりますのは、今議論を聞いていても、日本で起こっていることに関して、は皆さん非常に真剣に議論していらつしやるんですけども、日本の外にも少し国会の方は目を向けていただきたいと思ひます。

といいますのは、日本の中では、確かに、今これだけ厳しい状況になって、私も、増税をすれば社会が大変だろう。そして、全ての課題が今来てしまつた。それは、実は、私の著書で書きましたけれども、一九七〇年代の終わりに大平内閣で一般消費税を導入するときにも、全ての人たちがこんなことはできないと、それで反対しました。私も、その後、八〇年代以降、研究者の卵としてずっと見てきましたけれども、その時々、皆さん大変だったのはそのとおりなんです。ところが、今この時点になって比べてみると、今が一番大変だ、それをまず思い出さなければいけないと思ひます。

そして、国際社会の方なんですけれども、私が一番危惧しているのは、実は、これは私たちの認識というのは非常に大切なんですけれども、やはり、日本という国は世界にあります。世界の国から見れば、日本は総課税負担が低い国なので、もちろん、さまざまな要因があつて、日本は初めは財政再建できるというふうに思われてきました。

ところが、ほかの国から見れば、これだけ低い総課税負担であるにもかかわらず全く改革が進んでいないと、言いかえますと、こんなに余裕があつても何もできない国なんだと思われてしまふと、どんなに数値がよくても信用が落ちます。その点をやはり皆さんに考えていただきたいと思ひます。そして、それは国会から国民に伝えていくことだというふうに私は考えています。

○斎藤(や)委員 最後に、時間がないので、今のことも含めまして、消費増税のその四つのロジック、日本の財政は火の車である、破綻も近い、ギリシヤは対岸の火事ではない、債務残高はGDPの二倍、これを消費増税のためのロジックとして挙げられているわけですが、これについて、高橋公述人、お願いします。

○高橋(洋)公述人 データを見る限り、そういう兆候はないですね。

債務残高の話ですれば、過去の歴史から見ても、例えばイギリスなんかですと、債務残高が二・五倍ぐらいになったときもあります。あと、CDSのレートを見ても、フランス、イタリアなんかよりはるかに低くて、日本は百年に一遍デフォルトするようなレベルですから、プレミアムは全く発生しておりません。

ですから、その観点から見ても、日本の財政が大変だ大変だと、特に格付機関なんかの話をしているのは、ほとんどためにする議論。格付機関も、実はCDSのレートを後追いしているようなレベルですから、その意味では、もうちよつと科学的に日本の財政がどうなのかということをしきんと検証した方がいいと思います。

○斎藤(や)委員 ありがとうございます。

○中野委員長 これにて斎藤君の質疑は終了いたしました。

次に、阿部知子さん。

○阿部委員 社会民主党の阿部知子です。

本日は、午前並びに午後と、本当に貴重な御意見を頂戴いたしまして、国会での審議にぜひ役立てていきたいと思っております。今、自公民の三党でなさっている協議も、しっかりとこういうものを踏まえて結論をお出しになるなら出されたらいかなと思ひながら聞いておりました。

まず、井上参考人にお願いを申し上げます。

商工会議所をおまとめのお立場から、いろいろなことはあるけれども、日本の財政の赤字問題はやはり何らかの形で解決をしなければならぬ、その前段にどうか、同時に、社会保障でも無駄の部分もあるだろうから、そこも解決をしていくべきだというふうに御趣旨を承りました。

私は、実は医者であります。そして、午前中質問された徳田さんという、日本全国六十六の医療の病院を持っている病院の雇われ院長でありました。医療という分野が、実は地域においてはさまざまな産業といえますか、例えばお花屋さんも関

係いたします、それから食料品も関係いたします、クリーニングも関係いたします、いろいろな分野に広がりを持っております。私から見れば、今、医療費を、ある意味では無駄の削減は必要だけれども、安易に給付削減をしたりすることは実は非常にマイナスになると思います。

と申しますのも、人は一たび御健康を崩れますと、それまでと違った不安に襲われます。例えば、七十歳から七十四歳の窓口負担二割というのは、自分が健康なときにイメージすれば可能かもしれないと思うのですが、御病気になるってみると、それは続くことであり、そして、収入は限られていて。私は、むしろ、日本の医療費、対GDP比で考えますと、まだ八・五％であります。医療は、確かに今三十七兆円と大きなパイを持っておりますが、逆に、この中で基本的に必要な給付はしっかりとしていくことによって関連産業も充実してくると思っております。

この点について、参考人、井上さんの御意見を伺います。

○井上公述人 七十歳から七十四歳までの医療費を一割から二割にということでございますけれども、私ももう既に七十五でございますけれども、健康に恵まれておるわけです。しかし、やはり日ごろからそれなりのケアをしているということなわけですね、ケアをすることによってある程度の貯蓄もできる、そういうものを今度はなつたときに回すということなわけですね、公平に二〇％負担する、これはもつと下げろというのではなくて、もとへ戻すということですから、大体二千億ぐらいになるということですから、そのぐらいいのこを、社会保障費の健全化のために、これはぜひともするべきではないかという考え方でおります。

以上です。

○阿部委員 私は、たかが二千億のために失う、その波及効果が大き過ぎると思います。人は誰も望んで病気になるわけではない。だけれども、そうなったときも安心だということが、この国の社

会保障を実は夢のあるものにするわけです。

先ほど来お話しの方の非ケインズ効果なるものも、そういう安心感がなければ全然出てこない、これは私が四十年近く医者をやった実感であります。いろいろなお立場で前向きに考えてくださっていることをありがたく思いながら、しかし、医療の自己負担というのは、本当は日本は高いくらいであります。保険料の部分と、なつたときの自己負担は違いますので、ここは、私はぜひ国全体としてはもつと軽減していただきたいと思っております。まずことをお伝え申し上げます。

次に、坪井参考人にお伺いいたします。

ああ、さすがお花屋さんだなと思いました。夢を売っていらつしやるというか、温かみがある。加藤登紀子さんの歌に百万本のバラがあると。あ、それは、貧しい絵描きが百万本バラを買おうにも、今のようない経済状況で消費税も加味したらとても買えないと思うほど、私は今の庶民の可処分所得は本当に厳しいんだと思うんです。実際の消費者と面と向き合う商店街の皆さんが、実は一番そのことを知っておられると思うんです。

このごろ変な事件が多いです。三十代の若者が突如、人を刺殺してしまつたり。そして、そういう若者とのコミュニケーションのために商店街というものは物すごく大事なわけです。敷居を高くせずして、その方たちが本当にちよつとした買い物ができるような仕組みが、実はこの国を優しくもするし、温かくもすると思います。

その観点から、先ほど来伺いましたが、私は、今は消費増税の時期じゃない、とにかく寒過ぎる、お財布は空、大変だと思ひますが、現時点での消費増税はどうでしょうか。

○坪井公述人 やつと私が発言できるような御質問をいただきました、ありがとうございます。

商店街を取り巻く環境というのは非常に厳しいうございまして、私はよく言っているんですが、商店街はただ単に物を売る場ではないですよ、やはりコミュニティの担い手であるということ

で、地域の安心、安全は我々が担っているんだというのを絶えず申し上げているわけでございます。

商店街というのは、言うならば、要するに植物だ。大型店の悪口を言うわけでもないんですが、郊外に無秩序なお店を出しになられて、出すときは、税収の大幅な確保ができるとか、それから人員の就職を確保できるとかといういいお話を多々していただくわけでございますが、我々商店街というのは、やはり地元を根を張った、そこが景気がいいとか悪いというのではなくして、無論、衣食住もやりますが、本当に皆さんの安心、安全を担っていただけという意味合いにおいては大変必要なんところであるということだと思ひます。

先ほどもお話しした三・一のお話ではないんですが、一番皆さんが喜ばれた、特に家族は無論でございますが、家族以外で、商店街の商いのともしびが光っていたというだけで心が温まつたというふうなお話もございまして。

それは、どういうふうにお考えになつてみえるかわかりませんが、先生のとこの医療の方の関係も私は少な過ぎるなというふうには思っているわけでございますが、商店街は地域が一生懸命やっているわけでございますから、国、皆さん方、先生方もそれなりに少しお力をかけていただければ非常にありがたいなというふうに思うんですが、全てカット、カット、基金もカット。この間の、経済産業省の方の関係で、中心市街地の活性化の基金も、二十九億でしたか、それもカットだとかいって、何か弱い者いじめをしているんじゃないかな。

それで、税金を、消費税を集めるようにといたたら、最先端で私どもが集めておいて、お客様に、よろしくお願ひします、よろしくお願ひしますといつて、これは税金でございますから、お預かり物でございますから、ぜひとも払ってくださいなんて嫌なことを言いながら、それでまけておけ、こういうような話で、そうすると、自分のと

ころの身銭を切るというようなことでございますから、そこら辺のところは、ひとつござって商店街を御支援いただければ非常にありがたいなというふうには思っています。

よろしく願います。

○阿部委員 それこそ消費増税の前にやるべきことがあつたというのは、商店街の活性化も含めてだと。コミュニティのきずなの再生をもう一度しないといけないことがあの東日本の大震災でわかつたことであるから、私も今の御意見と同じであります。

加藤先生に伺います。

きょういただきました資料の中で、消費増税を一九七〇年代前後で取り入れたところと、あと、おくれましてニュージランドのように取り入れたところで、いろいろ違いがあるだろうというお話でありました。私は、この表を見ながら、もう一つの特徴として、実は、デンマークとニュージランドは社会保険料負担がほとんどない、すなわち、社会保障は税と強くリンクしているところであります。

今我が国では、非正規雇用がふえて、社会保険料負担から、担えなくて排除されている人がたくさん出ております。これこそ私は政治のテーマだと思ふんです。改革をしていくにしても、ここに手をつけないと、インクルーシブ、一緒に生きていく社会にしないと私は税制の形が見えてこないと思ひますが、加藤先生は、そもそも今回の増税に賛成であられるか、それとも、今何が必要とお考えで反対であられるのか。今やらないとつと、おくれちゃうという御意見も伺いました。でも、私もこれは、例えばもうちょっと、本当に、三人に一人が非正規雇用で、一千万人が年収が二百万円以下なんて言われて、どこからお金が出るだろうと思ふわけです。御意見を願ひします。

○加藤公述人 現在の状況が非常に厳しいということをお説明いただいて、本当にそれはそのとおりだと思ひます。これは、また私も皆さんに申し上げるのが非常に苦しい。しかし、私は研究者と

して今まで増税をめぐる政治をやつていながら、本当に、先ほども申し上げましたように、こまめに日本が来ると思つていなかったということ、あえて申し上げます。

今こんなところで増税ができないと、真剣に国民が思つておられるのと同じように、一般消費税のときも、売上税のときも思ひました。今振り返つてみて、では、今の状況とその状況とどちらがいいでしょうと言つたときに、皆さん、お答えはおわかりだと思ひます。

この後よくなれば私もそれは何よりだと思ふんですが、その可能性は非常に低いんです。私の本の主張というのは、増税のチャンスというのは、増税していいタイミングというのは高度経済成長期のようなそういう状態ですね。そのときなら増税というのがかなり。そして、そのときに増税をふやした国というのが、総課税の負担の高い、上の方の国になつておられるわけです。日本はそのタイミングを逸して、そしてそのたびに大変になつた。そうすると、これを延ばして、将来、今よりよくなるかという、私としては大変苦しいんですが、よくなるという可能性は非常に低いのではないかとと思ひます。

○阿部委員 私はよくなると思つておられるんですね。それは、私は日銀がお金を刷ること以外にもあると思つておられるんです。

高橋参考人に最後に伺ひますが、今、電力システム改革、日本は原発事故の後、電力不足があるんじゃないかとみんな不安です。でも、世界は、再生可能エネルギーに向けて、物すごい勢いで、怒濤のように動きを見せています。

私は、今こそ日本はそのチャンスだと思ひます。これは十年前に逃したチャンスであります。きちんとシステム改革をして、それは発送電の分離です。東電の値上げを唯々諸々と受け入れさせる国にしてはいけないんだと思ひますが、御意見があれば願ひします。

○高橋(洋)公述人 電力のお話なんですけれども、私はもともと自由化論者であつて、公正取引

委員会のときもそれを担当していました。

今回、例えば東電がこういう形になつたら、これを法的整理すると自動的に発送電分離はできません。それをしなかつたというのが非常に不思議です。要するに、政策的に発送電分離というのはできますし、今回のような状況になつたら、これは例えば法的整理すれば自動的にできる話ですから。

発送電分離すると、北欧の例、ほかの国の例もあるんですけれども、実は、送電部門はある程度公的な関与があるんですけれども、発電部門は完全に競争になります。要するに、どこから電気を買つてもいいわけです。

そういうときに、普通考えると、原子力というのは、維持コストを考えると、物すごく、べらぼうに金がかかるんです。保険を掛けるにもすごいお金がかかるし。ですから、そうすると、おのずと市場原理で、発送電分離すると、脱原発というか、そういうのに自然に行くというふうに思ひますし、今回いいチャンスなのになぜやらなかつたか不思議でしようがありません。

ですから、こういうふうに自由化というのは非常にいいメリットがあつて、北欧なんかにも非常にいい例があるのに、今回たまたま、不幸だつたんですけれども、こういう事故があつたわけですね。こういうのを、災い転じて福となすというよな形を、政策をしないということは、私にはちよつと理解できないところでした。

○阿部委員 山家先生には共感を強くいたします。質問時間がなくて済みません。

ありがとうございます。

○中野委員長 これにて阿部さんの質疑は終了いたしました。

次に、柿澤未途君。

○柿澤委員 みんなの党の柿澤未途でございます。五人の皆さん、本当にお疲れさまでございました。特に高橋公述人は、我が党の推薦で見えをいただいたわけですが、大学の講義を休講

にしてお見えになられたということで、大変恐縮をいたしております。

まず、井上公述人、また坪井公述人、お二人にお伺ひしたいと思います。

消費税が導入された当初は、内税、外税、選べたわけです。たしか平成十六年に総額表示方式が義務化されて、全て内税になつた。このことが消費税の負担を消費者にお願いすることがとても難しくなつた要因になつておられるのではないかと思ひます。

私も地元で商店街連合会の皆さんとお話をします。外税に戻してくれないか、こういう話をいただきます。

実際、物の値段があつて、そこに税率を掛けて幾らですと出せば、その分は税金だということがわかつてもらえる。しかし、一体だと、これは価格そのものから、税率アップのときにその分上げるということには非常にしにくくなるんだと。しかも、今回、二段階です。八%に上げて、全部の商品の値段を変えて、またすく一〇%、こういうことになる。これから消費税の税率がさらに上がることを今の政府の首脳は示唆しておられるわけですので、システムの変更を毎回毎回しなきゃいけないというところにもなる。そういう意味では、もとの外税方式に戻してもらつたら、その方がいいんじゃないか、こういう話をいただきます。

その点、経済の現場に携わつておられるお二人に御見解をお伺ひしたいと思います。

○井上公述人 外税か内税かという問題ですけれども、これは非常に難しいと思ひます。

我々、Bツールの取引においては、外税で取引が実際的には行われておるわけです。実際の価格交渉というのは、Bツールの交渉されて、それで、分離されている、税金は幾らというふうに表示されているということであるわけです。

一方、Bツールの取引については、これは非常に難しい問題を抱えているのではないかと思ひます。

食料品など、夕方になるとほとんど値引きを  
していきまよね、売れ残りをなくすために。そ  
のときに、外税方式にしていると、そのたびに全  
てを変えていかなきゃならない。これも一つの大きな問題であるわけであって、そういう問題をいかに乗り越えられるかということであろうかと思  
います。

ともかく、取引間の力関係というのがありますし、そうでない問題も。そういうことから考えると、もう一度もとへ戻すということが果たしてプラスであるかどうか、それが本場に価格転嫁できるかどうかということには、私としては、甚だ疑問を持っております。

以上です。

○坪井公述人 もう商店街をよく御存じの先生でいらつしやいますし、よくわかつていただけるなというふうに思うわけでございますが。

実は、私も、非常にそれでけんけんこうこうの論を張ったことがございます。

要するに、私は先生と一緒にございまして、外税でさちつといただいた方が当然ながらいいというふうに思っで皆さんに御提案をさせていたいたわけでございますが、やはり業種、業態というのが全く商店街さままでございまして、八百屋さんが、大根一本が百円で百十円というようなこととはなかなか書けるものじゃない、百十円で価格を決めておいた方がいいというお話などもございまして、そんなようなことで、結果、どちらでもええわというふうな話になったというのが現状でございます。

○柿澤委員 今度は、高橋公述人にお伺いをして、また、井上として坪井両公述人にも御見解をお伺いしたいと思ひます。

それは何か。インボイスのことです。

徴税の不公平の結果として、さまざま取れない税金があるじゃないか、ここに手当てをすることが一律の増税をする前に手をつけなければいけないことである、これはやはり、そうなんじゃないかと思うんです。

そういう意味でいうと、先進国で普通にやっているインボイスによる消費税、これが日本ではきていない。その結果、三兆円かどうかはわかりませんが、そういう徴税の不公平が生じている。この部分、やはり今回の議論の、本来、一つの焦点であるべきではなかったかと思ひます。しかし、今回の議論で、ほとんどこの部分に議論が及んでいない。なぜなのかなと思ひます。

その点、高橋公述人はどう思っでいらつしやるか。そして、お二方は、どちらかというところ、それをやられたらかなわないよ、こういう立場かもしれない。ぜひ御見解をお伺いしたいと思ひます。消費税の税率がアップするのと比べて、このインボイスの負担というのをどう捉えておられるか。お願いします。

○高橋(洋)公述人 私の知る限りでも、インボイスが入っていない国というのはほとんどなくて、インボイスというのは非常に簡単に導入できる制度だと思ひます。ただ、日本では、たまたま、消費税を最初に入れたときに、これを政治的なあれで外したというふうには私は理解しております。

これがないゆえに、実は、非課税取引の人なんかは、税率が上がると非常に困るんですね。要するに、仕入れだけがすく上がって。これは、医療業界とかそういうものが多分典型だと思ひます。すけれども、ですから、公平さをやるためにも、それと、先ほどちょっと申し上げましたけれども、インボイスがあることによって相互牽制が働いて非常に税金の効率もよくなるという観点から、おかしいと思ひます。

それから、先ほど三兆円と言ったのは、GDPが大体五百兆円ぐらいあって、普通に、消費というのが三百兆円ぐらいということで考えたら、五％程度でしたら十五兆円ぐらいあって不思議じゃないんですけれども、それが十二兆円ぐらいですから、大体二、三兆というふうな話をちょっと申し上げました。

ですから、これは非常に簡単な話ですし、やつ

ですすぐできる話なので、税金を上げる前に不公平をなくす、特に、消費税の一番いいところ、相互牽制が働いているところという意味では、私は必須だと思っております。

○坪井公述人 先ほど先生にお話ししたとおりでございますが、商店街というのは多種多様な業種、業態が混在しているわけでございまして、外税か内税かということを決めると決めるというふうなことになる、大変難しいんじゃないかなというふうに思っでおるわけでございます。

○井上公述人 インボイスの問題ですけれども、零細企業者にとっては帳簿づけが限度なわけですよ。そこにもう一つ、インボイスで細かく伝票を集めて、それをもとにしてということが事務を非常に複雑にするといひますか手間がかかる、それだけのことをさばくことができないというのが一つあります。

もう一つは、百万を超える農家を含む五百万の中小零細企業、免税事業者、これはインボイスを發行できない。どれだけ消費税が中に入っているということが書けないわけですから、そうすると、今度、そういう業者が廃業に追い込まれる可能性が出てくるのではないかと。

非常に問題があるということを上げたいと思ひます。

以上です。

○柿澤委員 まあ、この問題は問題がある、五％から一〇％は仕方がないというのは、どうも逆立ちした議論のような気がして今もありません。

次に、加藤公述人に一問お伺いをいたしたいと思ひます。

待ったなしであるということは何度も繰り返されておられました。そして、あのときもあのときも先送りをして今こまで来てしまった、国際社会を見てほしい、こういうお話でありました。しかし、国際社会における日本の見られ方というのは、本場にそういう状況なんでしょうか。

私は何度か予算委員会です。当時の野田財務大臣に

もお尋ねをさせていただいたんですけれども、そもそも、日本の財政が破綻を来す寸前であつて大変危険な状態である、増税をしなければいけない、こういう状況であるとするならば、間もなく紙くずになる可能性のある円という通貨を世界の投資家がこぞ買って買っているというこの事実はいかなることなのか。生命の次に大切な財産というお金を投じて日本の円を買っているわけですよ。このことをどのように説明されるのか。私は、満足のできる回答をいただいたことがないんです。

その点をどうお考えになられているのか、ぜひお尋ねをさせていただきたいと思ひます。

○加藤公述人 大変よい質問をありがとうございます。

非常にわかりにくい状況で、確かに今、円高であるし、何か、日本がそれほど危機的な状況にならないように見える。しかし、それはなぜかというところ、ほかの国の方で危機が起こっている、それから目が向いているだけであつて、ですから、これは、どちらかというところ、だから大丈夫だというのはなくて、日本にとって時間が残されたので、非常に幸運だと思っで改革を進めていただくと、そういう時間なんだというふうに思つています。

御意見の違う方はいらつしやると思ひますけれども、私の実感としては、日本がそれほど幸運な国であつたかと思ひます。今までも起らなかったのは非常に幸運で、こまで幸運であるのにこれ以上改革が進まないということであれば、本当に難しい状況になるのではないかと、それを考えていただきたいと思ひます。

それと、もう一つは、海外の報道を直接見ると、明らかに日本に対する目は厳しくなつていきます。その点を、やはり国会の場で真剣に考えていただきたいと思ひます。

○柿澤委員 残りの時間で、これに対する高橋公述人の見解をお伺いしたいと思ひます。

○高橋(洋)公述人 私は、データだけで申し上げます。

先ほど、CDSのレートが一だと申しました。

仮にこれが三年から五年以内で破綻する、要するに、破綻するときは、いつか、何年かと言ってくれないと議論がなかなかできないんですけれども、仮に、すごく切迫しているんだとしたら三年から五年で破綻するということでしたら、それで実は矛盾が起きるということを言いたいと思います。

実は、私は、もともと数学なので、ちよつと変わった証明法の、背理法というので説明したいと思ひます。

三年でもいいんです、破綻するときは。今の日本の国債、仮に一千兆としましょう。三年であつたら、それをカバーする保険の保険料というのは、三年間で大体三十兆円です。私、特別会計だとかいろいろなところから集めてきて、三十兆円ぐらいだったら実は工面できます。その三十兆円で保険に入つたらどうなるか。三年以内に破綻したら、三十兆円払うことによつて一千兆がパアになります。実は、非常に不思議な話なんですけれども、三十兆円掛けることによつて財政再建ができてしまう、そういう話になりますね。これはおかしいですね。要するに、なぜおかしいかというと、こんな都合のいい話がないということなんです。

ですから、そういう意味で、今の持つてあるデータで考える限り、実は、すぐ破綻はしません。要するに、百年で一過ぐらしか破綻しないというデータですから。これが本当に三年なり五年で破綻するというのであれば、この取引をやらなきゃまずいですね。この取引をやれば、たちどころに日本の借金がパアになりますというぐらいな話です。

これは、だから、今のレートで、日本が買つていけるのがわからないように、ひそやかに買えば実は可能ですね。マーケットインパクトとなつて途中でばれちゃつて、ちよつとレートは高くなるか

もしれませんけれども、それでも、今の状況であれば、多分三十兆から五十兆円で日本の借金はパアに、チャラにできるというぐらいな話です。

私は、意見とかそういうのじゃなくて、ただ単にデータに基づいてしゃべっているだけなんですけれども、本当にこのぐらゐ切迫しているんだとしたら、こういう手もあるということを御紹介しておきます。

実は、この手がうまくいかないので切迫していない、切迫しているということが誤りだということ証明できるんじゃないかなと思つております。

○柿澤委員 円相場のレートは数字の問題です。海外のメディアの論評というのは、それはそれであるんだというふうにも思いますけれども、これは、ある種、論評の世界です。

そういう意味で、私は、やはり、先ほど高橋公述人がおっしゃつたように、数字を見て、冷静な、そしてバイアスのかかつていない判断をすべきなんじゃないか、こういう立場で議論に臨んでいる、このことを申し上げて、御質問は終わりにさせていただきますと思います。

○中野委員長 これにて柿澤君の質疑は終了いたしました。

次に、中島正純君。

○中島(正)委員 国民新党の中島正純でございます。

きょうは、公述人の皆様、貴重な御意見をありがとうございました。

早速御質問に入らせていただきたいと思ひます。

まずは、加藤公述人とそれから井上公述人に、増税を行うための政治的環境についてお伺ひしたいと思ひます。

加藤公述人の方から、先ほど、大平政権のときの一般消費税の議論が沸き起こったときに、国民から、こんな大変なときに無理ですよという国民の声が沸き上がったというふうにおつしやつてい

ました。さらに、中曽根政権のときには売上税というところで、そして細川政権のときには国民福祉税という、このような事例を踏まえて、今回の一体改革の進め方や政治的環境、そして経済的環境について、どのような感想をお持ちでしょうか。お願いいたします。

○加藤公述人 先ほど御意見が違ふ方がいらつしやいましたが、私は、経済環境は非常に厳しいと思ひます。

政治環境に関しては、これは、ある意味では、ここから脱却する機会が与えられているのではないかとこのように考えています。

その理由としては、ちよつと国会で申し上げるのは皆さん当事者なのではばかられるところもありますが、政権を担う政党が複数になったこと、これは非常に大きな変化であると思ひます。

つまり、自分が政権を担当したときに、当事者としてそこで、政権で何かしなければならぬという立場に複数の政党が立った。言いかえすと、だからマニフェスト違反問題も出てきていると思ひます。それは、私は、やはり政策の問題を現実的に話し合う、そういう機会であると思ひます。

そして、先ほど申し上げました、経済環境が厳しいということ、今までは不信感があり、自分は増税をやりたい、自分は所得再分配をやりたい、自分は所得税の増税をやりたい、自分は歳出削減をやりたい、どつちが先かで優先順位を争つてきたところを、非常に危機的な環境だとこれはもう全部やらない。

はつきり言う、順番、タイミングとかいうのは少し考えることはできるかもしれませんが、短期間に全てやらなければならぬという環境になつたこと、これは、話し合つて合意に達せられるよい政治環境になつたことであると思ひます。

○井上公述人 今の経済環境、これをどういうふうにするのか、これは政治の役目だというふうに思ひます。十年先、二十年先を見て、日本をど

うしていくのか。今だけの問題を見ていて、これをどう乗り越えればいいのか、どうのこうのということではない。やはり、将来どうするのかということに立つならば、現状のままでいいはずはないのではないのかな。これだけ赤字財政になつてしまつておるわけですから、それをどういうふうにして処置していくのかということを考えると、やらざるを得ないことは、ある程度早急に進めていく必要もあるかと。

そして同時に、国民の安心した日本、社会、それをいかに構築するかということによつて経済の発展もある。企業も、投資をしたくても、先行きの見通しが立たないから何も投資ができない。我々の企業にも随分引き合いがたくさん来ます、最近。しかし、先行きが全然見えないから注文を出すのはちよつと待つておくよという声ばかりです。これを早く解決するということが大事なのであつて、そういう点で、政治が主導権を握つて次の時代に進んでもらいたいというふうに思ひます。

行政改革、当然のことだ。やはり、それによつて捻出してくる資金というものをどういうふうに次に回していくかということも大事なわけですし、ぜひともそういう点でもよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○中島(正)委員 ありがとうございます。

それでは、次に、皆様全員にお伺ひしたいと思ひます。

今、消費税を上げる前に政府の歳出の無駄を削減すべきという意見が非常に大きな課題となつております。これについて、どのようにお考えであるのか。議員定数の削減、社会保障以外の歳出改革、特別会計改革、そして公務員給与の削減などの施策について、どれが不十分で、どれが十分に果たされているのか、お考えをお願いいたします。

○高橋(洋)公述人 今、何個か言われたと思うんですが、金目

の話だけでいくと、多分特別会計が一番お金が出てきます。これは今でも二十兆やそこらは出てきますね。ですから、それを搾り出すというのが、シロアリさんへのミルクを断つという意味では絶対必要ですね。

それと、公務員給料の方の話というのは、これはそれほど大きな数字は出てこないですね。それでも、確かに、私は公務員だったのですが、官民で比較すると、公務員の給料の計算というのが民間の一部のところだけをとっていますから、それはちよつとおかしいので、そこは直した方がいいと思うのです。それはお金の面という話じゃなくて、ただ単に仕組みがちよつと違って官民でバランスが悪いという意味で直した方がいいと思います。

あと、議員定数の話は、これはもう、姿勢ですね。これをやったところで、議員歳費の話は大したことではないです。ただし、国民の感情として見ると、何ぞという感じなんでしょう。ですから、これは経済的な話よりかは政治姿勢の話ではないかなというふうに思います。

それと、公務員給与の話というのは、全体で五兆円ぐらいの話ですから、地方公務員まで含めると結構大きな数字にはなと思いますけれども、ですから算式が官民で違うので、これは今の消費税と関係なく、いつもやるべき話ではないかなと私は実は思っております。

○山家公述人 無駄の話ですが、大綱などに書いてある国家公務員の給料、人件費の削減、それから国会議員定数の削減、ともにやるべきではないことだと私は思っています。これは無駄ではないと思います。

まず、国家公務員の給料については、労働基本権が保障されていない人々に対してちゃんと人事院勧告という制度があつて、民間給与を見ながら決めるという方式になっていますから、その見直し方式自体を見直すんだつたらまた別ですけども、そういうルールに従って行っていることを突然切り下げるといふのは大変な問題だと思ひ

ます。

それから、国会議員定数につきましては、国会議員というのは別に歳費をもらうためにここにいらつしやるわけではないので、国民の声を国政に反映させるためにいらつしやる。そういう点では、日本の国会議員というのは非常に少ない。ヨーロッパ諸国は大体十万人前後で一人の国会議員を選んでいる。日本は、計算しますと十七万人で一人ですから、それだけ少ない。倍であつてもおかしくないと思います。それをさらに削るといふことは、要するに、国民の声がより届かなくなる、少数政党の声が届かなくなることであります。やるべきではないことだと思います。

では、何をやるべきか。さつきお話ししましたように、私は、防衛費とか軍事費が非常な無駄だ、本当にああいう軍備が要るのかどうか、きちんと考え直す、あるいは、理想からいつたらない方がいいわけですから、その方向に向かって何か努力はできないかということで見直すべきだと思います。

それから、公共事業関係も、民主党の政権発足当初は随分大なたを振るわれて、あれもやめる、これもやめると。それを今、あれも復活、これも復活。本当に要るのかどうか、疑問のものがいっぱいあります。

小さいものを言い出すといろいろありますね。官房機密費なんかも、いまだに何に使っているかわからないし、要るかどうかかわからない。そういうものも含めると結構あると思いますから、まづ大型のものから、きちんと議論されて削減していくということが必要だろうと思つています。以上です。

○加藤公述人 今の御質問ですと、歳出削減を行うのに実質的效果を上げるといふ側面と増税を説得する側面がありまして、私にとつては、これは別の問題ではないかと思ひます。

実質的な歳出削減となりますと、非常に日本は今経済状態も悪いですし、社会も疲弊していますので、例えば、それぞれの社会保障の専門家であ

る方たちが少しずつ、どうやってどこに重点的に資金を回していくかというようなことを考えていかなければならない、そういうような分野だと思います。

象徴的な方ですと、確かに、やはり国会の方が国民に対して、どんなに額が少なくても何らかの削減をするという姿勢を自分たちの方で示せば、これは非常に説得力が増すと思います。だから、私としては、これをやるかといふことを私が考えるのではなくて、象徴的なことでもいいからやつて、国民を説得しようといふことを国会議員の方で考えていただきたい、そういうふうに通つております。

○坪井公述人 私は、経済の活性化だといふふうに通つています。経済の活性化、要するに、上がれば当然ながら四、五〇％は解決できるところが多々あるのではないかなといふふうに思っています。

議員定数削減については、経済がよくなればそれはといふことでは決してないわけでございます。そういうことで、やはり、最優先に経済を立て直していただく、これをぜひとも先生方にお願ひを申し上げたいと存じます。

○井上公述人 今お話が出ていました経済の活性化といひますか、企業の活性、企業のためにいかに政策を講じていただくということが大事なわけだと思ひます。

ともかく、中小企業、二千八百万の人員を抱えて、雇用を抱えているわけですし、それをいかに活力を持たせるかといふことに對しては、中小企業対策などというのはなっていないと申し上げたいと思ひますね。企業の活力のために持たれている予算、たつた八百九十六億。一体、こんな数字で中小企業をよくできるか、活力を持たせることができるかといふことがもつと問題だと思ひわけです。

財政の配分の仕方、それも大いに考えていただきたいし、と同時に、先ほど申された議員定数の

問題、これも、大した金額ではないんですけども、みづから身をもつて示すということには必要なことであらうと。

ただ、一方、地方公務員は二十一兆円の予算を使つておるわけですから、これも非常に高額の予算を使つておる。国家公務員はたつた五兆何千億ですからね。そういう点ももう少し考えて、やはり予算の使い方ももつと検討していただく必要があるかと思ひます。

以上です。

○中島(正)委員 ありがとうございます。微妙な時間になつてまいりましたので、最後に、加藤公述人から一言でまとめていただきたいと思ひます。

消費税を引き上げて社会保障の安定財源を確保することは、将来不安から貯蓄する人に消費を促す効果もあり、経済活性化にも資すると考えられますけれども、御見解をお伺ひいたします。

○加藤公述人 増税を行うときに、短期的な効果と長期的な効果といふものがありまして、その点に關しましては、短期的効果の推計というのは私の専門ではありませんので、ちよつとこれはお答えできない。そして、経済学者の中でも意見が分かれる。そして、少なくともそういうようなシミュレーションといふのは何らかの前提を置いてやるので、それによつて結果も違つてくるということ。そこまでは私は申し上げることができません。

ですから、これをやつて確実に大丈夫であるとか確実にだめであるといふことは、例えば、数字を出して確率のような形で経済学者の方が考える、あるいはそういう可能性のデータを出すことはできませんけれども、確実にこうなるといふことではないといふふうに思ひます。

○中島(正)委員 ありがとうございます。時間が来ましたので、これで終わります。ありがとうございます。

○中野委員長 これにて中島君の質疑は終了いたしました。

以上で公述人に対する質疑は終了いたしました。

この際、公述人各位に一言御挨拶を申し上げます。

公述人各位におかれましては、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。(拍手)

次回は、明十四日木曜日午後零時四十分理事会、午後一時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十九分散会



平成二十四年六月二十八日印刷

平成二十四年六月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

F